

# デジタル放送における 映像符号化、音声符号化及び多重化方式

VIDEO CODING, AUDIO CODING AND MULTIPLEXING SPECIFICATIONS FOR DIGITAL BROADCASTING

# 標準規格

ARIB STANDARD

## ARIB STD-B32 2.2版

平成13年 5月31日 策 定 平成13年 7月27日 1. 1改定 平成14年 1月24日 1. 2改定 平成14年 3月28日 1. 3改定 平成15年 6月 5日 1. 4改定 平成16年 2月 5日 1.5改定 平成16年 5月25日 1. 6改定 平成16年 9月28日 1. 7改定 平成16年12月14日 1.8改定 平成18年 3月14日 1. 9改定 平成18年 9月28日 2. 0改定 平成19年 3月14日 2. 1改定 平成21年 7月29日 2. 2改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

## まえがき

社団法人電波産業会は、放送事業者、放送機器製造者、電気通信事業者、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と併せて、無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、放送事業者、放送機器製造者、電気通信事業者、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く放送事業者、放送機器製造者、電気通信事業者、無線機器製造者及び利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本規格が、放送事業者、放送機器製造者、電気通信事業者、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

#### 注意

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、 当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、 別表に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、適切な条件の 下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用 する者が、本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、か つ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。 別表 第2号選択

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
日本放送協会	ディジータル情報伝送方式、ディジータル情報送 信装置およびディジータル情報受信装置	特願平 05-65183 特開平 06-276169	日本
	画像信号の動き補償フレーム間予測 符号化・復号化方法とその装置	特許 1890887	日本
	画像の圧縮記録システム	特許 2036887	日本、アメリカ、 イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オ ランタ゛、カナタ゛
	適応変換符号化の方法及び装置	特許 2569842	日本、アメリカ、 イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オ ランタ゛
	適応変換符号化の方法及び装置	特許 2778161	日本、アメリカ、 イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オ ランタ゛
	適応変換符号化の方法及び装置	特許 2569849	日本、アメリカ、 イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オ ランタ゛
口 七届 乞 (收)	適応変換符号化復号化の方法及び装置	特許 2638208	日本、アメリカ、イキ゛リス、ト゛イツ、フランス
日本電気(株)	符号化方式及び復号方式	特許 2820096	日本、アメリカ、韓国、オーストラリア
	改良 DCT の順変換計算装置および逆 変換計算装置	特許 3185214	日本、アメリカ、イキ゛リス、 ト゛イツ、フランス、オランタ゛、 カナタ゛
	適応変換符号化方式および適応変換復号方式	特許 3255022	日本、アメリカ、イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オランタ゛、イタリア、スウェーテ゛ン、カナタ゛、オーストラリア、韓国
	変換符号化方法及び装置	特許 3444261	日本
	適応変換符号化の方法及び装置	特許 2890522	
	適応変換符号化の方法及び装置	特許 2890523	
日本電気(株)& 松下電器産業 (株) (共同出願)*1	オーディオ復号装置と復号方法およびプログラム	特許 3579047	日本、米国、イギリス、 ドイツ、フランス、オランダ、 イタリア、スウェーデン、フィン ランド、カナダ、韓国、 台湾、中国、ブラジル、 香港、インド、ハンガリー、 チェコ、スペイン

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
日本電気(株)& 松下電器産業 (株) (共同出願)*1	オーディオ復号化装置およびオーディオ復号化方法	特許 3646938	日本、米国、イギリス、 ドイツ、フランス、オランダ、 イタリア、スウェーデン、フィン ランド、カナダ、韓国、 台湾、中国、ブラジル、 香港、インド、ハンガリー、 チェュ、スペイン
	オーディオ復号装置およびオーディ オ復号方法	特許 3646939	日本、米国、代ギリス、ト・イツ、フランス、オランタ・、イタリア、スウェーデン、フィンラント・、カナダ・、韓国、台湾、中国、ブラジ・ル、香港、イント・、ハンカ・リー、チェコ、スペ・イン
	画像信号のフレーム間内挿符号化方法と その装置	特許 1,949,701	日本、(MPEG 規格認定特許)
松下電器産業(株)	動き補償予測方法とそれを用いた画 像信号符号化方法	特許 2,699,703	日本、(MPEG 規格認定特許)
	画像信号符号化装置と画像信号復号 化装置及び画像信号符号化方法と画 像信号復号化方法	特許 2,695,244	日本、(MPEG 規格認定特許)
	画像符号化方法及び画像符号化装置	特許 2,684,941	日本、(MPEG 規格認定特許)
	音声信号圧縮方法及びメモリ書き込 み方法	特許 1952835	日本
	オーディオ信号処理方法	特許 3200886	日本、アメリカ、イキ゛リス、 ト゛イツ、フランス、オーストリア、 オーストラリア、韓国、香 港
ソニー(株)	オーディオ信号処理方法	特許 3141853	日本、アメリカ、イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オーストリア、 オーストラリア、韓国、香港
	信号符号化又は復号化装置、及び信号符号化又は復号化方法、並びに記録媒体	WO94/28633	日本、アメリカ、イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、オランタ゛、 オーストリア、イタリア、スペ゜イン、カナタ゛、オーストラリア、 韓国、中国
	信号符号化方法及び装置、信号復号化方法及び装置、並びに信号記録媒体	特開平 7-168593	日本、アメリカ、イキ゛リス、ト゛イツ、フランス、韓国、 台湾、中国、マレーシア、 イント゛ネシア、イント゛、タイ、 メキシコ、トルコ

## ARIB STD-B32

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
	符号化データ復号化方法及び符号化 データ復号化装置	特許 2874745	日本、香港、韓国、 アメリカ、ト・イツ、フランス、 イキ・リス
	映像信号符号化方法	特許 2877225	日本、香港、韓国、 アメリカ、ト゛イツ、フランス、 イキ゛リス
	符号化データ編集方法及び符号化デ ータ編集装置	特許 2969782	日本、香港、韓国、 アメリカ、ト゛イツ、フランス、 イキ゛リス
	動画像データエンコード方法および 装置、並びに動画像データデコード方 法および装置	特許 2977104	日本、アメリカ
ソニー (株)	動きベクトル伝送方法及びその装置 並びに動きベクトル復号化方法及び その装置	特許 2712645	日本、オーストラリア、カナ ダ、韓国、アメリカ、ト゛ イツ、フランス、イギリス
	画像情報符号化装置及び方法、並びに画像情報復号装置及び方法*8	特開 2005-039743	日本、ブラジル、中国、 ト イツ、フランス、イキ リス、 イント ネシア、イント 、韓 国、メキシコ、ロシア、アメリ カ、ベートナム
	信号処理装置および方法、並びにプログラム**8	特許第 3800427	日本、中国、ト・イツ、 フランス、イキ・リス、イント・ネシア、イント・、韓国、マレーシア、オランタ・、シンカ・ホール、タイ、台湾、アメリカ
	ARIB STD-B32 1.0 版について包括確認	 	
	ARIB STD-B32 1.1 版について包括確認		
	ARIB STD-B32 1.5 版について包括確認	忍書を提出**1	
モトローラ (株)	ARIB STD-B32 1.6 版について包括確認	忍書を提出※2	
	ARIB STD-B32 1.7 版について包括確認	忍書を提出※3	
	ARIB STD-B32 1.8 版について包括確認	忍書を提出※4	
	ARIB STD-B32 1.5 版について包括確認		
日本フィリップ	ARIB STD-B32 1.6 版について包括確認	忍書を提出※2	
ス (株)	集) ARIB STD-B32 1.7 版について包括確認書を提出 <sup>※3</sup>		
	ARIB STD-B32 1.8 版について包括確認		
	ARIB STD-B32 1.1 版について包括確認		
三菱電機 (株)	ARIB STD-B32 1.9 版について包括確認	忍書を提出※5	
	ARIB STD-B32 2.2 版について包括確認	忍書を提出**8	

※1:ARIB STD-B32 1.5 版の改定部分について有効

※2: ARIB STD-B32 1.6 版の改定部分について有効

※3: ARIB STD-B32 1.7 版の改定部分について有効

※4:ARIB STD-B32 1.8 版の改定部分について有効

※5: ARIB STD-B32 1.9 版の改定部分について有効

**※**6:ARIB STD-B32 1.0 版について有効

**※**7: ARIB STD-B32 1.1 版の改定部分について有効

※8: ARIB STD-B32 2.2 版の改定部分について有効

## 総合目次

まえがき	
第1部 映像信号と符号化方式	
第2部 音声信号と符号化方式	
第3部 伝送信号の多重化方式	
添付資料 改定履歴表	

# 第1部

映像信号と符号化方式

## 第1部 映像信号と符号化方式

## 目 次

第1章 一般事項	5
1.1 目的	5
1.2 適用範囲	5
1.3 引用文書	5
1.3.1 準拠文書	5
1.4 用語	5
1.4.1 定義	5
1.4.2 略語	6
第2章 映像入力フォーマット	9
2.1 映像信号	9
2.1.1 HDTV 準拠の映像信号特性	9
2.1.2 SDTV 準拠の映像信号特性	10
2.2 信号の標本値	11
2.3 走査の方向	11
2.4 映像信号パラメータ	11
第3章 映像符号化方式	27
3.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式	27
3.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式	27
第4章 映像の圧縮手順、送出手順および符号化後の信号構成	29
4.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式	29
4.1.1 圧縮と送出の手順	29
4.1.2 信号の構成	31
4.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式	32
4.2.1 圧縮と送出の手順	32
第5章 符号化パラメータの制約条件	33
5.1 テレビジョンサービスにおける映像符号化パラメータの制約条件	33
5.1.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式	33
5.1.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式	37
5.1.2.1 プロファイルとレベル	37
5.1.2.2 符号化映像フォーマット	37
5123 シンタックス	39

5.1.3 望ましいエンコード領域	45
5.2 低解像度映像サービスにおける映像符号化パラメータの制約条件	46
5.2.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式	46
5.2.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式	46
付録 A デジタル放送に適用される技術方式	49
付属 1 テレビジョンサービスにおける MPEG-2 Video 規格の運用ガイドライン	51
第1章 一般事項	51
1.1 目的	51
1.2 適用範囲	51
1.3 引用文書	51
1.3.1 準拠文書	51
1.4 用語	51
1.4.1 略語	51
第2章 シーケンスヘッダーおよびシーケンスエンドコードの送出	53
2.1 シーケンスヘッダー(sequence_header)の送出	53
2.2 シーケンスエンドコード(sequence_end_code)の送出	53
第3章 チャンネル切替時間	55
第4章 シームレス切替え	59
4.1 有効サンプル数の変更	59
4.2 480/60/I でのアスペクト比の変更	59
4.3 ビットレートの変更	59
4.4 映像フォーマットの切替方法	60
4.4.1 完全シームレス切替えを実現可能な運用方法(sequence_end_code を送出する方法	<del>(</del> )
	61
4.4.2 SDTV/HDTV 切替えの簡易的な運用方法(sequence_end_code を送出しない方法)	64
第 5 章 フィルム素材の場合のエンコード例	67
付属 2 テレビジョンサービスにおける MPEG-4 AVC 規格の運用ガイドライン	69
第1章 一般事項	
1.1 目的	
1.2 適用範囲	
1.3 引用文書	
1.3.1 準拠文書	
1.4 田宏	00

1.4.1 略語	69
第2章 MPEG-4 AVC 規格の概要	71
第3章 符号化パラメータの制約条件	73
3.1 プロファイルとレベル	73
3.2 符号化映像フォーマット	73
3.3 ビットレート	75
3.4 フレームレート	75
3.5 フレーム構造	76
3.6 GOP 構造	76
3.6.1 ヘッダ情報の配置	76
3.6.2 Open/Closed GOP	76
3.6.3 画面間予測構造	78
3.6.4 GOP 長	80
3.7 ビットストリームのデータ構造	80
3.7.1 GOP の先頭のアクセスユニット	81
3.7.2 GOP の先頭以外のアクセスユニット	82
3.8 シーケンスエンドを示す識別子	83
3.9 符号化ツール	83
3.9.1 双方向動き補償ブロックサイズ	83
3.9.2 参照フレーム数	83
3.9.3 CPB サイズ	84
3.9.4 最低圧縮率	84
3.9.5 プロファイルとビット精度、クロマフォーマットの組合せ	84
3.9.6 スライス分割	85
3.9.7 エントロピー符号化	85
3.9.8 Picture Order Count	86
3.10 HRD コンフォーマンス	86
3.11 シンタックス	86
3.11.1 NAL ユニット	86
3.11.2 シーケンス・パラメータ・セット (Sequence parameter set)	87
3.11.3 ピクチャ・パラメータ・セット (Picture parameter set)	88
3.11.4 アクセス・ユニット・デリミタ (Access unit delimiter)	88
3.11.5 スライス・ヘッダ (Slice header)	88
3.11.6 復号ピクチャ・バッファ制御(Decoded Reference Picture Marking Syntax)	89
3 11 7 VIII	89

3.11.8 パン・スキャン (Pan-scan rectangle) SEI	91
第4章 シームレス切替え	95
4.1 有効サンプル数の変更	95
4.2 480/60/I でのアスペクト比の変更	95
4.3 ビットレートの変更	96
第5章 MPEG-2 Systems 規格による多重化	97
5.1 PES パケット	97
5.2 STD delay	97
5.3 記述子	97
付属 3 低解像度映像サービスにおける MPEG-4 AVC 規格の運用ガイドライン	99
第1章 一般事項	99
1.1 目的	99
1.2 適用範囲	99
1.3 引用文書	99
1.3.1 準拠文書	99
1.4 用語	99
1.4.1 略語	99
第2章 符号化パラメータの制約条件	101
2.1 プロファイルとレベル	101
2.2 映像フォーマットと対応するパラメータ	101
2.2.1 想定する映像フォーマット	101
2.2.2 フレームレート	101
2.2.3 カラー記述	102
2.3 チャンネル切替時間を考慮した運用ガイドライン	102
2.4 Baseline プロファイルにおける望ましい運用ガイドライン	102
2.5 Main プロファイルにおける望ましい運用ガイドライン	103

## 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本標準規格は、デジタル放送における映像信号と映像符号化方式を規定することを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成15年総務省令第26号)に準拠するデジタル放送に適用する。

### 1.3 引用文書

## 1.3.1 準拠文書

次の文書は、その文書において規定される事項の一部が本標準規格に引用されている文書である。

- (1) 平成 15 年総務省令第 26 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(以下「省令」という。)
- (2) 平成 21 年総務省告示第 89 号「映像信号のうち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件」 (以下「告示」という。)
- (3) ITU-T Rec. H.262 | ISO/IEC 13818-2:2000: Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Video (以下「MPEG-2 Video 規格」という。)
- (4) ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10:2007: Advanced video coding for generic audiovisual services (以下「MPEG-4 AVC 規格」という。)

## 1.4 用語

#### 1.4.1 定義

(1)地上デジタルテレビジョン放送:

省令第3章で規定される放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高 精細度テレビジョン放送

(2)BS デジタル放送:

省令第5章第2節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

(3)高度 BS デジタル放送:

省令第5章第3節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用す

る放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

### (4)狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第2節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

## (5)広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第3節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

## (6)高度狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第4節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

## (7)高度広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第5節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

## 1.4.2 略語

AVC Advanced Video Coding

CIE Commission Internationale de l'Éclairage

DCT Discrete Cosine Transform

DTS Decoding Time-Stamp

GOP Group of Pictures

HDTV High Definition Television

HL High Level

H14L High-1440 Level

IEC International Electrotechnical Commission

ISO International Organization for Standardization

ITU-T International Telecommunication Union, Telecommunication

Standardization Sector

ML Main Level

MP Main Profile

MPEG Moving Picture Experts Group

PES Packetized Elementary Stream

PTS Presentation Time-Stamp

SDTV Standard Definition Television

SEI Supplemental Enhancement Information

VUI Video Usability Information

<余白>

## 第2章 映像入力フォーマット

### 2.1 映像信号

映像信号は、被写体の輝度を表す信号(以下「輝度信号」という。)並びに被写体の色相および 彩度を表す信号(以下「色差信号」という。)から成るものとする。

(省令)

### 2.1.1 HDTV 準拠の映像信号特性<sup>1</sup>

#### (1) 三原色信号

三原色信号  $E'_R$ 、 $E'_G$  及び  $E'_B$  はそれぞれ画素を走査した時に生ずる赤、緑および青の各信号電圧をガンマ補正(受像管の赤、緑及び青に対する輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれ信号電圧  $E'_R$ 、 $E'_G$  及び  $E'_B$  を受像管の特性の逆特性を持つように補正することをいう。)した電圧(基準白色レベルで正規化された電圧)であって、CIE 表示系(国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。)において次の表に掲げる  $\mathbf{x}$  および  $\mathbf{y}$  の値を有する赤、緑および青を三原色とする受像管に適合するものとする。

	X	у
赤	0.640	0.330
緑	0.300	0.600
青	0.150	0.060

基準白色は、次のとおりとする。色差信号は白色の被写体に対して零になるものとする。

	X	У
白	0.3127	0.3290

ガンマ補正は、以下の特性によるものとする。

$$E' = \alpha L^{0.45} - (\alpha - 1) \qquad (\beta \le L)$$

$$E' = 4.50L \qquad (-\beta < L < \beta)$$

$$E' = -\alpha (-L)^{0.45} + (\alpha - 1) \qquad (L \le -\beta)$$

ただし、E'は映像信号のカメラ出力及びLはカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも上記に示す基準白色により正規化した値とする。広色域システムの場合にのみ、L<0及び1<Lを許容する。 $\alpha$  及び $\beta$ は、次の連立方程式の解とし、計算にあたっては小数点以下第三位未満の端数は四捨五入した値を用いてもよい。

$$\begin{cases} 4.5\beta = \alpha\beta^{0.45} - \alpha + 1 \\ 4.5 = 0.45\alpha\beta^{-0.55} \end{cases}$$

lpha 及びeta を小数点以下第三位未満の端数を四捨五入した値は、lpha =1.099、eta =0.018 であり、ガン

<sup>1</sup> 本規定は、省令第21条、別表第18号および第35条の8、別表第49号に基づく。

マ補正の特性は以下のように表される。

$$E' = 1.099 L^{0.45} - 0.099$$
 (0.018 \le L)  
 $E' = 4.500 L$  (-0.018 < L < 0.018)  
 $E' = -1.099 (-L)^{0.45} + 0.099$  (L \le -0.018)

#### (2) 輝度·色差信号

輝度信号  $E'_{Y}$ 、色差信号  $E'_{CR}$  及び  $E'_{CB}$ は、ガンマ補正された三原色信号  $E'_{R}$ 、 $E'_{G}$  及び  $E'_{B}$ から次のとおり生成するものとする。

$$E'_{Y} = 0.2126 E'_{R} + 0.7152 E'_{G} + 0.0722 E'_{B}$$

$$E'_{CR} = (E'_{R} - E'_{Y}) / 1.5748$$

$$E'_{CB} = (E'_{B} - E'_{Y}) / 1.8556$$

輝度信号および色差信号の量子化特性は以下のとおりとする。

$$D'_{Y} = INT[(219 E'_{Y} + 16) \cdot 2^{m-8}]$$

$$D'_{CR} = INT[(224 E'_{CR} + 128) \cdot 2^{m-8}]$$

$$D'_{CB} = INT[(224 E'_{CB} + 128) \cdot 2^{m-8}]$$

- 注1 mは輝度信号及び色差信号の量子化ビット数とする。
  - 2 演算子 INT [A]は、実数 A の小数点以下第一位の四捨五入により与えられる整数を表す。

### 2.1.2 SDTV 準拠の映像信号特性<sup>2</sup>

## (1) 三原色信号

三原色信号  $E'_R$ 、 $E'_G$  及び  $E'_B$  はそれぞれ画素を走査した時に生ずる赤、緑および青の各信号電圧をガンマ補正(受像管の赤、緑及び青に対する輝度は、格子に印加されるそれぞれの信号電圧のガンマ乗に比例するので、被写体の輝度が正しく再現されるよう送信側においてそれぞれの信号電圧  $E'_R$ 、 $E'_G$  及び  $E'_B$ をぞれぞれの値のガンマ分の一乗に補正することをいう。)した電圧(基準白色レベルで正規化された電圧)であって、CIE 表示系(国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。)において次に掲げるx およびy の値を有する赤、緑及び青を三原色とし、かつ、ガンマの値をz とする受像管に適合するものとする。

	X	у
赤	0.67	0.33
緑	0.21	0.71
青	0.14	0.08

色差信号は白色の被写体に対して零になるものとする。

<sup>2</sup> 本規定は、省令第42条、別表第35号に基づく。

### (2) 輝度・色差信号

輝度信号  $E'_{Y_{N}}$  色差信号  $E'_{CR}$  及び  $E'_{CB}$ は、ガンマ補正された三原色信号  $E'_{R}$ 、 $E'_{G}$  及び  $E'_{B}$ から次のとおり生成するものとする。

$$E'_{Y} = 0.299 E'_{R} + 0.587 E'_{G} + 0.114 E'_{B}$$

$$E'_{CR} = 0.500 E'_{R} - 0.419 E'_{G} - 0.081 E'_{B}$$

$$E'_{CB} = -0.169 E'_{R} - 0.331 E'_{G} + 0.500 E'_{B}$$

輝度信号および色差信号の量子化特性は以下のとおりとする。

$$D'_{Y} = INT[(219 E'_{Y} + 16) \cdot 2^{m-8}]$$

$$D'_{CR} = INT[(224 E'_{CR} + 128) \cdot 2^{m-8}]$$

$$D'_{CB} = INT[(224 E'_{CB} + 128) \cdot 2^{m-8}]$$

- 注1 mは輝度信号及び色差信号の量子化ビット数とする。
  - 2 演算子 INT [A]は、実数 A の小数点以下第一位の四捨五入により与えられる整数を表す。

### 2.2 信号の標本値

輝度信号及び色差信号の標本値は、8 けた又は 10 けたの二進数字によって量子化を行うものとする。

(省令)

#### 2.3 走査の方向

映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものと する。

(省令)

## 2.4 映像信号パラメータ

映像の走査線数、有効走査線数、走査方式、フレーム周波数、フィールド周波数、画面の横と縦の比、水平走査の繰返し周波数、標本化周波数(輝度信号及び色差信号)、1 走査線当たりの標本化数(輝度信号及び色差信号)、1 走査線当たりの有効標本化数(輝度信号及び色差信号)、ろ波特性、水平同期信号及び垂直同期信号は、次の表に示すとおりとする。

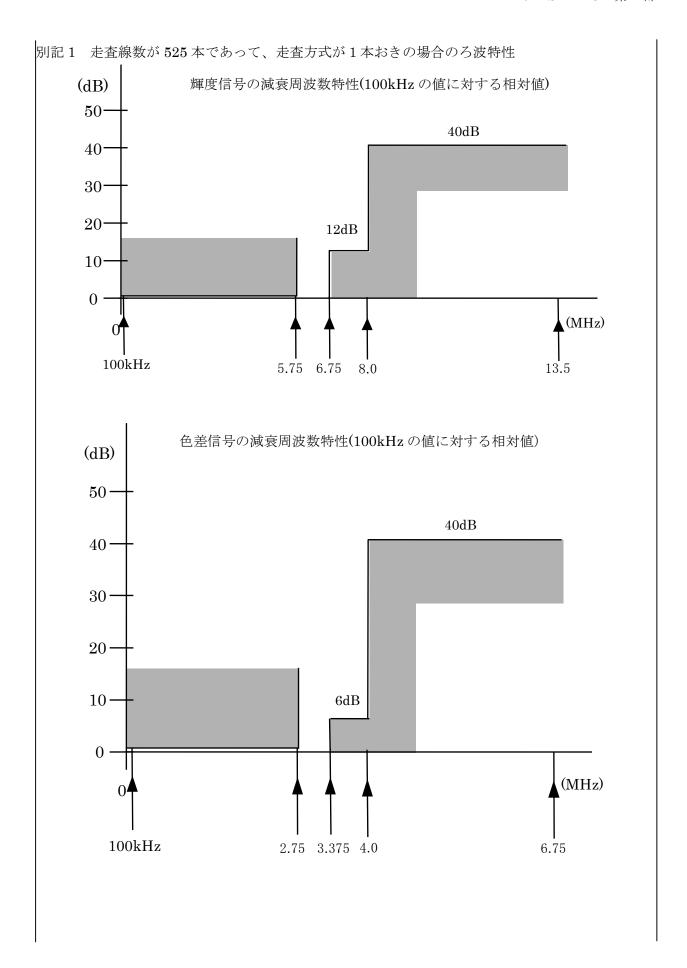
## 映像信号の各パラメータ<sup>3</sup>

映像フォ	ーマット	480/60/I	480/60/P	720/60/P	1080/60/I	1080/60/P	2160/60/P <sup>4</sup>
走査線数		525 本	525 本	750本	1125 本	1125本	規定しな い <sup>(注 1)</sup>
有効走	查線数	483 本	483 本	720 本	1080 本	1080 本	2160 本
走査	方式	1本おき	順次	順次	1本おき	順次	順次
フレーム	周波数	30/ 1.001 Hz	60/ 1.001 Hz	60/ 1.001 Hz	30/ 1.001 Hz	60/ 1.001 Hz	60/ 1.001 Hz
フィール	ド周波数	60/ 1.001 Hz			60/ 1.001 Hz		
画面の横	と縦の比	16:9 又は 4:3	16:9	16:9	16:9	16:9	16:9
水平走査(周波数		15.750/ 1.001kHz	31.500/ 1.001 kHz	45.000/ 1.001 kHz	33.750/ 1.001 kHz	67.500/ 1.001 kHz	規定しな い <sup>(注 1)</sup>
標本化周	輝度信号	13.5 MHz	27 MHz	74.25/ 1.001MHz	74.25/ 1.001MHz	148.5/ 1.001MHz	規定しな い <sup>(注 1)</sup>
波数	色差信号	6.75 MHz	13.5 MHz	37.125/ 1.001MHz	37.125/ 1.001MHz	74.25/ 1.001MHz	規定しな い <sup>(注1)</sup>
1 走査線 当たりの	輝度信号	858	858	1650	2200	2200	規定しな い <sup>(注1)</sup>
標本化数	色差信号	429	429	825	1100	1100	規定しな い <sup>(注1)</sup>
1 走査線 当たりの	輝度信号	720	720	1280	1920	1920	3840
有効標本 化数	色差信号	360	360	640	960	960	1920
ろ波特性		別記1	別記 2	別言	記 3	別記 4	規定しな い <sup>(注 1)</sup>
水平同期信号		別言	記 5	別記 6	別言	记 7	規定しな い <sup>(注1)</sup>
垂直同期信号		別記 8	別記 9	別記 10	別記 11	別記 12	規定しな い <sup>(注 1)</sup>
(20. a) Line					- 1- 1 ( ) )		

<sup>(</sup>注 1) 本映像フォーマットにおいてアナログインタフェースは想定されないため、これらのパラメータは規定しない。

<sup>|3</sup> 実運用は省令および告示の範囲に制限される。(付録 A 参照)

<sup>4</sup> 本映像フォーマットは省令では規定されていない。

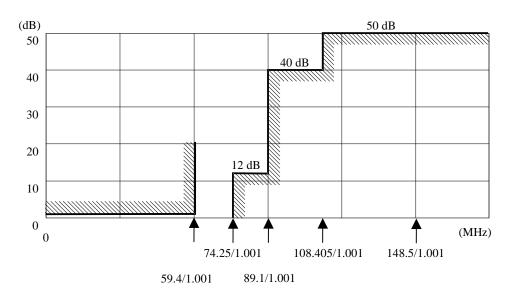


別記2 走査線数が525本であって、走査方式が順次の場合のろ波特性 輝度信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値) (dB) 50dB 50 40dB 4030 20 12dB 10 2dB 0 (MHz)11.0 100kHz 27.0 20.0 12.0 16.0 色差信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値) (dB) 50 dB5040dB40 30 206dB 10 0 (MHz)5. 75 6. 75 8.0 10.5 13.5  $100 \mathrm{kHz}$ 

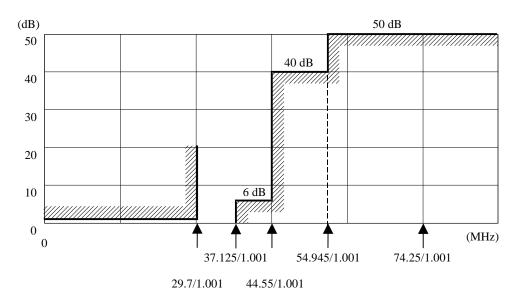
別記3 走査線数が750本であって、走査方式が順次の場合及び走査線数が1125本であって、 走査方式が1本おきの場合のろ波特性 輝度信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値) (dB)  $50~\mathrm{dB}$ 50 40 dB40\_ 30\_ 20\_ 12 dB10\_ 0 37.125/1.001 54.2025/1.001 74.25/1.001 0 29.7/1.001 44.55/1.001 (MHz)周波数 色差信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値) (dB) 50\_ 40 dB 40\_ 30\_ 20\_ 10\_  $6~\mathrm{dB}$ 18.5625/1.001 27.4725/1.001 0 37.125/1.001 22.275/1.001 14.85/1.001 周波数 (MHz)

別記4 走査線数が1125本であって、走査方式が順次の場合のろ波特性

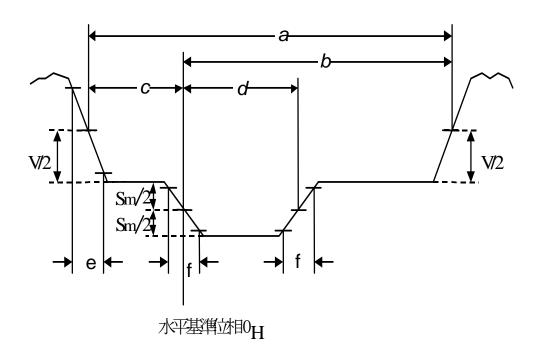
## 輝度信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値)



## 色差信号の減衰周波数特性(100kHzの値に対する相対値)



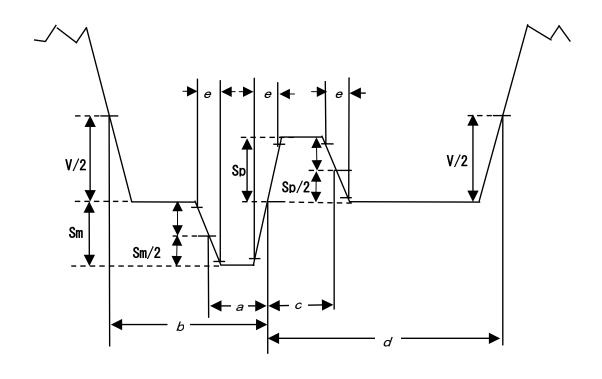
別記5 走査線数が525本であって、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号



水平同期信号のタイミング及びレベル

		規定値	
記号	項目	走査線数が 525 本で あって走査方式が 1 本おきの場合	走査線数が 525 本で あって走査方式が順 次の場合
Н	水平走査期間 (μs)	1001/15.75	1001/31.5
а	水平ブランキング期間(μs)	10.70	5.35
b	映像信号開始点 (μs)	9.20	4.60
С	映像信号終了点 (μs)	1.50	0.75
d	負極性パルス幅 (μs)	4.70	2.35
e	水平ブランキング立ち下り時間 (10-90%) (μs)	0.14	0.07
f	水平同期信号立下り/立上 り時間(10-90%) (μs)	0.14	0.07
Sm	負極性パルス振幅(mV)	300	
V	映像信号振幅 (mV)	70	00

別記6 走査線数が 750 本であって、走査方式が順次の場合の水平同期信号



水平同期信号のレベル

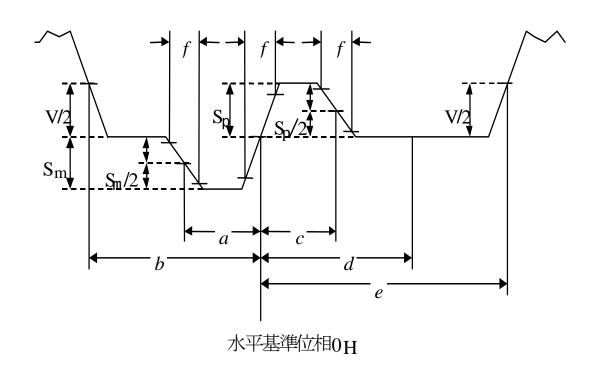
記号	項目	規定値
Sm	負極性パルス振幅(mV)	300
Sp	正極性パルス振幅(mV)	300
V	映像信号振幅(mV)	700

水平同期信号のタイミング

記号	項目	規定値
а	負極性パルス開始点(T)	40
b	映像信号終了点(T)	110
С	正極性パルス終了点(T)	40
d	映像信号開始点(T)	260
e	パルス立ち上がり/立ち下がり時間(T)	4

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度標本化周波数の逆数である。

別記7 走査線数が1125本であって、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号



水平同期信号のレベル

記号	項目	規定値
$S_{\mathbf{m}}$	負極性パルス振幅(mV)	300
$S_p$	正極性パルス振幅(mV)	300
V	映像信号振幅(mV)	700

水平同期信号のタイミング

記号	項目	規定値
а	負極性パルス開始点 (T)	44
b	映像信号終了点 (T)	88
С	正極性パルス終了点 (T)	44
d	クランプ終了点 (T)	132
e	映像信号開始点 (T)	192
f	パルス立ち上がり/立ち下がり時間 (T)	4

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度標本化周波数の逆数である。

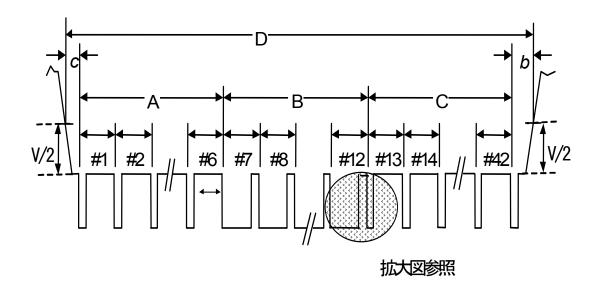
別記8 走査線数が525本であって、走査方式が1本おきの場合の垂直同期信号 #9 #10 #7 拡大図数照 最加フィールド 次のフィールド #264 | #265 #267 #268 #270 #271 拡大図数照 最加フィールド 次のフィールド Sm/2拡大図 H/2 **H**/2

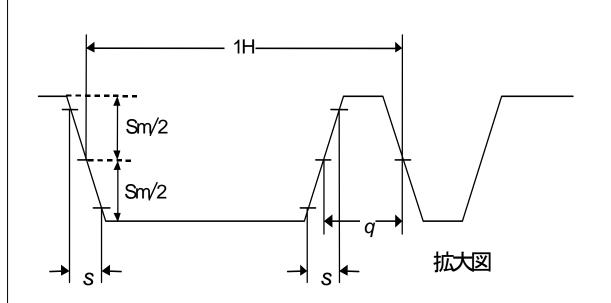
垂直同期信号のタイミング

記号	項目	規定値
F	垂直走查期間(ms)	1001/30
D	垂直ブランキング期間	21H + a
A	等化パルス期間	3Н
В	垂直同期パルス期間	3Н
С	等化パルス期間	3Н
S	垂直同期パルスの立ち上がり/立ち下がり 時間(10-90%)(μs)	0.14
p	等化パルス幅(μs)	2.30
q	垂直セレーションパルス幅(μs)	4.70

注 H、a、b、c、Sm 及びVは、別記 5 に示す値とする

別記9 走査線数が525本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号





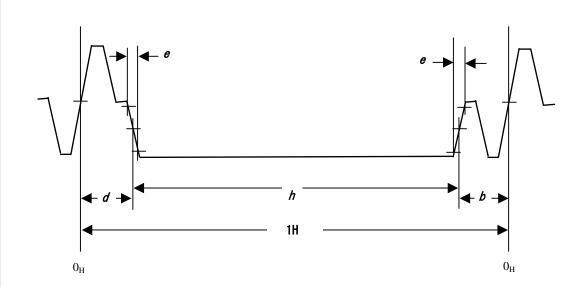
垂直同期信号のタイミング

記号	項目	規定値
F	垂直走查期間(ms)	1001/60
D	垂直ブランキング期間	42H + a
A	垂直ブランキング期間の開始点直後の水平同 期パルス開始点から垂直同期パルスの開始点	6H
В	垂直同期パルス期間	6H
С	垂直同期パルスの終了点直後の水平同期パルス開始点から垂直ブランキング期間の終了点 直前の水平同期パルス開始点	30Н
S	垂直同期パルスの立ち上がり/立ち下がり時間(10-90%)(µs)	0.07
q	垂直セレーションパルス幅(μs)	2.35

注 H、a、b、c、Sm 及びVは、別記 5 の値とする。

30H 5H #745 #750 #1 #2 #3 #4 #5 #6 #7 #7 #2 #26 拡大図参照

別記 10 走査線数が 750 本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

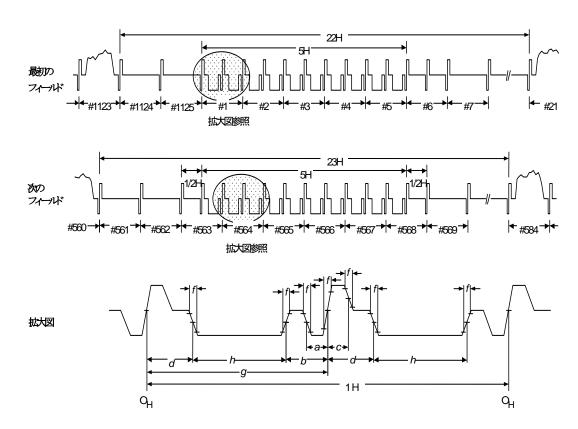


垂直同期信号及びフィールドに関する規定

記号	項目	規定値
Н	1 ライン期間 <b>(T)</b>	1650
h	垂直同期パルス幅(T)	1280
	画面の最上部のライン	#26
	画面の最下部のライン	#745
	垂直ブランキング期間	30H
	フレームの開始	#1

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である

別記 11 走査線数が 1125 本であって、走査方式が 1 本おきの場合の垂直同期信号

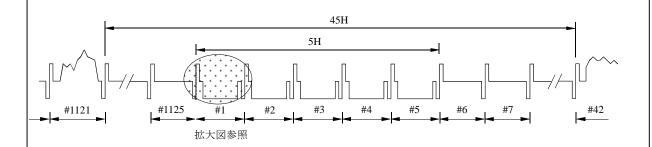


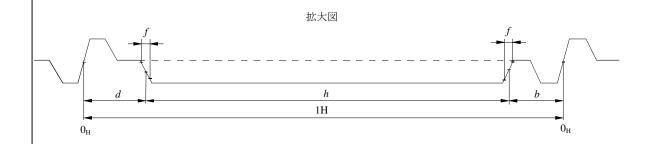
垂直同期信号及びフィールドに関する規定

記号	項目	規定値
Н	1 ライン期間 <b>(T)</b>	2200
g	1/2 ライン期間(T)	1100
h	垂直同期パルス幅(T)	880
	画面の最上部のライン 最初のフィールド 次のフィールド	# 21 # 584
	画面の最下部のライン 最初のフィールド 次のフィールド	# 560 #1123
	垂直ブランキング期間 最初のフィールド 次のフィールド	22 H 23 H
	フィールドの開始 最初のフィールド 次のフィールド	# 1 # 564

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である

別記 12 走査線数が 1125 本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号





垂直同期信号に関する規定

記号	項目	規定値
Н	1 ライン期間 <b>(T)</b>	2200
h	垂直同期パルス幅(T)	1980
	画面の最上部のライン	#42
	画面の最下部のライン	#1121
	垂直ブランキング期間	45H
	フレームの開始	#1

注 T は基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。b、d、f は別記 2 の値とする。

(省令)

<余白>

# 第3章 映像符号化方式

#### 3.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式

映像信号の符号化は、次の各号に規定する方式を組み合わせたものとし、映像の圧縮手順および送出手順については、総務大臣が別に告示するところ(第4章4.1参照)によるものとする。

- (1) 動き補償予測符号化方式(映像信号の前後のフレーム又はフィールドからの動き量を検出し、動き量に応じて補正したフレーム又はフィールド信号と原信号との差分信号と動き量のみを送信することにより伝送する情報量を減らす方式)
- (2) 離散コサイン変換方式 (原画像を8画素四方の単位で空間周波数成分に変換し、その周波数成分を視覚特性を反映して量子化することにより情報量を減らす方式)
- (3) 可変長符号化方式(統計的に発生頻度の高い符号は、短いビット列で表現し、発生頻度の低い符号は、長いビット列で表現することにより伝送するビット数を減らす方式)

(省令)

# 3.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式

映像信号の符号化は、次の各号に規定する方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところ(第4章4.2参照)によるものとする。

- (1) 画面内予測符号化方式 (原信号の符号化対象画素とその近傍画素との差分値を符号化することにより伝送する情報量を減らす方式)
- (2) 動き補償予測符号化方式(映像信号の前後のフレーム又はフィールドからの動き量を検出し、動き量に応じて補正したフレーム又はフィールド信号と原信号との差分信号と動き量のみを送信することにより伝送する情報量を減らす方式)
- (3) 整数変換方式 (原画像を 4 画素四方又は 8 画素四方の単位で整数精度の直交変換により空間周波数成分に変換し、その周波数成分を視覚特性を反映して量子化することにより情報量を減らす方式)
- (4) エントロピー符号化方式 (符号の出現確率をもとに、異なるビット列で表現することにより伝送するビット数を減らす方式)

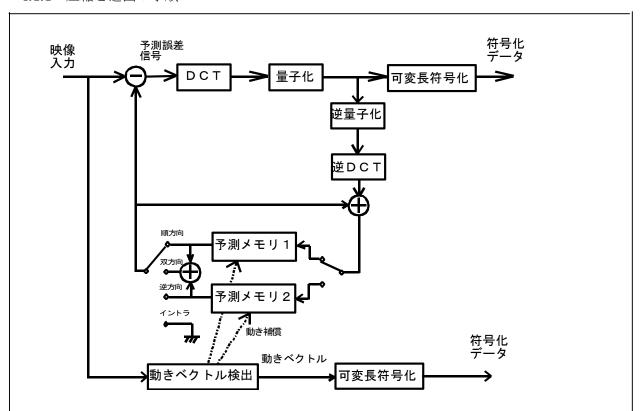
(省令)

<余白>

# 第4章 映像の圧縮手順、送出手順および符号化後の信号構成

#### 4.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式

#### 4.1.1 圧縮と送出の手順



注1 DCT は、離散コサイン変換処理を示し、映像の水平方向をx軸、垂直方向をy軸とした場合の $N\times N$ の画素 f(x,y)に対する2次元 DCT 係数  $F(u,\nu)$  は、以下のとおり定義される。

$$F(u,v) = \frac{2C(u)C(v)}{N} \sum_{x=0}^{N-1} \sum_{y=0}^{N-1} f(x,y) \cos\left\{\frac{(2x+1)u\pi}{2N}\right\} \cos\left\{\frac{(2y+1)v\pi}{2N}\right\}$$

ただし、

$$C(u), C(v) = \begin{cases} 1/\sqrt{2} & \text{for } u, v = 0 \\ 1 & \text{for } u, v \neq 0 \end{cases}$$

2 逆DCTは、逆離散コサイン変換処理を表し、以下のとおり定義される。

$$f(x,y) = \frac{2}{N} \sum_{u=0}^{N-1} \sum_{v=0}^{N-1} C(u)C(v)F(u,v) \cos \frac{(2x+1)u\pi}{2N} \cos \frac{(2y+1)v\pi}{2N}$$

3 図中、順方向とあるのは、順方向予測符号化(過去の画像情報を用いて動き補償予測を 行うもの)を示し、双方向とあるのは、双方向予測符号化(未来及び過去の画像情報を 用いて動き補償予測を行うもの)を示し、逆方向とあるのは、逆方向予測符号化(未来

### ARIB STD-B32 第1部

の画像情報を用いて動き補償予測を行うもの)を示し、イントラとあるのは、イントラ符号化(動き補償予測を行なわず、現在の画像情報のみを使用するもの)を示す。

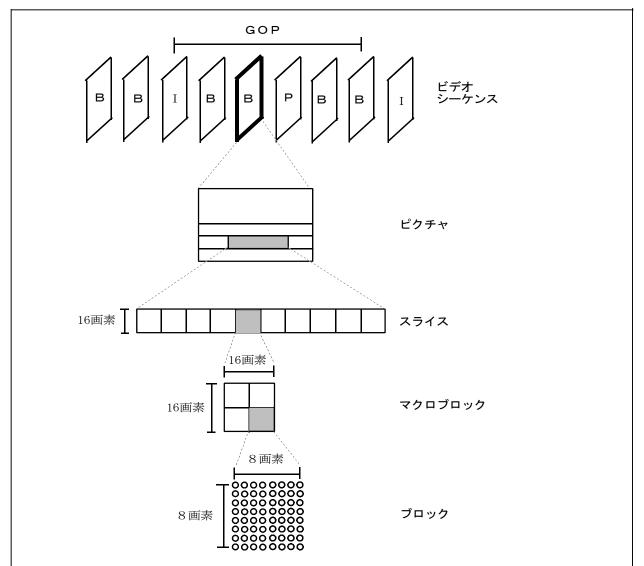
4 逆量子化及び可変長符号化は、ITU-T 勧告 H.262 に従うものとする。なお、可変長符号化器の出力のデータの順番は、以下のいずれかによるものとする。

							u									u
0	1	2	3	4	5	6	7		0	1	2	3	4	5	6	7
0	1	5	6	14	15	27	28	0	0	4	6	20	22	36	38	52
2	4	7	13	16	26	29	42	1	1	5	7	21	23	37	39	53
3	8	12	17	25	30	41	43	2	2	8	19	24	34	40	50	54
9	11	18	24	31	40	44	<b>5</b> 3	3	3	9	18	25	35	41	51	55
10	19	23	32	39	45	52	54	4	10	17	26	30	42	46	56	60
20	22	33	38	46	51	55	60	5	11	16	27	31	43	47	57	61
21	34	37	47	50	56	59	61	6	12	15	28	32	44	48	58	62
35	36	48	49	57	58	62	63	ν 7	13	14	29	33	45	49	59	63
	0 2 3 9 10 20 21	0 1 2 4 3 8 9 11 10 19 20 22 21 34	0 1 5 2 4 7 3 8 12 9 11 18 10 19 23 20 22 33 21 34 37	0 1 5 6 2 4 7 13 3 8 12 17 9 11 18 24 10 19 23 32 20 22 33 38 21 34 37 47	0 1 5 6 14 2 4 7 13 16 3 8 12 17 25 9 11 18 24 31 10 19 23 32 39 20 22 33 38 46 21 34 37 47 50	0     1     5     6     14     15       2     4     7     13     16     26       3     8     12     17     25     30       9     11     18     24     31     40       10     19     23     32     39     45       20     22     33     38     46     51       21     34     37     47     50     56	0     1     5     6     14     15     27       2     4     7     13     16     26     29       3     8     12     17     25     30     41       9     11     18     24     31     40     44       10     19     23     32     39     45     52       20     22     33     38     46     51     55       21     34     37     47     50     56     59	0     1     2     3     4     5     6     7       0     1     5     6     14     15     27     28       2     4     7     13     16     26     29     42       3     8     12     17     25     30     41     43       9     11     18     24     31     40     44     53       10     19     23     32     39     45     52     54       20     22     33     38     46     51     55     60       21     34     37     47     50     56     59     61	0       1       2       3       4       5       6       7         0       1       5       6       14       15       27       28       0         2       4       7       13       16       26       29       42       1         3       8       12       17       25       30       41       43       2         9       11       18       24       31       40       44       53       3         10       19       23       32       39       45       52       54       4         20       22       33       38       46       51       55       60       5         21       34       37       47       50       56       59       61       6	0     1     2     3     4     5     6     7       0     1     5     6     14     15     27     28     0     0       2     4     7     13     16     26     29     42     1     1       3     8     12     17     25     30     41     43     2     2       9     11     18     24     31     40     44     53     3     3       10     19     23     32     39     45     52     54     4     10       20     22     33     38     46     51     55     60     5     11       21     34     37     47     50     56     59     61     6     12	0       1       2       3       4       5       6       7       0       1         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16         21       34       37       47       50       56       59       61       6       12       15	0       1       2       3       4       5       6       7       0       1       2         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4       6         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5       7         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8       19         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9       18         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17       26         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16       27         21       34       37       47       50       56       59       61       6       12       15       28	0       1       2       3       4       5       6       7         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4       6       20         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5       7       21         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8       19       24         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9       18       25         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17       26       30         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16       27       31         21       34       37       47       50       56       59       61       6       12       15       28       32	0       1       2       3       4       5       6       7       0       1       2       3       4         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4       6       20       22         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5       7       21       23         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8       19       24       34         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9       18       25       35         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17       26       30       42         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16       27       31       43         21       34       37       47       50       56       59       61       6       12	0       1       2       3       4       5       6       7         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4       6       20       22       36         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5       7       21       23       37         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8       19       24       34       40         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9       18       25       35       41         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17       26       30       42       46         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16       27       31       43       47         21       34       37       47       50       56       59       61       6	0       1       2       3       4       5       6       7         0       1       5       6       14       15       27       28       0       0       4       6       20       22       36       38         2       4       7       13       16       26       29       42       1       1       5       7       21       23       37       39         3       8       12       17       25       30       41       43       2       2       8       19       24       34       40       50         9       11       18       24       31       40       44       53       3       3       9       18       25       35       41       51         10       19       23       32       39       45       52       54       4       10       17       26       30       42       46       56         20       22       33       38       46       51       55       60       5       11       16       27       31       43       47       57         21       34       37

- 5 動きベクトル検出は、マクロブロック単位に行うものとする。
- 6 符号化データは、ITU-T 勧告 H.262 の映像ビットストリーム構文に従い生成するものと する。

(告示)

#### 4.1.2 信号の構成

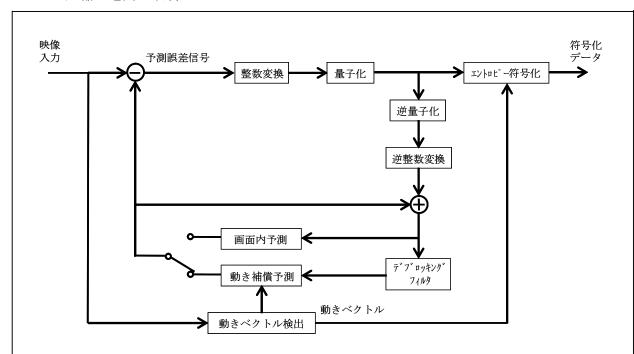


- 注1 ビデオシーケンスは、符号化を行う最上位の構文構造であり映像信号を構成する一連の 画面のことをいう。
  - 2 GOP は、I ピクチャ(現在の画像情報のみを使用して符号化された画像)、B ピクチャ(現在、過去及び未来の画像情報を使用して符号化された画像)又は P ピクチャ(現在 及び過去の画像情報を使用して符号化された画像)から構成され、少なくとも 1 枚の I ピクチャを含む。
  - 3 ピクチャは、1枚の画面のことをいう。
  - 4 スライスは、同一水平行に位置する任意の数のマクロブロックから構成される。
  - 5 マクロブロックは、16 画素×16 画素の輝度信号及び空間的に同じ場所に位置する 8 画素×8 画素又は 16 画素×8 画素の二つの色差信号で構成される。

(告示)

#### 4.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式

#### 4.2.1 圧縮と送出の手順



- 注1 整数変換は、4×4 画素及び 8×8 画素のブロックに対する整数精度の直交変換処理を示す。
  - 2 画面内予測は現在の画像情報において符号化処理済みの隣接ブロックの画素を用いて予測 を行う処理を示し、動き補償は未来及び過去の複数の画像情報を用いてブロックサイズを可 変とする動き補償予測を行う処理を示す。
  - 3 デブロッキングフィルタは、符号化に伴いブロックの境界に発生するノイズを低減する処理を示す。
  - 4 逆量子化、逆整数変換及びエントロピー符号化は、ITU-T 勧告 H.264 に従うものとする。
  - 5 動きベクトル検出は、16×16 画素、16×8 画素、8×16 画素、8×8 画素、8×4 画素、4×8 画素又は 4×4 画素単位に行うものとする。
  - 6 符号化データは、ITU-T 勧告 H.264 の映像ビットストリーム構文に従い生成するものとする。

(告示)

# 第5章 符号化パラメータの制約条件

#### 5.1 テレビジョンサービスにおける映像符号化パラメータの制約条件

#### 5.1.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式

映像符号化方式は、MPEG-2 Video 規格に規定された Main プロファイルに準拠するものとする。 さらに、sequence\_display\_extension により表示領域を指定しない場合は表 5-1 に記載する「符号化パラメータの制約条件 1 」を、sequence\_display\_extension により表示領域を指定する場合は表 5-2 に記載する「符号化パラメータの制約条件 2 」を満たすものとする。ここに制約条件として記載していないパラメータに関しては、MPEG-2 Video 規格に規定された Main プロファイルの値を採用するものとする。

なお、表 5-1 および表 5-2 における MPEG-2 Video 規格の符号化パラメータの各コード番号の意味を表 5-3 に、各パラメータ値における 4:3 または 16:9 モニターでの望ましい表示形式を図 5-1 に示す。

送信側では常に  $vbv_delay$  を 0xFFFF に設定し、可変ビットレートで運用するものとする。映像 PES は 1 フレーム分の映像データで構成され、PES Header では必ず PTS (必要に応じて DTS) を 送出するものとする。受信機では映像、音声のデコード開始制御及び出力制御は各 PES Header 内の PTS, DTS によって制御することとし、 $vbv_delay$  によるデコード制御は行わないものとする。

	sequence_header の制約条件				sequence	_display_extensio (注 4)	on の制約条件	その他のパラメータ <sup>(注 7)</sup>	図 5-1 (注 8)
vertical_ size_value	horizontal_ size_value	aspect_ratio_ information	frame_ rate_code	progressive_ sequence	color_ primaries	transfer_ characteristic	matrix_ coefficients		(在 6)
1080 (注1)	1920, 1440	3	4 (注 3)	0	1 (注 5)	1 (注 5)	<sub>1</sub> (注 5)	MP@HL 用に規定された値	1
720	1280	3	7 (注 3)	1	1	1 /	1 /	MIT WITE 用化成化合矿化	1
480	720	3	7 <sup>(注3)</sup>	1	1			MP@H14L 用に規定された値	1
480	720, 544, 480	3	<sub>4</sub> (注3)	0	(注5、	1 (注 5、注 6)	1 (注 5、注 6)	MP@ML 用に規定された値	1)
400	(注 2) 2		4	0	注 6)			MIT WILL THE MILE OF WILL THE	(3)

表 5-1 符号化パラメータの制約条件1 (sequence display extension により表示領域を指定しない場合)

- (注1) MPEG-2 Video 規格において、実際には 1088 本が符号化される。エンコーダで有効ラインの下に 8 ライン分の架空の映像データ(ダミーデータ)を付加し、実際には 1088 本分の映像データとして符号化処理される。 デコーダでは 1088 本分の映像データの内、上からの 1080 本、すなわちダミーデータを除いた 1080 本の有効ラインを持つ映像信号として出力される。
- (注2) メディア横断性と将来における柔軟な運用の準備のために horizontal\_size\_value に 544 サンプルと 480 サンプルを設ける。デジタル放送では高画質サービスが要求されており、可能な限り 720 サンプルの使用が望ましい。なお、544 サンプルの場合は、720 サンプルの場合とセンター位置を合わせ、実映像データ 540 サンプルとその両側に架空の映像データ(黒を基本とする)を 2 サンプルずつ付けた 544 サンプルで構成するものとする。
- (注3) フィルム素材の場合、frame\_rate\_code は変えずに repeat\_first\_field, top\_field\_first, progressive\_frame のフラグをコントロールすることによるエンコードも可能とする(付属 1 第5章を参照)。
- (注4) sequence\_display\_extension が伝送されない場合、display\_vertical\_size および display\_horizontal\_size の各々の値は、sequence\_header で示される vertical\_size\_value, horizontal\_size\_value の値と等しいものとして受信側で処理される。但し、horizontal\_size\_value が 544 サンプルの場合は、display\_horizontal\_size が 540 として伝送された場合と同様に両側の 2 サンプルずつを除いた 540 サンプルの領域を表示するように処理される。
- (注5) sequence\_display\_extension が伝送されない場合、color\_primaries, transfer\_characteristics, matrix\_coefficients の各値は、それぞれ"1"と等しいものとして受信側で処理される。
- (注6) 狭帯域 CS デジタル放送においては事業者運用規定によるものとする。
- (注7) Main プロファイルの各レベルに対して MPEG-2 Video 規格で規定された値を採用する。但し、bit\_rate\_value は、MP@HL 及び MP@H14L では伝送可能な最大容量以下とし、 MP@ML では 15Mbit/s 以下とする。 可変ビットレートで運用するものとし、vbv\_delay は常に 0xFFFF とする。
- (注8) 図 5-1「アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにおける望ましい表示形式」を参照のこと。

	衣	52 符号任	ヒハフメーク	メの刑約条件 2	(sequen	ce_display_ext	ension (C)	より衣亦唄吸る	2 指止する場		
sec	quence_header	のパラメータ	7値	sequence_ extension の パラメータ値		sequence_displ	ay_extensio	n のパラメータ	值	その他の パラメータ	図 5-1
vertical_ size_value	horizontal_ size_value	aspect_ ratio_ information (注 3)	frame_ rate_code (注 4)	progressive_ sequence	display_ vertical_ size	display_ horizontal _size (注 5)	color_ primaries	transfer_ characteristics	matrix_ coefficients	パフメータ (注8)(注9)	5-1 (注 10)
1080	1920, 1440	3				1920, 1440					1
(注 1)	1920	2	4	0	1080	1440	1	1	1	MP@HL 用に	2
(1111)	1440	2				1080	(注 6)	(注 6)	(注 6)	規定された値	
720	1280	3	7	1	720	1280	(111 0)	(11 0)	(122 0)		1
120	1200	2		1	120	960					2
480	720	3	7	1	480	720				MP@H14L用に	1
100	120	2	·	1	100	540				規定された値	2
	720,544,480 (注 2)	3			400	720,540,480	1 (注 6 <b>,</b>	1	1		1
480	720	2	4	0	480	540	注 7)	(注6、注7)	(注6,注7)	MP@ML 用に 規定された値	2
	720,544,480	2				720,540,480				死化041/121  12	3
	(注 2)	3			360	120,040,400					4

表 5·2 符号化パラメータの制約条件 2 (sequence display extension により表示領域を指定する場合)

- (注1) MPEG-2 Video 規格において、実際には 1088 本が符号化される。エンコーダで有効ラインの下に 8 ライン分の架空の映像データ(ダミーデータ)を付加し、実際には 1088 本分の映像データとして符号化処理される。デコーダでは 1088 本分の映像データの内、上からの 1080 本、すなわちダミーデータを除いた 1080 本の有効ラインを持つ映像信号として出力される。
- (注2) メディア横断性と将来における柔軟な運用の準備のために horizontal\_size\_value に 544 サンプルと 480 サンプルを設ける。デジタル放送では高画質サービスが要求されており、可能な限り 720 サンプルの使用が望ましい。なお、544 サンプルの場合は、720 サンプルの場合とセンター位置を合わせ、実映像データ 540 サンプルとその両側に架空の映像データ(黒を基本とする)を 2 サンプルずつ付けた 544 サンプルで構成するものとする。
- (注3) sequence\_display\_extension が伝送される場合、aspect\_ratio\_information は display\_vertical\_size と display\_horizontal\_size で指定される領域のアスペクト比を表すことが MPEG-2 Video 規格で規定されている。
- (注4) フィルム素材の場合、frame\_rate\_code は変えずに repeat\_first\_field, top\_field\_first, progressive\_frame のフラグをコントロールすることによるエンコードも可能とする(付属第5章を参照)。
- (注5) display\_horizontal\_size の1つの欄内に複数の数字がある場合、horizontal\_size\_value の各値に対し、それと同じ値(但し horizontal\_size\_value が 544 のときは 540)のみが選択可能であることを意味する。
- (注6) sequence\_display\_extensionの中の color\_primaries, transfer\_characteristics, matrix\_coefficients が伝送されない場合、各値はそれぞれ"1"と等しいものとして受信側で処理される。
- (注7) 狭帯域 CS デジタル放送においては事業者運用規定によるものとする。
- (注8) Main プロファイルの各レベルに対して MPEG-2 Video 規格で規定された値を採用する。但し、bit\_rate\_value は、MP@HL 及び MP@H14L では伝送可能な最大容量以下とし、MP@ML では 15Mbit/s 以下とする。可変ビットレートで運用するものとし、vbv\_delay は常に 0xFFFF とする。
- (注9) picture\_display\_extension の frame\_center\_horizontal\_offset(FCHO) および frame\_center\_vertical\_offset(FCVO) は受信機の機能を調査して運用することが望ましい。 picture\_display\_extension が送信されない場合、FCHO および FCVO はゼロとして受信側で処理される。
- (注10) 図 5-1「アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにおける望ましい表示形式」を参照のこと。

# 映像ソース

# 4:3 モニターで表示する場合

# 16:9 モニターで表示する場合

# ①16:9の番組1

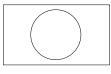
C、D の各値が A、B の各値と同じ場合 (C、D が送信されない場合を含む)



4:3 モニターには ▶ レターボックス 形式で出力する

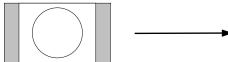


16:9 モニターに はそのまま表示す る



②16:9の番組2

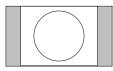
Dの値がBの値の3/4に設定されている場合(4:3番組にサイドパネルを付加した贋16:9番組の場合を含む)



4:3 モニターには → 両サイドパネルを 捨て、480×720 の フル画面表示



16:9 モニターに はそのまま表示す る



グレー部分は実映像がある場合と黒パネルの場合があることを示している



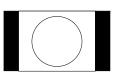
C、D の各値が A、B の各値と同じ 場合 (C、D が送信されない場合 を含む)



4:3 モニターには → 4:3 の番組をその まま表示する



16:9 モニターにはサイドパネルを付加して表示するか、480/Iではモニター側の工夫により表示する



4 レターボックス形式の 4:3 番組

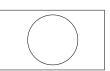
Cの値がAの3/4の値に設定してある場合



4:3 モニターには → そのまま表示する



16:9 モニターには垂直方向に 4/3, 2, 3 倍し、有効走査線 480, 720, 1080 本にして表示するか、480/I ではモニター側の工夫により表示する



(注) A: vertical\_size\_value (sequence\_header),

C: display\_vertical\_size (sequence\_diaplay\_extension),

B: horizontal\_size\_value (sequence\_header),

D: display\_horizontal\_size

表 5-3 表 5-1 および表 5-2 における MPEG-2 Video 規格の符号化パラメータの 各コード番号の意味

aspect_ratio_information	2 = 4:3 表示	3 = 16:9 表示
frame_rate_code	4 = 30/1.001 Hz	7 = 60/1.001 Hz
progressive_sequence	0 = 飛越走査方式	1 = 順次走査方式
color_primaries	1 = Rec. ITU-R BT.7	09 (BT.1361)の規定値
transfer_characteristics	1 = Rec. ITU-R BT.7	09 (BT.1361)の規定値
matrix_coefficients	1 = Rec. ITU-R BT.7	09 (BT.1361)の規定値

### 5.1.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式

#### 5.1.2.1 プロファイルとレベル

映像符号化方式は、MPEG-4 AVC 規格に規定された、High4:2:2 プロファイル(Main, High, High 10 プロファイルを包含)に準拠するものとし、レベルは映像フォーマットに応じて、480/60/I はレベル 3、3.1、3.2 のいずれか、480/60/P ではレベル 3.1、3.2 のいずれか、720/60/P ではレベル 3.2、4 のいずれか、1080/60/I ではレベル 4、1080/60/P ではレベル 4.2、2160/60/P ではレベル X.X(TBD)5とする。

#### 5.1.2.2 符号化映像フォーマット

Y、 $C_B$ 、 $C_R$ の 4:2:0 または 4:2:2 とする。色差信号のサンプル位置は、MPEG-2 Video 規格のサンプル位置と同じものとする。三原色、ガンマ特性、輝度・色差信号マトリクスは、第 2 章 2.1.1の規定に準拠するものとする。各サンプルのビット数は 8bit または 10bit とする。

符号化する映像フォーマットとプロファイル、レベルの組み合わせは表 5-4 のものとする。

.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 2009 年 7 月現在、MPEG-4 AVC 規格では 2160/60/P に対応するレベルを規定していないため、レベル X.X(TBD)と記載する(TBD: To Be Determined)。また、2160/60/P の適用は LSI の実現など環境が整うことが前提となる。

表	5-4	映像フォーマッ	トとプロファイル、	レベルの組み合わせ

入力映像	クロマ	ビット	水平	垂直	フレーム	走査方式	画面	プロファイル	レベル
フォーマット	フォーマット	精 度	画素数	画素数	・レート		アスペクト比		
		(bit)			(Hz)				
480/60/I	4:2:0	8	720	480	29.97	飛越走査	4:3	Main, High	3, 3.1, 3.2
400/00/1	4:2:0	8	720	480	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	3, 3.1, 3.2
480/60/P	4:2:0	8	720	480	59.94	順次走査	16:9	Main, High	3.1, 3.2
720/60/P	4:2:0	8	1280	720	59.94	順次走査	16:9	Main, High	3.2, 4
	4:2:0	8	1440	1080	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	4
1080/60/I	4:2:0	8	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	4
1080/60/1	4:2:0	10	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	High10	4
	4:2:2	8, 10	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	High4:2:2	4
	4:2:0	8	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High	4.2
1080/60/P	4:2:0	10	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High10	4.2
	4:2:2	8, 10	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High4:2:2	4.2
	4:2:0	8	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High	X.X(TBD)
2160/60/P	4:2:0	10	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High10	X.X(TBD)
	4:2:2	8, 10	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High4:2:2	X.X(TBD)

# 5.1.2.3 シンタックス

# (1) シーケンス・パラメータ・セット (Sequence parameter set)

シンタックス要素	値	備考
profile_idc	77, 100,	77: Main プロファイル
	110, 122 Ø	100 : High プロファイル
	いずれか	110 : High 10 プロファイル
		122 : High 4:2:2 プロファイル
		(注)映像フォーマットとの組み合わせは
		表 5-4 参照
level_idc	30, 31, 32,	30: レベル 3
	40, 42,	31: レベル 3.1
	XX(TBD)	32: レベル 3.2
	いずれか	40: レベル 4
		42: レベル 4.2
		XX: レベル X.X(TBD)
		(注)映像フォーマットとの組み合わせは
		表 5-4 参照
chroma_format_idc	1または2	1:4:2:0 フォーマット
		2:4:2:2 フォーマット
bit_depth_luma_minus8	0または2	0:輝度画素値は8ビット
		2: 輝度画素値は 10 ビット
bit_depth_chroma_minus8	0または2	0:色差画素値は8ビット
		2:色差画素値は 10 ビット
pic_width_in_mbs minus1	表 5-5 参照	水平方向のマクロブロック数-1を示す
pic_height_in_map_unit_minus1	表 5-5 参照	垂直方向の符号化単位の個数-1を示す
frame_mbs_only_flag	0または1	1:フレーム・マクロブロックのみ
	表5-5および	0:フィールド・マクロブロックあるい
	表 5-6 参照	は MBAFF を許可する、
		mb_adaptive_frame_field_flag は 0 又
		は1に設定する。
		順次走査映像の場合のみ1にする
frame_cropping_flag	表 5-6 参照	0:復号した画像を全て表示する
		1:復号した画像の一部を切り出して表
		示する
frame_crop_left_offset	表 5-6 参照	復号した映像で表示しない左端の画素
İ		
		数の 1/2 倍の値を示す
frame_crop_right_offset	表 5-6 参照	数の 1/2 倍の値を示す 復号した映像で表示しない右端の画素
frame_crop_right_offset	表 5-6 参照	
frame_crop_right_offset  frame_crop_top_offset	表 5-6 参照 表 5-6 参照	復号した映像で表示しない右端の画素
		復号した映像で表示しない右端の画素 数の 1/2 倍の値を示す
		復号した映像で表示しない右端の画素 数の 1/2 倍の値を示す 復号した映像で表示しない上端の画素
frame_crop_top_offset	表 5-6 参照	復号した映像で表示しない右端の画素 数の 1/2 倍の値を示す 復号した映像で表示しない上端の画素 数の 1/2 倍または 1/4 倍の値を示す
frame_crop_top_offset	表 5-6 参照	復号した映像で表示しない右端の画素 数の 1/2 倍の値を示す 復号した映像で表示しない上端の画素 数の 1/2 倍または 1/4 倍の値を示す 復号した映像で表示しない下端の画素

# (2) VUI

シンタックス要素	値	備考
aspect_ratio_info_present_flag	1	アスペクト比の情報は必須
aspect_ratio_idc	表 5-6 参照	画素アスペクト比を示す
sar_width	4	解像度が 1440x1080 の場合に
		aspect_ratio_idc=255 であれば、本シン
		タックスを必須とする
sar_height	3	解像度が 1440x1080 の場合に
		aspect_ratio_idc=255 であれば、本シン
		タックスを必須とする
video_full_range_flag	0	0: Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
colour_primaries	1	1: Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
transfer_characteristics	1 ,11 のいず	1 : Rec. ITU-R BT.709-5, Rec. ITU-R
	れか	BT.1361 従来色域システム準拠
		11:IEC61966-2-4 準拠(広色域システ
		ム)
matrix_coefficients	1	1 : Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
chroma_loc_info_present_flag	0	0 : MPEG-2 Video 規格の 4:2:0 の色差
		信号サンプル位置と同じ
timing_info_present_flag	1	1:固定フレームレートの場合のフレー
		ムレートを示す
		num_units_in_tick,time_scale,
		fixed_frame_rate_flag をシンタックス
		要素に含む
		Frame-rate = time_scale /
		num_units_in_tick / 2 注:
		´ヱ・   フレームレート計算方法の詳細につい
		ては、MPEG-4 AVC 規格の Annex.E に
		おける fixed_frame_rate_flag のセマン
		ティクスを参照のこと。
num_units_in_tick	1001	1001 固定
time_scale	60000,	フレームレートが 29.97Hz の場合は
	120000 のい	60000、59.94Hz の場合は 120000 と設
	ずれか	定する。
	1 / -,	/C / U0

表 5-5 映像サイズを表すパラメータの組合せ (その1)

水平画素数	垂直画素数	pic_width_in_mbs_minus1	pic_height_in_map_units_minus1	frame_mbs_only_flag	フレーム ・レート (Hz)	走査方式
720	480	44	14	0	29.97	飛越走査
720	480	44	29	1	59.94	順次走査
1280	720	79	44	1	59.94	順次走査
1440	1080	89	33	0	29.97	飛越走査
1920	1080	119	33	0	29.97	飛越走査
1920	1080	119	67	1	59.94	順次走査
3840	2160	239	134	1	59.94	順次走査

表 5-6 映像サイズを表すパラメータの組合せ(その2)

画面アスペクト比	水平画素数	垂直画素数	aspect_ratio_idc	frame_mbs_only_flag	frame_cropping_flag	frame_crop_left_offset	frame_crop_right_offset	frame_crop_top_offset	frame_crop_bottom_offset
4:3	720	480	3	0	0	0	0	0	0
16:9	720	480	5	0	0	0	0	0	0
16:9	720	480	5	1	0	0	0	0	0
16:9	1280	720	1	1	0	0	0	0	0
16:9	1440	1080	255又は14(注)	0	1	0	0	0	2
16:9	1920	1080	1	0	1	0	0	0	2
16:9	1920	1080	1	1	1	0	0	0	4
16:9	3840	2160	1	1	0	0	0	0	0

<sup>(</sup>注) MPEG-4 AVC 規格の初期規格では aspect\_ratio\_idc=14 は規定されていないため、255 での運用が望ましい。

# (3) パン・スキャン (Pan-scan rectangle) SEI

サイドパネルやレターボックスなど、本来の映像ソースと異なるアスペクト比で送出する場合、以下に示すパン・スキャンのパラメータを設定することにより、受信機の画角によって黒枠(額縁)表示にならないようにすることが可能となる。そこで、図  $5\cdot2$  「アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにおける望ましい表示形式」に従い、必要に応じて、GOP(Group of Pictures)の先頭 I ピクチャ(closed GOP では IDR ピクチャ、open GOP では IDR の I ピクチャ)に、IDR の I ピクチャ)に IDR ピクチャ

なお、パン・スキャン運用を行う場合 (図 5-2 の②または④) には、Pan-scan rectangle SEI を必ず符号化する。

表 5-7 および表 5-8 に、上記運用を行う場合の各パラメータの値を示す。

ARIB STD-B32 第1部

表 5-7 パン・スキャン運用のパラメータ

		VUI のパ ラメータ	Sequence parameter set $\mathcal{O}$ $\mathcal{N}$ $\mathcal{P}$ $\mathcal{P}$			Pan-scan rectangle SEI のパラメータ					
Picture width	Picture height	aspect_ratio _idc	pic_width_in_ mbs_minus1	pic_height_in_m ap_units_minus1	frame_mbs_ only_flag	pan_scan_rect _left_offset	pan_scan_rect _right_offset	pan_scan_rect _top_offset	pan_scan_rect _bottom_offset	図 5-2	
720	480	5	44	29	1	0	0	0	0	1)	
720	480	5	44	29	1	1440	-1440	0	0	2	
720	480	5	44	14	0	0	0	0	0	1	
720	480	5	44	14	0	1440	-1440	0	0	2	
720	480	3	44	14	0	0	0	0	0	3	
720	480	3	44	14	0	0	0	960	-960	4	
1280	720	1	79	44	1	0	0	0	0	1	
1280	720	1	79	44	1	2560	-2560	0	0	2	
1440	1080	255(sar_wi dth=4,sar_ height=3)	89	33	0	0	0	0	0	1)	
1440	1080	255(sar_wi dth=4,sar_ height=3)	89	33	0	2880	-2880	0	0	2	
1920	1080	1	119	33	0	0	0	0	0	1	
1920	1080	1	119	33	0	3840	-3840	0	0	2	
1920	1080	1	119	67	1	0	0	0	0	1)	
1920	1080	1	119	67	1	3840	-3840	0	0	2	
3840	2160	1	239	134	1	0	0	0	0	1	
3840	2160	1	239	134	1	7680	-7680	0	0	2	

表 5-8 パン・スキャン SEI のその他のシンタックス要素

シンタックス要素	値	備考
Pan_scan_rect_id	0	ID によるパン・スキャン情報の区別は行わない
Pan_scan_rect_cancel_flag	0	パン・スキャン情報を常に送る
Pan_scan_cnt_minus1	0	パン・スキャン情報は1種類のみ
Pan_scan_rect_repetition_period	1	パン・スキャン情報は、次シーケンス、あるいは、 パン・スキャン SEI が付加された次ピクチャの直
		パン・スキャン SEI が付加された次ピクチャの直
		前まで有効

	映像ソース	4:3 モニターに表示する場合	16:9 モニターに表示する場合
①16:9 の番組 1	<b>─</b>	4:3 モニターに はレターボック ス形式で出力す る	16:9 モニター にはそのまま 表示する
②16:9 の番組 2		4:3 モニターに は両サイドパネ ルを捨て、480 ×720 のフル画 面表示	16:9 モニターにはそのまま表示する グレー部分は実映像がある場合と黒パネルの場合があることを示している
③4:3 の番組		4:3 モニターに は 4:3 の番組を そのまま表示す る	16:9 モニター にはサイドパ ネルを付加し て表示するか、 480/I ではモニ ター側の工夫 により表示す る
④レターボックス 形式の 4:3 番組		4:3 モニターに はそのまま表示 する	16:9 モニター には垂直方向 に 4/3, 2, 3 倍 し、有効走査 線 480, 720, 1080, 2160 本 にして表示す るか、480/I で はモニター側 の工夫により 表示する

図 5-2 アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにおける望ましい表示形式

# 5.1.3 望ましいエンコード領域

映像のエンコードに関して、表 5-9 に示す範囲を各映像フォーマットに対する望ましいエンコード領域とする。受信機においても、デコード後に生成される信号の実映像のラインは表 5-8 に示すラインと一致していることが望ましい。

表 5-9 望ましいエンコード領域

映像入力 フォーマット	有効走査線数	エンコードする ライン数	望ましいエンコード領域
2160/60/P	2160	2160	全有効走査線
1080/60/P	1080	1080	全有効走査線 (ライン番号 42~1121)
1080/60/I	1080	1080	全有効走査線 (ライン番号 21~560と ライン番号 584~1123)
720/60/P	720	720	全有効走査線 (ライン番号 26~745)
480/60/P	483	480	ライン番号 45~524
480/60/I	483	480	ライン番号 23〜262 と ライン番号 286〜525

#### 5.2 低解像度映像サービス6における映像符号化パラメータの制約条件

#### 5.2.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式

映像符号化方式は、MPEG-2 Video 規格に規定された Main プロファイルに準拠するものとし、表 5-10 に示す条件で符号化することとする。

表 3-10 付号化パノメータの制約条件									
Sequence Header の制約条件			Sequence extension の 制約条件	Sequence display extension の 制約条件 <sup>(注 4)</sup>			その他の パラメータ <sup>(注 5)</sup>		
vertical_ size_value	horizontal _size_ value	aspect_ ratio_ information	frame_ rate_ code	progressive_ sequence	color_ transfer_ matrix_ primaries characteristics coefficients			N7 x - 3 (- 5)	
480	352			0				MP@ML 用に 規定された値	
240	352	2, 3	4	1	1	1	1	MP@LL 用に	
120(注 1)	176		(注 2、3)		1	1	1	規定された値	
480以下	720 以下	1		0, 1				MP@ML 用に 規定された値	

表 5-10 符号化パラメータの制約条件

- (注1) MPEG-2 Video 規格において、実際には128本が符号化される。
- (注 2) 伝送可能なビットレートが特に低い場合、skipped macroblock 等を用いて符号化するフレームレートを実質的に 小さくするエンコード法も有効である。
- (注 3) フィルム素材の場合、frame\_rate\_code は変えずに repeat\_first\_field, top\_field\_first, progressive\_frame のフラグをコントロールすることによるエンコードも可能とする。(付属 1 第 5 章を参照のこと。)
- (注 4) sequence\_display\_extension が伝送されない場合、color\_primaries, transfer\_ characteristics, matrix\_coefficients の各値は、それぞれ"1"と等しいものとして受信側で処理される。
- (注 5) Main プロファイルの各レベルに対して MPEG-2 Video 規格で規定された値を採用する。但し、bit\_rate\_value は、MP@HL 及び MP@H14 では伝送可能な最大容量とし、MP@ML では 15Mbit/s 以下とする。可変ビットレートで運用するものとし、vbv\_delay は常に 0xFFFF とする。

表 5 11 表 5 10 (C45) (S MILEO Z Video )然情 vin 方 [							
aspect_ratio_information	1 = 正方画素、 2 = 4:3 表示、 3 = 16:9 表示						
frame_rate_code	4 = 30/1.001  Hz						
progressive_sequence	0 = 飛越走査方式、 1 = 順次走査方式						
color_primaries	1 = Rec. ITU-R BT.709(BT.1361)の規定値						
transfer_characteristics	1 = Rec. ITU-R BT.709(BT.1361)の規定値						
matrix coefficients	1 = Rec. ITU-R BT.709(BT.1361)の規定値						

表 5-11 表 5-10 における MPEG-2 Video 規格の符号化パラメータの各コード番号の意味

#### 5.2.2 MPEG-4 AVC 規格に準拠する方式

映像符号化方式は、MPEG-4 AVC 規格に規定された Baseline または Main プロファイルに準拠 するものとし、レベルは 1, 1.1, 1.2, 1.3, 2, 2.1 のいずれかとする。

<sup>6</sup> 本節において、「低解像度映像サービス」とは、「5.1 テレビジョンサービスにおける映像符号化パラメータの制約条件」で規定される符号化映像フォーマット(水平・垂直符号化画素数)よりも少ない画素数を符号化映像フォーマットとして使用する映像サービスをいう。

表 5-12 に符号化パラメータの制約条件を示す。バッファサイズなど、ここに制約条件として 記載されていないパラメータに関しては、MPEG-4 AVC 規格の規定に従うものとする。

表 5-12 符号化パラメータの制約条件

項目	制約条件		
画像フォーマット	YC <sub>B</sub> C <sub>R</sub> 4:2:0		
入力ビット数	8 bit		
走査方式	順次走査 あるいは飛越走査(レベル 2.1 の場合のみ)		
最大画面サイズ	表 5-13 による		
最大ビットレート	表 5-13 による		
ピクチャの間隔	0.7 秒以内		
カラー記述	Rec. ITU-R BT.1361 (Rec. ITU-R BT.709)準拠		

表 5-13 最大画面サイズと最大ビットレート

プロファイル	レベル	最大画面サイズ[マクロブロック数] (対応する典型的な水平画素数 ×垂直ライン数)	最大ビットレート (MPEG-4 AVC 規格 規定値)
	1	99(176×144)	64kbit/s
	1.1	396(352×288)	192kbit/s
Baseline	1.2	396(352×288)	384kbit/s
または Main	1.3	396(352×288)	768kbit/s
	2	396(352×288)	2Mbit/s
	2.1	792(352×576)	4Mbit/s

<余白>

# ARIB STD-B32 第1部

# 付録 A デジタル放送に適用される技術方式

省令で規定されているデジタル放送の各標準方式に適用される技術方式を表 A-1 に示す。

表 A-1 標準方式に適用される技術方式(〇:適用)

				地上デジタ	BS デジタ	高度 BS デ	狭帯域 CS	高度狭帯	広帯域 CS	高度広帯
		=	デジタル放送	ルテレビジ	ル放送	ジタル放送	デジタル放	域 CS デジ	デジタル放	域 CS デジ
		!		ョン放送			送	タル放送	送	タル放送
	nd /# /= U 44. \u	HDTV 準拠	従来色域	0	0	0	0	0	0	0
	映像信号特性 (第2章2.1参照)	IIDIV 中观	広色域			0				0
11曲 4色 末 十	(分2 早 2.1 参照)	SDTV 準拠					○(注 1)			
映像入力フォーマ	映像フォーマット	480/60/I		0	0	○(注 3)	○(注 1)	0	0	○(注 3)
ット		480/60/P		0	0	○(注 3)	○(注 1)	0	0	○(注 3)
		720/60/P		0	0		0	0	0	
	(第2章2.4参照)	1080/60/I		0	0	0	0	0	0	0
		1080/60/P				0				0
		2160/60/P				(注 2)				(注2)
映像符号们	映像符号化方式		eo 規格	0	0		0	0	0	
(第3章参照)		MPEG-4 AVC	規格			0		0		0

- (注 1) SDTV 準拠の映像信号特性は 480/60/I および 480/60/P にのみ適用される。
- (注2)情報通信審議会答申「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」(平成20年7月29日)において、「今後のコンテンツ制作機器や受信機器などサービス 提供上の環境が整うことにより適用が可能となる映像入力フォーマット」と注記されている。
- (注3)情報通信審議会答申「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」(平成20年7月29日)において、マルチサービス専用映像フォーマットと位置付けられている。

<余白>

付属 運用ガイドライン

# 付属 1 テレビジョンサービスにおける MPEG-2 Video 規格の運用ガイドライン

# 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本運用ガイドラインは、デジタルテレビジョンサービスにおける映像信号と映像符号化方式に関し、実運用において推奨される MPEG-2 Video 規格の技術的条件を示すことを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するテレビジョンサービスの映像信号のうち MPEG-2 Video 規格によるものについて適用する。

#### 1.3 引用文書

- 1.3.1 準拠文書
- (1) ITU-T Rec. H.262 | ISO/IEC 13818-2:2000: Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Video (以下「MPEG-2 Video 規格」という。)
- (2) ITU-T Rec. H.222.0 | ISO/IEC 13818-1:2006: Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 Systems 規格」という。)

# 1.4 用語

- 1.4.1 略語
- CA Conditional Access
- CAT Conditional Access Table
- DTS Decoding Time-Stamp
- ECM Entitlement Control Message
- EMM Entitlement Management Message
- ES Elementary Stream
- GOP Group of Pictures
- HDTV High Definition Television (注 1)
- NIT Network Information Table
- PAT Program Association Table
- PES Packetized Elementary Stream

# ARIB STD-B32 第1部 付属

PID Packet Identifier

PMT Program Map Table

PSI Program Specific Information

PTS Presentation Time-Stamp

SDTV Standard Definition Television (注 2)

TMCC Transmission & Multiplexing Configuration Control

TS Transport Stream

(注1) 本規格では、省令で規定する高精細度テレビジョン放送をいう。

(注2) 本規格では、省令で規定する標準テレビジョン放送をいう。

# 第2章 シーケンスヘッダーおよびシーケンスエンドコードの送出

# 2.1 シーケンスヘッダー(sequence\_header)の送出

sequence\_header および sequence\_extension (必要に応じて sequence\_display\_extension) は、GOP header の直前で送出することとする。但し、GOP header が送出されない場合には、GOP の先頭である I ピクチャのデータの直前で送出することとする。

# 2.2 シーケンスエンドコード(sequence\_end\_code)の送出

sequence\_end\_code を送出するタイミングは、1フレーム分の映像データを送出した直後とする。

(注) 受信機側では、sequence\_end\_code を受信した場合に、その後に伝送される映像データを正しくデコード・表示するまでの期間は sequence\_end\_code の直前に受信した映像データの画面をフリーズ表示することが望ましい。このことは、sequence\_end\_code の後に伝送される映像データを速やかにデコードし、表示できる場合はシームレスに連続表示されることを意味し、必ずしも一定期間フリーズ表示することを意味しない。

<余白>

# 第3章 チャンネル切替時間

チャンネル切替時間を一定時間内に抑える目的から以下の運用を推奨する。

少なくとも 500ms 毎に一度は、sequence\_header がエンコードされ、かつイントラモードで画面更新する。

(注) チャンネル切替時間と関係する映像符号化のパラメータとしては、映像フォーマット等の情報を含む sequence\_header およびイントラモード画像の送出頻度、バッファにおける遅延量等がある。

BS デジタル放送でのチャンネル切替時間に関係する各段階をフローチャートにまとめたものを図 3-1(a)に示す。地上デジタル放送の場合を図 3-1(b)に示す。地上デジタル放送でのチャンネル切替時間は、フロントエンド部以外はBS デジタル放送の場合と同様であり、図 3-1(b)にはフロントエンド部のみを示す。

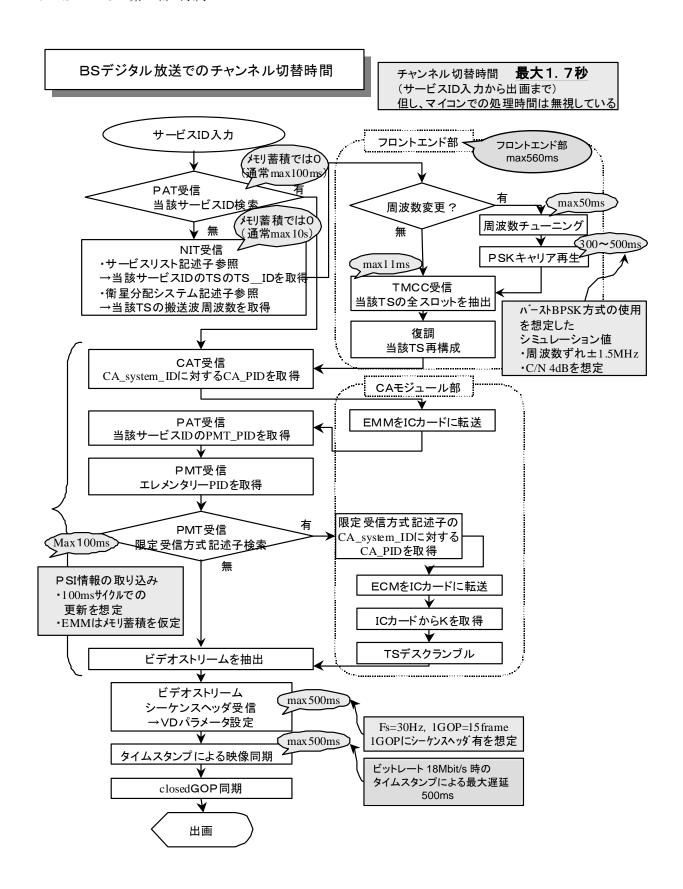
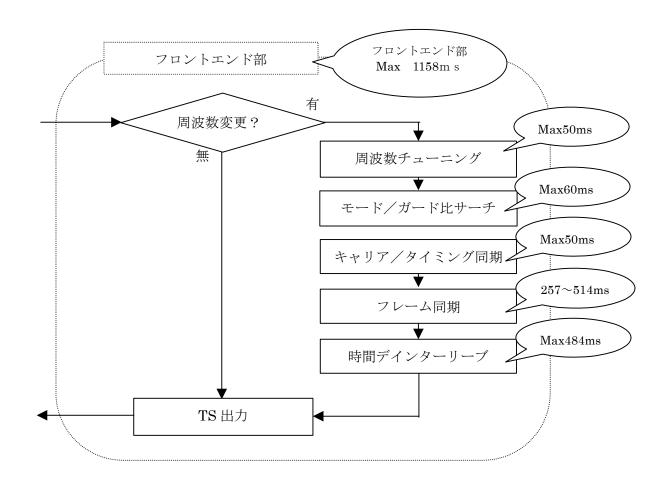


図 3-1(a) BS デジタル放送でのチャンネル切替時間



モード 3 , ガード比 1/4 , 時間インターリーブ I=4 の場合 (TS 出力遅延合計が最大になる組み合わせ)

- ・周波数チューニング:BS デジタル放送と同様
- ・モード/ガード比サーチ:地上デジタル放送で運用される組み合わせのみサーチした場合
- ・キャリア/タイミング同期:数十シンボル
- ・フレーム同期: 1~2フレーム (TMCC 取得時間)

図 3-1(b) 地上デジタル放送でのチャンネル切替時間 (フロントエンド部以外は BS デジタル放送の場合と同様) <余白>

# 第4章 シームレス切替え

映像フォーマット切替時の受信機における表示の連続性を実現するため、送出側および受信側の 動作について以下の運用方法を推奨する。

# 4.1 有効サンプル数の変更

- (1) 送出側運用方法
- 動作切替えポイントで sequence\_end\_code を用いてシーケンスを終了し、次の sequence\_headerで新たなサンプル数を指定する。
- ・新動作シーケンスの先頭の GOP は、GOP header において closed\_gop フラグを立てる。
- ・vbv\_buffer\_size は切替前後で変更しない。
- · PTS、DTS は連続性を保証する。
- (2) 受信機側動作
- ・受信した sequence\_header に含まれる画素数のパラメータで動作モードを設定する。 sequence\_end\_code を受信しない場合においても、受信した sequence\_header の内容に従い、 新しい動作モードに設定する。

#### 4.2 480/60/I でのアスペクト比の変更

- (1) 送出側運用方法
- ・動作切替えポイントで sequence\_end\_code を用いてシーケンスを終了し、次の sequence\_header で新たなアスペクト比を指定する。
- ・新動作シーケンスの先頭の GOP は、GOP header において closed\_gop フラグを立てる。
- ・vbv\_buffer\_size は切替前後で変更しない。
- · PTS、DTS は連続性を保証する。
- (2) 受信機側動作
- ・受信した sequence\_header に含まれるアスペクト比のパラメータで動作モードを設定する。 sequence\_end\_code を受信しない場合においても、受信した sequence\_header の内容に従い、 新しい動作モードに設定する。

#### 4.3 ビットレートの変更

- (1) 送出側運用方法
- ・常に可変ビットレートモードにて運用する (vbv\_delay: 0xFFFF)。
- ・伝送ビットレート変更点において、sequence\_end\_code を挿入しない。
- ・変更点の前後において、vbv\_buffer\_size は変更しない。
- ・PTS, DTS の連続性を保証する。
- (2) 受信機側の動作

- ・受信機では、映像、音声の復号開始制御及び出力制御を PES Header に記述される PTS, DTS に従い制御を行うことにより、シームレス動作をすること。
- (注)送信側において上記の運用方法に基づいて伝送ビットレートを変更するが、その際に復号化器のバッファに破綻をきたさないように制御しなければならない。符号化/復号化の総遅延量のうち、データがバッファを通過する時間は"バッファ容量/ビットレート"である。つまりvbv\_buffer\_size 一定の条件の下でビットレートを変化させると通過時間が変化する。その結果、通過時間が増加する場合は復号化器のバッファはアンダーフロー寄りに遷移し(データが届くまでに時間がかかる)、減少する場合はオーバーフロー寄りに遷移する。この遷移量がバッファの容量より大きくなると、バッファは破綻することとなる。

# 4.4 映像フォーマットの切替方法

ある1つのサービス ID に対して、映像ストリームのフォーマット(1080/I、720/P、480/P、480/I等)を変更する際に、シームレスな表示もしくは違和感の少ない表示を実現するための送信側、受信側での運用方法を記載する。

完全なシームレス切替えを実現するためには、送信側、受信側ともシームレス切替対応になっている必要があるが、放送開始時は、送信側または受信側のどちらか、もしくは両方が対応していないことが想定される。このような場合でも、静止画や黒画面をディスプレイに表示させることにより見かけ上の不体裁が小さくなる方法であれば、送信側、受信側とも独立的に完全シームレス切替対応なシステムに移行できることを考慮して、映像フォーマットの切替えに関してはここに記載する運用方法を推奨する。

完全シームレス切替えが実現可能な送信側の運用方法と簡易的な運用方法をそれぞれ 4.4.1 および 4.4.2 に示すが、その中間の運用方法も有り、送信側のシステム更新に併せて完全シームレス切替えに漸次移行可能である。なお、ここでは SDTV 3 番組から HDTV 1 番組に切り替える場合を例として記載するが、HDTV から SDTV への切替えや異なるフォーマット間の切替え(480/I)  $\leftrightarrow$  480/P、1080/I  $\leftrightarrow$  720/P など)においても送信側、受信側とも同様に処理できる。ある 1 つのサービス ID に対して、あらゆる映像フォーマットの変更においては、異なるフォーマットの映像ストリームのES PID は切替えの前後で必ず異なる番号が使用されるものとする。

SDTV 3 番組 から HDTV 1 番組 への切替え、または HDTV 1 番組から SDTV 3 番組への切替えにおいて、連続表示を望む放送局は、HDTV 放送時にも SDTV と同じ service\_id を指定する PMT を同じ数だけ送出すること、及び HDTV の ES\_PID は新 PMT 送出開始時に放送されている全てのコンポーネントの PID と異なる値に設定すること、SDTV, HDTV 番組の PMT とも ARIB STD-B10に示すビデオデコードコントロール記述子を含むものとする。これらの条件を満たす運用がなされることを前提として、ここでは各番組の service\_id、ES\_PID の仮の値として次のように設定する。

SDTV1番組: service\_id=01 ES\_PID=101  $\rightarrow$  HDTV番組:service\_id=01 ES\_PID=104 SDTV2番組: service\_id=02 ES\_PID=102  $\rightarrow$  HDTV番組:service\_id=02 ES\_PID=104 SDTV3番組: service\_id=03 ES\_PID=103  $\rightarrow$  HDTV番組:service\_id=03 ES\_PID=104

4.4.1 完全シームレス切替えを実現可能な運用方法(sequence\_end\_code を送出する方法)

#### (1) 送出側 運用

- 1. SDTV/HDTV 切替時刻を仮に時刻 T1 とする。SDTV の PMT は video\_decode\_conrol\_descriptor を含むものとする(sequence\_end\_code\_flag: 1、 video\_encode\_format: 0100(480/I),0011(480/P))。
- 2. SDTV 3 台, HDTV 1 台のエンコーダは、PCR と PTS (,DTS) は同期させ、切り替わり 時に PCR は連続させる。
- 3. HDTV 番組の PMT(ES\_PID=104 を指定) は、切替時刻 T1 より 1 秒前(標準値) から送出を始める。 HDTV の PMT は video\_decode\_conrol\_descriptor を含むものとする (sequence end code flag: 1, video encode format: 0001(1080/I), 0010(720/P))。(注1)
- 4. SDTV ストリームの送出は、切替時刻直前に GOP の末尾として終了し、最後に sequence\_end\_code を付加する。(注 2)
- 5. 切替時刻になったら MUX 装置内では SDTV 用 TS の多重化をやめ、HDTV 用 TS の多重化を始める。 HDTV ストリームに切り替えられた後、できるだけ早く HDTV の sequence\_header が送られることが望ましい。 GOP を先頭とし、最初の GOP を closed GOP とする。 SDTV ストリームの sequence\_end\_code と HDTV ストリームの sequence\_header\_code との間はヌルデータが多重される。 (注 2)

#### (注 1): 新 PMT の送出開始タイミングについて

- ・ 無料放送のみ考えれば、番組切替時刻 T1 より 0.5 秒以上前に新 PMT を送出すれば、受信機は十分応答できる。送出側運用は正秒単位で行うのが通例なので、T1 より 1 秒前に新 PMT を送出する事を標準とする。受信機側では、 $0.5\sim2$  秒前の間のどこかで新 PMT の送出が開始されれば問題無い。
- ・ 有料放送を考慮した場合、切替対象となる鍵が多い場合、IC カードの応答時間を考えると、2 秒前に新 ECM を送っても間に合わない場合も考えられる。しかし、2 秒よりもっと前に新 PMT を送ると、そのタイミングで選局した人は、長い間、画が出ないという不具合が生じる。 よって、新 PMT の送出は、0.5~2 秒前の間のどこかとし、鍵の共通化や一時的ノンスクランブル等の工夫をする事によって、このタイミングでも問題無いような CAS の運用を行うことが望ましい。
- (注 2): 放送局におけるスケジュールの秒単位制御では、GOP 長やフレーム/フィールド周波数 59.94Hzにより GOPの末尾のタイミングと秒単位のタイミングは一般的に一致しないため、ストリームの終了・開始タイミングは制御タイミングより多少前後する。SDTV ストリーム終了と HDTV ストリーム開始のギャップは受信側のデコーダバッファがアンダーフローしないように十分小さくしなければならない。

#### (2) 受信機側 運用

- (a) シームレス切替対応型受信機の場合
- 1. 新たなバージョンの PMT を取得する。

- 2. PMT 記述子の内容により、SDTV から HDTV への切替えで sequence\_end\_code が送信されるストリームであることを判別したら、Demux は SDTV・HDTV 両方の ES\_PID のストリームを同時に AV デコーダに入力するような設定になる。但し、実データは送出タイミングによりダブって入力されることはなく、SDTV のストリームデータが終了後、HDTV のストリームデータがバッファに貯まる。
- 3. ビデオデコーダは sequence\_end\_code を取得したら画像をフリーズし、音声ミュート状態にする。
- 4. HDTV ストリームの sequence\_header を取得したらデコーダは自動追従して適切なデコードをする。正常な映像・音声が出力可能な状態になったら、画面フリーズ・音声ミュートを解除する。(見かけ上シームレスに表示されるためには、バッファがアンダーフローにならないように SDTV ストリーム終了後、速やかに HDTV ストリームが受信される必要がある。この場合、フリーズ画面は表示されない。SDTV ストリーム終了から HDTV ストリーム開始までの時間が十分に小さくなく、バッファがアンダーフローした場合、sequence\_end\_codeの直前に送信された映像がフリーズ表示される。)
- 5. HDTV デコードが開始されたことを確認したら AV デコーダに入力する ES\_PID は HDTV 用のみにする。
- (b) シームレス切替未対応受信機の場合
- 1. 新たなバージョンの PMT を取得する。
- 2. PMT 記述子の内容により、SDTV から HDTV への切替えであることを判別したら (sequence\_end\_code の有無に拘わらず)、映像はフリーズまたは黒画面、音声はミュートする。
- 3. ビデオデコーダは SDTV のデコードを停止する。
- 4. Demux は SDTV の ES\_PID を持つストリームの受信を停止し、HDTV の ES\_PID を持つ ストリームをデコーダバッファに入力するように設定される。
- 5. ビデオデコーダの sequence\_header モニタレジスタをホスト CPU で監視して HDTV ストリームが入力されるのを待つ。
- 6. HDTVストリームの sequence\_header を取得したらデコーダは HDTV デコードを開始し、正常な映像・音声が出力可能な状態になったら、映像のフリーズまたは黒画面、音声のミュートを解除する。

#### ○ 注意事項

シームレス切替未対応受信機で新 PMT 受信時点での画面をフリーズさせる機種が存在する場合、新 PMT 送出開始の 0.5 秒(バッファでの遅延量) 以上前からフリーズ状態でもフリッカの目立たない映像を送出することが望ましい。

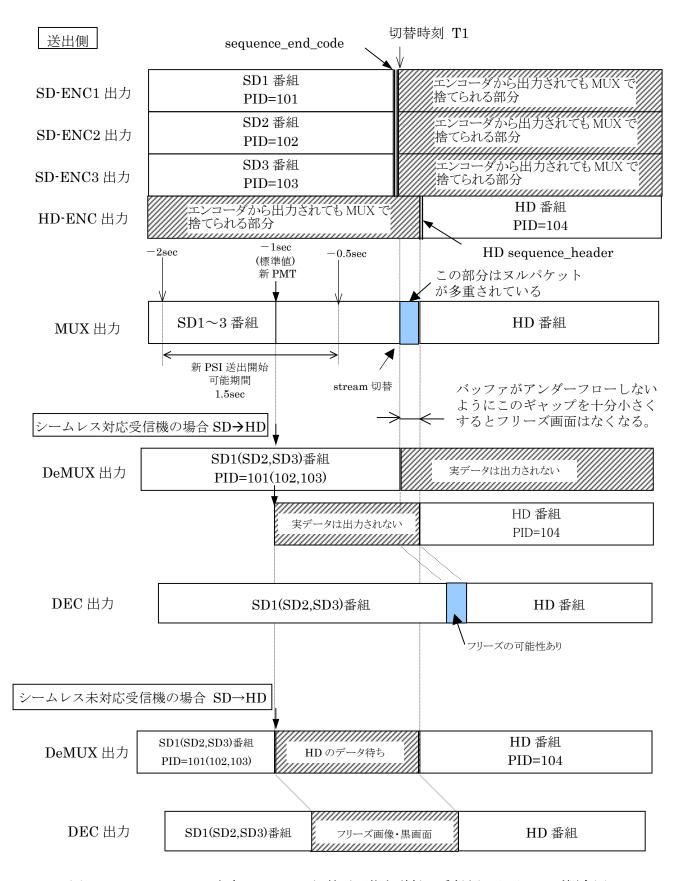


図 4-1 SDTV/HDTV 完全シームレス切替が可能な送信・受信側のタイミング概念図 (video\_decode\_control\_descriptor の sequence\_end\_code\_flag が 1 の場合の処理)

4.4.2 SDTV/HDTV 切替えの簡易的な運用方法 (sequence\_end\_code を送出しない方法)

ここでは SDTV 3 台, HDTV 1 台のエンコーダは非同期で動作しており、SDTV/HDTV 切替時に PCR は不連続になることを前提としているが、エンコーダが同期運転されたり、PCR が連続するシステムの方が望ましい。

#### (1) 送出側 運用

- 1. HDTV 本番組が始まる時間の 1.0 秒前を、SDTV/HDTV 切替時刻とし、仮に時刻 T1 とする。 SDTV の PMT は video\_decode\_conrol\_descriptor を含むものとする (sequence\_end\_code\_flag: 0、video\_encode\_format: 0100(480/I),0011(480/P))。
- 2. SDTV ストリームは、切替時刻 T1 を基準として HDTV 番組の PMT 送出予定時刻の 0.5 秒以上前から黒画面またはフリーズ表示されても良いような静止画を送出する。音声は無音を送出する。
- 3. HDTV ストリームのエンコーダは、切替時刻 T1 より 1 秒以上前から映像は静止画、音声は無音を出力し始める。
- 4. HDTV 番組の PMT(ES\_PID=104を指定)は、切替時刻 T1 より 1~0.2 秒前から送出を始める。 HDTV の PMT は video\_decode\_conrol\_descriptor を含むものとする (sequence\_end\_code\_flag: 0, video\_encode\_format: 0001(1080/I)、0010(720/P))。 (注1)
- 5. 切替時刻 T1 になったら MUX 装置内では SD 用 TS の多重化をやめ、HDTV 用 TS の多重化を始める。SDTV ストリームの送出は、切替時刻直前に GOP の末尾として終了することが望ましい(最後に sequence\_end\_code を付加しても良い)。HDTV ストリームに切り替えられた後、できるだけ早く HDTV の sequence\_header が送られることが望ましい。
- 6. HDTV 番組の開始時刻 (切替時刻の 1.0 秒後)までは、映像は静止画、音声は無音の送出を続ける。T1+1 秒後から HDTV 本番組がスタートする。

(注1):「4.4.1 完全シームレス切替えを実現可能な運用方法」の注1を参照のこと。

#### (2) 受信機側 運用

シームレス切替対応受信機において 4.4.1(2)(a)で記載された方法で信号処理を行うと、SDTV ストリームが突然途中で終了し、伝送上で大きなエラーが発生した場合と同様な状況となる。デコーダの性能によってはエラー発生前のデコード画像をフリーズ表示できず、ブロックエラーのある表示画面が生じることも想定されるため、sequence\_end\_code\_flag が 0 の場合には、シームレス切替対応受信機も、未対応受信機と同様に以下のように信号処理することを推奨する。

- 1. 新たなバージョンの PMT を取得する。
- 2. PMT 記述子の内容により SDTV から HDTV への切替えであることを判別したら、映像はフリーズまたは黒画面、音声はミュートする。
- 3. ビデオデコーダは SDTV のデコードを停止する。
- 4. Demux は SDTV の ES\_PID を持つストリームの受信を停止し、HDTV の ES\_PID を持つ ストリームをデコーダバッファに入力するように設定される。
- 5. ビデオデコーダの sequence\_header モニタレジスタをホスト CPU で監視して HDTV ストリームが入力されるのを待つ。
- 6. HDTV ストリームの sequence\_header を取得したらデコーダは HDTV デコードを開始し、正常な映像・音声が出力可能な状態になったら、映像のフリーズまたは黒画面、音声のミュートを解除する。

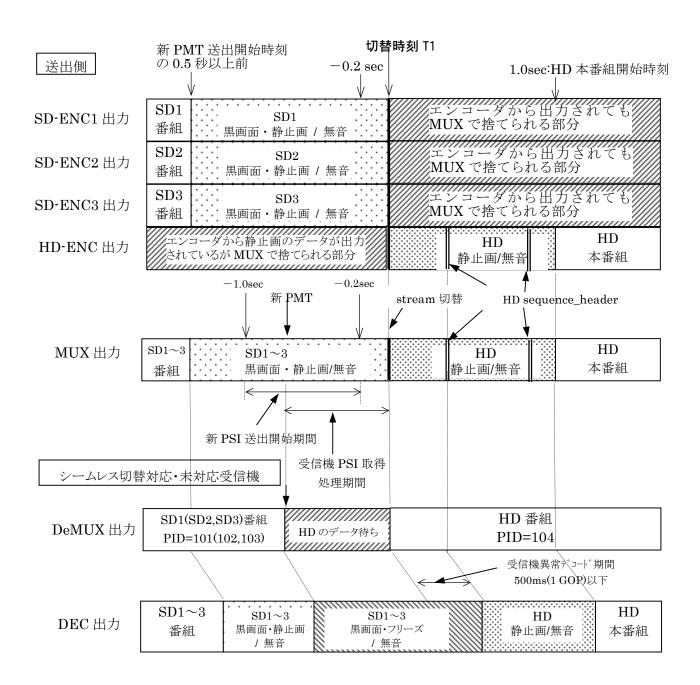


図 4-2 SDTV/HDTV の簡易的な切替方法における送信・受信側の タイミング概念図 (video\_decode\_control\_descriptor の sequence\_end\_code\_flag が 0 の場合の処理)

<余白>

## 第5章 フィルム素材の場合のエンコード例

フィルム素材をエンコードする場合の運用例として、ピクチャ層の repeat\_first\_field, top\_field\_first, progressive\_frame のフラグをコントロールする方法を示す。このとき、シーケンス層のframe\_rate\_code, progressive\_sequence は通常のテレビジョン映像と同様の値を使用する。

インタレース方式ではエンコード側で 2-3 プルダウンを検出したらタイミング的に同じ2つのフィールドを足し合わせ、プログレッシブフレームとしてエンコードし、2-3 プルダウン方式の 3 番目のフィールドにあたるフィールドは1番目のフィールドと同じであることを示すフラグを立てるのみでそのフィールドについては映像データを送信しない。

プログレッシブ方式ではフィルムの1秒あたり 24 枚の映像に対し、各々2回、3回、2回、3回と繰り返すことを示すフラグを立てることで24 駒分のみの映像データを送る。

この時に repeat\_first\_field, top\_field\_first フラグを次のように立てることにより、デコーダ側で 2-3 シーケンスが再生される。(図 5-1 「フィルム素材のエンコード例」を参照のこと)

## ・インタレース方式の場合

repeat\_first\_field = 0 の場合デコード画像は 2 フィールド構成となり、repeat\_first\_field = 1 の場合デコード画像は 3 フィールド構成となる。top/bottom どちらのフィールドを先に表示するかを top\_field\_first で指定する。

repeat_first_field	top_field_first	デコード画像(フィールド)
0	1	top / bottom
1	1	top / bottom / top
0	0	bottom / top
1	0	bottom / top / bottom

## ・プログレッシブ方式の場合

repeat\_first\_field, top\_field\_first の組合わせにより、そのフレームの繰り返し表示回数を指定する。

repeat_first_field	${f top\_field\_first}$	繰り返し回数(フレーム)
0	0	1
1	0	2
1	1	3

## インタレース方式の場合 A В D E F At Ab At Bb Bt Cb Ct Cb Dt Db Et Eb Et Fb Ft В F Α E D top\_field\_first 1 0 0 0 1 repeat\_first \_field At Ab At Bb Bt Cb Ct Cb Dt Db Et Eb Et 復号後の信号 2-3 プルダウン プログレッシブ方式の場合 В D E F A E В E E В D D В A E D top\_field\_first 1 0 repeat\_first \_field В E В E 復号後の信号 2-3 プルダウン

図 5-1 フィルム素材のエンコード例

## 付属 2 テレビジョンサービスにおける MPEG-4 AVC 規格の運用ガイドライン

## 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本運用ガイドラインは、デジタルテレビジョンサービスにおける映像信号と映像符号化方式に関し、実運用において推奨される MPEG-4 AVC 規格の技術的条件を示すことを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するテレビジョンサービスの映像信号のうち MPEG-4 AVC 規格によるものについて適用する。

#### 1.3 引用文書

#### 1.3.1 準拠文書

- (1) ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10:2007: Advanced video coding for generic audiovisual services (以下「MPEG-4 AVC 規格」という。)
- (2) ITU-T Rec. H.222.0 | ISO/IEC 13818-1:2006: Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems(以下「MPEG-2 Systems 規格」という。)

#### 1.4 用語

### 1.4.1 略語

CABAC Context-based Adaptive Binary Arithmetic Coding
CAVLC Context-based Adaptive Variable Length Coding
CBR Constant Bit Rate
CPB Coded Picture Buffer
DTS Decoding Time-Stamp
GOP Group of Pictures
HRD Hypothetical Reference Decoder

IDR Instantaneous Decoding Refresh

MBAFF Macroblock-Adaptive Frame-Field Coding

NAL Network Abstraction Layer

PES Packetized Elementary Stream

POC Picture Order Count

## ARIB STD-B32 第1部 付属

PPS	Picture Parameter Set
PTS	Presentation Time-Stamp
SEI	Supplemental Enhancement Information
SPS	Sequence Parameter Set
STD	System Target Decoder
VCL	Video Coding Layer
VLC	Variable Length Coding
VUI	Video Usability Information

## 第2章 MPEG-4 AVC 規格の概要

MPEG-4 AVC規格は、MPEG-2 Video(ISO/IEC 13818-2)やMPEG-4 Visual(ISO/IEC 14496-2)、ITU-T Rec. H.263 などに対し、より圧縮効率の高い次世代動画圧縮方式として、ITU-TのVCEGとISO/IECのMPEGとが合同で開発し、ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10 として標準化されている。

MPEG-4 AVCは、従来方式に対して更なる画質向上を目指し、次のような要素技術を導入した。ブロックサイズに $8\times8$ より小さい $4\times4$ での整数精度DCTを採用(プロファイルにより $8\times8$ 整数精度 DCTも可能)した他、Iピクチャではイントラ予測による差分値をDCT変換することで Iピクチャの符号量の削減が可能となった。一方で、時間方向の予測には過去・未来両方向の参照フレーム数を拡張した上で、最小 $4\times4$  から 最大 $16\times16$  までの動き補償ブロックサイズを適応的に切り換えられるようにし、動き補償の精度を1/4画素単位まできめ細かく行うことで、ピクチャ間の相関を最大限にとり符号量の削減を行うことが可能となった。

また、被参照可能なBピクチャの採用や、画像の明るさが変化する際の重み付け予測、画質制御が容易になる量子化パラメータの導入などと共に、エンコーダおよびデコーダ内において再構成画像作成時にデブロッキング・フィルタ(ループ・フィルタ)を用いることでブロック・ノイズの低減を行うなど、画質に対して細部に渡り工夫を施している。

さらに、メイン・プロファイル及びハイ・プロファイルではCAVLC(ハフマン符号)に加えて、より符号化効率の高いCABAC(算術符号)が追加された。

このように全体としての生成符号量の大幅な削減が可能になり、MPEG-2 Videoに比べ、約2倍の符号化効率の向上を実現している。

尚、MPEG-2 Video規格同様、MPEG-4 AVC規格においても、符号化器、復号化器間の相互接続性の確保のため、プロファイル、レベルごとに符号化データに対する制約を設けている。プロファイルは符号化ツールや処理範囲などに、レベルは取り扱う画素サイズやフレーム周波数などに対しての制約を定めている。

<余白>

## 第3章 符号化パラメータの制約条件

#### 3.1 プロファイルとレベル

映像符号化方式は、MPEG-4 AVC 規格に規定された、High4:2:2 プロファイル(Main, High, High 10 プロファイルを包含)に準拠するものとし、レベルは映像フォーマットに応じて、480/60/I はレベル 3、3.1、3.2 のいずれか、480/60/P ではレベル 3.1、3.2 のいずれか、720/60/P ではレベル 3.2、4 のいずれか、1080/60/I ではレベル 4、1080/60/P ではレベル 4.2、2160/60/P ではレベル 1080/60/P では 1080/6

#### (解説)

高度狭帯域 CS デジタル放送にて既に運用されている映像フォーマット(480/60/I、480/60/P、720/60/P および 1080/60/I の 4:2:0)に関しては、Main または High プロファイル準拠とし、高度 BS デジタル放送および高度広帯域 CS デジタル放送に新たに追加された映像フォーマット(1080/60/I の 10bit および 4:2:2, 1080/60/P, 2160/60/P)に関しては、High, High 10, High 4:2:2プロファイルのいずれかに準拠とすることとする(表  $3\cdot1$  参照)。

High プロファイルのレベル 4 の利用については、現行の光ディスク規格などで採用されていることもあり、当該仕様に対応する機器が広く普及しており、画質の向上と低価格化の環境が整っている。また、High プロファイルのレベル 4.2 についても、近年、対応 LSI が発表されるなど、環境が整いつつある。更に、High プロファイルのレベル X.X(TBD)については、2011 年から数年という期間において対応 LSI が実現可能との予測もあり、今後、環境が整備されることが期待される。

High 10 及び High 4:2:2 プロファイルのレベル 4 については、2009 年 5 月現在、規格に準拠した LSI が一般に入手できる状況になく、また、High10 及び High4:2:2 プロファイルのレベル X.X(TBD)については、2011 年頃の対応 LSI 実現は困難と予測されており、今後の技術開発におけるブレークスルーが必要である。

### 3.2 符号化映像フォーマット

Y、 $C_B$ 、 $C_R$ の 4:2:0 または 4:2:2 とする。色差信号のサンプル位置は、MPEG-2 Video 規格のサンプル位置と同じものとする。三原色、ガンマ特性、輝度・色差信号マトリクスは、本標準規格第 1 部 2.1.1 の規定に準拠するものとする。各サンプルのビット数は 8bit または 10bit とする。

符号化する映像フォーマットとプロファイル、レベルの組み合わせは表 3-1 のものとする。

<sup>7 2009</sup> 年 7 月現在、MPEG-4 AVC 規格では 2160/60/P に対応するレベルを規定していないため、レベル X.X(TBD)と記載する(TBD: To Be Determined)。また、2160/60/P の適用は LSI の実現など環境が整うことが前提となる。

表 3-1 映像フォーマットとプロファイル、レベルの組み合わせ

入力映像	クロマ	ビット	水平	垂直	フレーム	走査方式	画面	プロファイル	レベル
フォーマット	フォーマット	精 度	画素数	画素数	・レート		アスペクト比		
		(bit)			(Hz)				
480/60/I	4:2:0	8	720	480	29.97	飛越走査	4:3	Main, High	3, 3.1, 3.2
400/00/1	4:2:0	8	720	480	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	3, 3.1, 3.2
480/60/P	4:2:0	8	720	480	59.94	順次走査	16:9	Main, High	3.1, 3.2
720/60/P	4:2:0	8	1280	720	59.94	順次走査	16:9	Main, High	3.2, 4
	4:2:0	8	1440	1080	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	4
1000/C0/T	4:2:0	8	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	Main, High	4
1080/60/I	4:2:0	10	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	High10	4
	4:2:2	8, 10	1920	1080	29.97	飛越走査	16:9	High4:2:2	4
	4:2:0	8	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High	4.2
1080/60/P	4:2:0	10	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High10	4.2
	4:2:2	8, 10	1920	1080	59.94	順次走査	16:9	High4:2:2	4.2
	4:2:0	8	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High	X.X(TBD)
2160/60/P	4:2:0	10	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High10	X.X(TBD)
	4:2:2	8, 10	3840	2160	59.94	順次走査	16:9	High4:2:2	X.X(TBD)

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格の High プロファイルでは輝度信号だけ(色差信号なし)の符号化が可能であるが、放送では使用しない。また、MPEG-4 AVC 規格では 4:2:0 の色差信号のサンプル位置として複数のパターンから選択できるが、MPEG-2 Video 規格と同じサンプル位置とすることで、MPEG-2 Video と相互に変換が必要な場合にも、色差信号の位相変換処理が不要になり処理が簡単である。カラリメトリは、本標準規格第 1 部 2.1.1 の規定に従い、現行色域システムまたは広色域システムを選択可能とした。なお、BS デジタル放送および広帯域 CS デジタル放送の高度化の目的に鑑み、1080/60/I の 10bit および 4:2:2 では、水平画素数 1440 の画像フォーマットは使用しない。

#### 3.3 ビットレート

NAL (Network Abstraction Layer: ネットワーク抽象レイア) レベルでのビットレートの上限値は下記の通りとする。

プロファイル	レベル	ビットレート上限値
Main	3	12Mbit/s*
High	3	15Mbit/s*
Main	3.1	16.8Mbit/s*
High	3.1	20Mbit/s
Main, High	3.2, 4	20Mbit/s
High	4.2	30Mbit/s
High	X.X(TBD)	80Mbit/s

<sup>\*</sup> MPEG-4 AVC 規格で定められた値。

#### (解説)

ここでのビットレート上限値は、MPEG-4 AVC 規格の MaxBR と cpbBrNalFactor の乗算結果を制限するものである。

8bit サンプルの映像フォーマットに対し、MPEG-4 AVC 規格では、上記ビットレートであれば 概ね良好な画質を期待できる。なお、10bit サンプル及び 4:2:2 サンプリングの映像フォーマット ついては、今後、画質検証の結果が得られた後に記載する。

#### 3.4 フレームレート

フレームレートはシーケンス内で固定とする。

## (解説)

MPEG-4 AVC 規格ではシーケンス内でフレーム間隔を可変にできるが、放送では固定フレームレートとする。

#### 3.5 フレーム構造

フレームを符号化の単位とし、インタレースの場合は 1 フレームに 2 フィールドを含むこと。なお、ピクチャ・タイミング SEI の pic\_struct の値は  $0\sim8(3:2 \text{ pulldown, frame-doubling/tripling}$ を含む)に対応すること。

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格は片フィールド(例えばトップ・フィールドのみ)の構造を許容しているが、 放送ではフレームがトップとボトムの 2 フィールドで構成される必要がある。

#### 3.6 GOP 構造

## 3.6.1 ヘッダ情報の配置

GOP (Group of Pictures) は復号順で I ピクチャから開始し、当該 I ピクチャに、シーケンス・パラメータ・セット (MPEG-2 Video 規格のシーケンス・ヘッダに相当) を 1 つだけ配置する。 そのシーケンス・パラメータ・セットは当該シーケンスの復号に必要なものでなければならない。 I ピクチャは、IDR スライスのみで構成されるピクチャと、I スライスのみで構成されるピクチャの 2 通りがある。

ピクチャ・パラメータ・セット (MPEG-2 Video 規格のピクチャ・ヘッダに相当) は、当該ピクチャ・パラメータ・セットを参照するピクチャにおいて配置すること。

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格はピクチャ・パラメータ・セットを複数まとめて送ったり、先に送られたピクチャ・パラメータ・セットを後続のピクチャから参照するストリーム構造とすることも可能である。しかしながら、MPEG-2 Video 規格と同様にピクチャ・パラメータ・セットを各ピクチャにつけて運用することにより、デコーダでピクチャ・パラメータ・セットを保持しておく必要が無くなり、処理が簡略化される。

## 3.6.2 Open/Closed GOP

Closed GOP と Open GOP は、以下のように定義する。

#### • Closed GOP

▶ 復号順で先頭の I ピクチャが IDR ピクチャである GOP。GOP 先頭から復号開始 した場合には、GOP 内の全てのピクチャを復号できることが保証される。

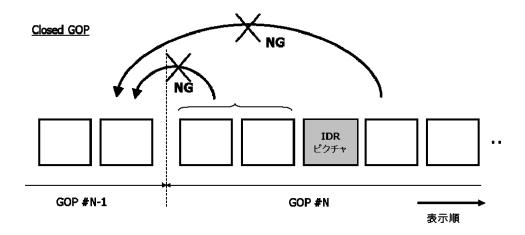


図 3-1 Closed GOP

## Open GOP

- ➤ 復号順で先頭の I ピクチャが non-IDR の I ピクチャである GOP。GOP 先頭から 復号開始した場合には、表示順が先頭 I ピクチャよりも早いピクチャは正常に復 号できないことがある。
- ▶ 表示順が先頭Iピクチャよりも遅いピクチャは正常に復号できること。

表示順が先頭 I ピクチャよりも後のピクチャが復号できることを保証するために、open GOP においては以下の規定を満たすこと。

- ➤ 表示順序が GOP の先頭 I ピクチャよりも前であるピクチャは、直前 GOP 内のピクチャを参照可
- ➤ 表示順序が GOP の先頭 I ピクチャよりも後であるピクチャは、直前 GOP 内のピクチャを参照不可

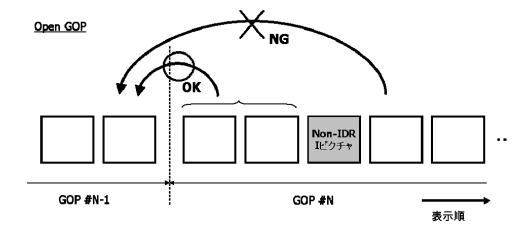


図 3-2 Open GOP

#### 3.6.3 画面間予測構造

ピクチャは同じスライス・タイプのみで構成されること。

非参照Bピクチャの予測構造

ピクチャ

フィールド構造のピクチャでは、1フレームはIフィールドのみ、Pフィールドのみ、またはIフィールドとPフィールドとで構成されるか、あるいは、Bフィールドのみで構成されること。なお、以下、Iフレーム」、I0プレーム」、I1プレーム」は、上記フィールド構造のピクチャと区別して、フレーム構造で符号化されるピクチャと定義する。

I ピクチャと P ピクチャは参照ピクチャ (nal\_ref\_idc が 0 でない) のみとし、復号順序と表示順序が一致すること。P ピクチャは同一 GOP 内の I ピクチャまたは P ピクチャのみを参照して復号化できること (他の GOP や B ピクチャを参照しないこと)。

ここで、Bピクチャには他のピクチャから参照可能な Bピクチャ (nal\_ref\_idc が 0 でない) と、他のピクチャから参照されない Bピクチャ (nal\_ref\_idc が 0 である) の 2 種類があり、本文中では、それぞれ参照 Bピクチャ、非参照 Bピクチャと呼ぶ。

非参照 B ピクチャおよび参照 B ピクチャの復号順序は、表示順序が直後である I ピクチャある いは P ピクチャの直後であること。ここで、I ピクチャあるいは P ピクチャは、非参照 B ピクチャ と同一 GOP 内のピクチャとする。

非参照Bピクチャは、

- (a) 表示順序が直前もしくは直後のIピクチャもしくはPピクチャのフレームあるいはフィールド・ペア、または、
- (b) 表示順序が直前もしくは直後の I ピクチャもしくは P ピクチャより近く、表示順序が直前もしくは直後である参照 B ピクチャのフレームあるいはフィールド・ペアのみを参照すること。

## 

図 3-3 非参照 B ピクチャの予測構造

ピクチャ (必須ではない)

ピクチャ

表示順

参照Bピクチャは、

- (a) 表示順序で直前もしくは直後のIピクチャもしくはPピクチャのフレームあるいはフィールド・ペア、または、
- (b) 同一フレームを構成する参照 B ピクチャのフィールド のみを参照すること。

#### 参照Bピクチャの予測構造

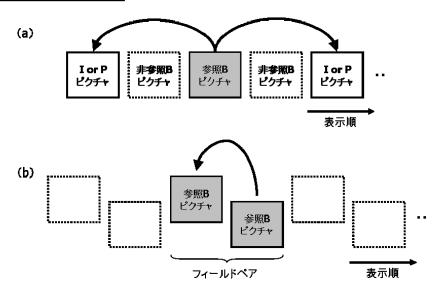


図 3-4 参照 B ピクチャの予測構造

非参照 B ピクチャ間でのリオーダリングは行わないこと(非参照 B ピクチャ同士では、復号順序と表示順序が一致すること)。

参照 B ピクチャにおいて符号化参照ピクチャ・マーキングが行われた場合には、復号順序が直後の I ピクチャあるいは P ピクチャにおいて、符号化参照ピクチャ・マーキング SEI により、当該符号化参照ピクチャ・マーキングの内容を再送すること。

連続する  $\mathbf{B}$  ピクチャ (非参照  $\mathbf{B}$  ピクチャあるいは参照  $\mathbf{B}$  ピクチャ) のフレーム、あるいはフィールド・ペアの最大枚数は  $\mathbf{3}$  とすること。

GOP において復号順序が先頭である I ピクチャの復号時刻と、GOP において表示順序が先頭であるピクチャの表示時刻との差分は 2 フレーム間隔以下とする (GOP の先頭から復号開始した場合、最大 2 フレーム間隔待てば表示開始できる)。

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格はピクチャにIスライス/Pスライス/Bスライスが混在することを許容し、また P ピクチャが B ピクチャを予測に使用できるなどの柔軟な予測構造が実現できる。しかしながら、MPEG-2 Video 規格と同様の GOP 構造に制限することでデコーダの実現が容易になり、更に放送のストリームを記録した場合に早送り再生などの機能が実現可能になる。

## 3.6.4 GOP 長

GOP 長は原則 500ms、最大 1s とすること。 (注参照)

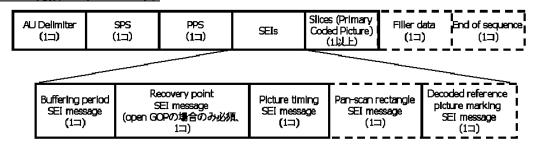
#### (注)

GOP 長を伸ばすことによる画質向上の効果、および、チャネル切り替えや CPB バッファ量への影響の両者に鑑みて、原則 500msec、最大 1s とするのが適当である。

#### 3.7 ビットストリームのデータ構造

アクセス・ユニットを構成する NAL ユニット、および SEI (Supplemental Enhancement Information: 補足的な付加情報) メッセージの順序は、GOP の先頭およびそれ以外のアクセス・ユニットで、それぞれ図 3-5 に示す通りとし、記載のない NAL ユニット、および SEI メッセージ については運用しないこと。各 NAL ユニットおよび SEI メッセージの運用は、3.7.1 節および 3.7.2 節の通りである。但し、パン・スキャン SEI、符号化参照ピクチャ・マーキング再送 SEI、フィラー・データ、エンド・オブ・シーケンスはアクセス・ユニットにおいて必須ではない。

## GOPの先頭のアクセスユニット



## GOPの先頭以外のアクセスユニット

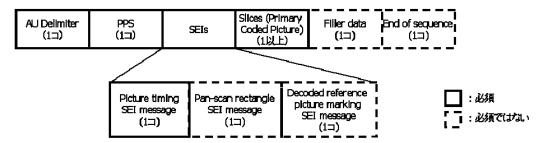


図 3-5 アクセスユニットのデータ構造

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格では、ビットストリーム(ES)を構成する NAL ユニットの符号化順の自由度 が高いが、処理を行う順序にデータが配置されている方がデコーダを作成するのが簡単になる。

アクセス・ユニット・デリミタは MPEG-2 Systems TS で MPEG-4 AVC ビットストリームを 伝送する場合に必須であることが規定されている(ITU-T Rec. H.222.0 | ISO/IEC 13818-1:2006/Amd3)。

#### 3.7.1 GOP の先頭のアクセスユニット

- アクセス・ユニット・デリミタ(必須)
- シーケンス・パラメータ・セット(SPS)(必須)

vui\_parameters\_present\_flag を常に 1 にセットし、VUI (Video Usability Information: ビデオ表示情報) を送る。

VUI では、nal\_hrd\_parameters\_present\_flag を常に 1 にセットし、NAL レベルのHRD (Hypothetical Reference Decoder: 仮想参照デコーダ)情報を送る。

- ピクチャ・パラメータ・セット(PPS)(必須)
- SEI
  - ▶ バッファリング周期 SEI(必須)
  - ▶ リカバリー・ポイント SEI

Open GOP 先頭での映像の乱れを回避するため、Open GOP の先頭には必ずリカバリー・ポイント SEI をつける。また、ビットストリームのスプライシングを伴う送出を行う場合以外は、broken\_link\_flag = 0 として運用する。

- ▶ ピクチャ・タイミング SEI (必須)
  pic\_struct\_present\_flag を 1 にセットし、ピクチャ・タイミング SEI の pic\_struct
  により各フィールドの表示順序を示すこと。
- ▶ パン・スキャン SEI 運用方法の詳細は 3.11 節の「パン・スキャン (Pan-scan rectangle) SEI」の項 において別途定める。
- ➤ 符号化参照ピクチャ・マーキング再送 (Decoded reference picture marking repetition) SEI
- スライス・データ (画素値の符号化データ) (必須) スライスの最小単位は、1 マクロブロック列、あるいは 1 マクロブロック・ペア列と する。

IDR 以外の I ピクチャで始まる GOP において、前の GOP から継続して復号が行われた場合と、チャネル切換え等で GOP の先頭 I ピクチャから復号が開始された場合のどちらにおいても、前の GOP に属するピクチャを参照していないスライスの復号・表示が前の GOP からの継続を意識することなくできるようにスライス・データを符号化すること。(注 2 参照)

- フィラー・データ
- エンド・オブ・シーケンス

#### (解説)

VUI はアスペクト比、輝度・色差信号マトリクス、フレーム・レートなどの重要な情報を含むため、MPEG-2 Video 規格のシーケンス・ヘッダに相当するシーケンス・パラメータ・セットを

含むことが必要。

NAL レベルの HRD (Hypothetical Reference Decoder: 仮想参照デコーダ) 情報を送るため、シーケンス・パラメータ・セットの VUI に NAL レベルの HRD パラメータを含め、GOP の先頭のアクセスユニットではバッファリング周期 SEI を送り、さらにアクセスユニット毎にピクチャ・タイミング SEI を送る。

表示系の確実な動作のため、ピクチャ・タイミング SEI の中で pic\_struct により、各フィールドの表示順序を示す。

#### 3.7.2 GOP の先頭以外のアクセスユニット

- アクセス・ユニット・デリミタ(必須)
- ピクチャ・パラメータ・セット(必須)
- SEI (サプリメンタル・エンハンスメント情報)
  - ▶ ピクチャ・タイミング SEI(必須)
    pic\_struct\_present\_flag を 1 にセットし、ピクチャ・タイミング SEIの pic\_struct
    により各フィールドの表示順序を示すこと。
  - パン・スキャン SEI 運用方法の詳細は 3.11 節の「パン・スキャン (Pan-scan rectangle) SEI」の項 において別途定める。
  - ➤ 符号化参照ピクチャ・マーキング再送 (Decoded reference picture marking repetition) SEI
- スライス・データ(画素値の符号化データ)(必須)
   スライスの最小単位は、1マクロブロック列、あるいは1マクロブロック・ペア列とする

IDR 以外の I ピクチャで始まる GOP において、前の GOP から継続して復号が行われた場合と、チャネル切換え等で先頭 I ピクチャから復号が開始された場合のどちらにおいても、前の GOP に属するピクチャを参照していないスライスの復号・表示が前の GOP からの継続を意識することなくできるように、スライス・データを符号化すること。(注参照)

- フィラー・データ
- エンド・オブ・シーケンス

#### (解説)

表示系の確実な動作のため、ピクチャ・タイミング SEI の中で pic\_struct により、各フィールドの表示順序を示す。

## (注)

OpenGOP の先頭 I ピクチャから表示順で遅いピクチャが正しく復号できることが保証される

べきである。例えば、OpenGOP の先頭がフィールド構造をもつ I/P ピクチャの場合に、 ref\_pic\_list\_reordering()情報などが符号化されていないと、前の GOP から継続して復号が行われた場合と、チャネル切換え等で先頭 I ピクチャから復号が開始された場合で、P フィールドに対する I フィールドの参照ピクチャのインデックス番号の解釈が異なり、正しく復号できない可能性がある。

P フィールドや参照 B フィールドに、必要に応じて ref\_pic\_list\_reordering()情報などを符号化することにより、参照ピクチャのインデックス番号が一意に解釈でき、正しい復号が可能となる。

#### 3.8 シーケンスエンドを示す識別子

- シーケンスエンドを示す識別子としては、エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを使用する こと (エンド・オブ・ストリーム NAL ユニットは運用しない)
- エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを送出する場合には、closed GOP (IDR ピクチャで 開始する GOP) の先頭アクセスユニットの直前で送出すること。

受信機側では、エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを受信した場合に、その後に伝送される映像データを正しく復号・表示するまでの期間はエンド・オブ・シーケンス NAL ユニットの直前に受信した映像データの画面をフリーズ表示することが望ましい。このことは、エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットの後に伝送される映像データを速やかに復号し、表示できる場合はシームレスに連続されることを意味し、必ずしも一定期間フリーズ表示することを意味しない。

## 3.9 符号化ツール

3.9.1 双方向動き補償ブロックサイズ

MinLumaBiPredSize は8x8とする。(レベル4未満においても)

#### (解説)

MPEG-4 AVC 規格では、レベル 4 未満でのみ使用可能な符号化ツール(8×8 画素未満のブロックサイズでの双方向動き補償)が存在する。HDTV を実現するにはレベル 4 対応が必須であることから、レベル 4 で未対応の符号化ツールを禁止することでデコーダの実現が容易になる。

#### 3.9.2 参照フレーム数

参照フレーム数(num ref frames)の最大値は4とすること。

#### (解説)

レベル 4 で HDTV を復号化する際に使用可能な参照フレーム数は 4 である。従って、他の画素数やレベルでも参照フレーム数の最大数を 4 にすることで、デコーダの実現が容易になる。

#### 3.9.3 CPB サイズ

CPB サイズは下記の値を使用する。

プロファイル	レベル	CPB サイズ
Main	3	12Mbit 以下*
High	3	15Mbit 以下*
Main	3.1	16.8Mbit 以下*
High	3.1	20Mbit 以下
Main, High	3.2, 4	20Mbit 以下
High	4.2	30Mbit 以下
High	X.X(TBD)	80Mbit 以下

<sup>\*</sup> MPEG-4 AVC 規格で定められる値。

#### (解説)

ここでの CPB サイズは、MPEG-4 AVC 規格の MaxCPB と cpbBrNalFactor の乗算結果を制限 するものである。

CPB サイズは、メモリ容量と AV 同期の容易さを考慮して必要最小限の大きさとする。GOP 長の最大値が 1s であることから、上限ビットレートでこれに相当する程度のサイズが適当である。なお、10bit サンプル及び 4:2:2 サンプリングの映像フォーマットついては、本ガイドラインでビットレートを規定していないため記載しない。

## 3.9.4 最低圧縮率

MinCR (Minimum Compression Ratio: 最低圧縮率) は下記の値を使用する。なお、スライス分割時は、1 アクセスユニットに含まれる各々のスライスに対して、MinCR を満足することとする。

レベル	MinCR
3	2
3以外 (3.1~X.X(TBD))	4

#### (解説)

HDTV 向けに広く使用されているレベル 4 を含むレベル 3.1 から 4 では、MPEG-4 AVC 規格にて MinCR が 4 に制限されており、レベル 4 より高位のレベルでも制限を合わせることでデコーダの実現が容易になる。また、スライス分割時には、スライス毎に MinCR を制限することで特定のスライスに符号量が偏らず、デコーダの実現が容易になる。

## 3.9.5 プロファイルとビット精度、クロマフォーマットの組合せ

組み合わせ可能なプロファイルとビット精度、クロマフォーマットは、次のとおりとする。

プロファイル	ビット精度、クロマフォーマット
Main, High	bit_depth_luma_minus8 = 0
(Profile_idc =77,	bit_depth_chroma_minus8 = 0
100)	chroma_format_idc = 1
	bit_depth_luma_minus8 = 2
High10	(only)
(Profile_idc = 110)	bit_depth_chroma_minus8 = 2
(Proffie_fac = 110)	(only)
	chroma_format_idc = 1
	bit_depth_luma_minus8=0 また
High4:2:2 (Profile_idc = 122)	は 2
	bit_depth_chroma_minus8 = 0 ま
	たは2
	chroma_format_idc = 2 (only)

#### (解説)

ビット精度、クロマフォーマットに応じて、必要最低限のプロファイルを使用することとする。 また、サンプルのビット精度に9ビットは使用しないこととする。

#### 3.9.6 スライス分割

レベル X.X(TBD)に関しては、スライス内のマクロブロック数が MaxFS / 4 を超えない、すなわち 1 ピクチャを 4 つ以上に分割したスライス構成とする。

## (解説)

High プロファイルに比べて処理負荷が高い High4:2:2 及び High10 プロファイルなどにおいては、PicSizeInMbs が 1620 よりも大きい場合に、本制約を適用することが MPEG-4 AVC 規格で定められている。

分割スライス構成とすることで、スライス毎に CABAC データ等を並列処理することが可能となる。これによって、デコーダの実現が容易になりソフトウェアベースのデコーダなど受信機の設計自由度が上がる。加えて、エラー耐性の向上が期待できる。一方、分割スライス構成としても、動き補償予測やデブロッキングフィルタはスライスを跨って処理可能であるが、イントラ予測はスライス内の処理に限定される。

High プロファイルにおけるレベル 4.2 以下への本制約の適用については、スライス分割による符号化効率や画質への影響、デコーダの要求処理能力、デコーダ用デバイス性能のトレンド等に対する十分な検討を行った上で判断する必要がある。

#### 3.9.7 エントロピー符号化

2 通りの可変長符号化方式である CAVLC と CABAC は、放送休止を挟んでのみ切替え可とする。

## ARIB STD-B32 第1部 付属

## (解説)

2 つの可変長符号化を映像が途切れないように瞬時に切り替えるための実装が不要になり、デコーダの実現が容易になる。

#### 3.9.8 Picture Order Count

POC (Picture Order Count) のタイプは 0 とする。

## (解説)

タイプ 1 は複雑であり、放送向けのビットレートでは符号量削減効果も低い。タイプ 0 は全てのタイプを包含しており、シンタックス要素の値を必要最小限のものとするため、タイプ 0 のみとする。

#### 3.10 HRD コンフォーマンス

HRD は、タイプ  $2(NAL \ \nu \land \nu)$  の表示時刻コンフォーマンス (Output Timing Conformance) を満たすこと。また、CPB に入力されたデータは、1 秒以内に復号されること。

## 3.11 シンタックス

## 3.11.1 NAL ユニット

シンタックス要素	運用	備考
nal_ref_idc	0,1,2,3 のいずれ	0: 非参照ピクチャ
	カュ	1,2,3:参照ピクチャ
		・I ピクチャまたは P ピクチャの場合は
		非 0、B ピクチャの場合は 0 または非 0
		・1 フレームを構成する 2 つのフィール
		ドの nal_ref_idc の値は同じ
Nal_unit_type	1,5,6,7,8,9,10,12	1: IDR ピクチャ以外のスライス
	のいずれか	5: IDR ピクチャのスライス
		6 : SEI
		7:シーケンス・パラメータ・セット
		8: ピクチャ・パラメータ・セット
		9: アクセス・ユニット・デリミタ
		10:エンド・オブ・シーケンス
		12:フィラー・データ

# 3.11.2 シーケンス・パラメータ・セット (Sequence parameter set)

シンタックス要素	運用	備考
profile_idc	77,100,110,	77: Main プロファイル
	122 のいず	100 : High プロファイル
	れか	110 : High 10 プロファイル
		122 : High 4:2:2 プロファイル
		(注)映像フォーマットとの組み合わせは
		表 3-1 参照
level_idc	30,31,32,40,	30: レベル 3
	42,XX(TBD)	31: レベル 3.1
	のいずれか	32: レベル 3.2
		40: レベル 4
		42: レベル 4.2
		XX: レベル X.X(TBD)
		(注)映像フォーマットとの組み合わせは
		表 3-1 参照
seq_parameter_set_id	0	0 固定
chroma_format_idc	1または2	1:4:2:0 フォーマット
		2:4:2:2 フォーマット
bit_depth_luma_minus8	0または2	0:輝度画素値は8ビット
		2:輝度画素値は10ビット
bit_depth_chroma_minus8	0または2	0:色差画素値は8ビット
		2:色差画素値は 10 ビット
qpprime_y_zerotransform_bypas	0	0:可逆符号化モードを使用しない
s_flag		
pic_order_cnt_type	0	0:直前のIDRとの差分値により表示順
		序を示すモード
num_ref_frames	1~4	参照フレーム数の最大値を示す
gaps_in_frame_num_value_allo	0	0:フレーム番号が不連続な場合のデコ
wed_flag		ード動作を規定しない
pic_width_in_mbs minus1	表 3-2 参照	水平方向のマクロブロック数-1を示す
pic_height_in_map_unit_minus1	表 3-2 参照	垂直方向の符号化単位の個数-1を示す
frame_mbs_only_flag	0または1	1:フレーム・マクロブロックのみ
	表 3-2 および	0:フィールド・マクロブロックあるい
	表 3-3 参照	は MBAFF を許可する、
		mb_adaptive_frame_field_flag は $0$ 又
		は1に設定する。
		順次走査映像の場合のみ1にする
direct_8x8_inference_flag	1	1:8x8 未満のブロックサイズでのダイ
		レクトモード予測符号化を使用しない
frame_cropping_flag	表 3-3 参照	0:復号した映像を全て表示する
		1:復号した映像の一部を切り出して表
		示する
frame_crop_left_offset	表 3-3 参照	復号した映像で表示しない左端の画素
		数の 1/2 倍の値を示す
frame_crop_right_offset	表 3-3 参照	復号した映像で表示しない右端の画素
		数の 1/2 倍の値を示す
		// · · · · ·

		数の 1/2 倍または 1/4 倍の値を示す
frame_crop_bottom_offset	表 3-3 参照	復号した映像で表示しない下端の画素
		数の 1/2 倍または 1/4 倍の値を示す
vui_parameters_present_flag	1	1: VUI (Video Usability Information)
		を符号化する

## 3.11.3 ピクチャ・パラメータ・セット (Picture parameter set)

シンタックス要素	運用	備考
pic_parameter_set_id	0	0 固定
entropy_coding_mode_flag	0または1	0 : CAVLC
		1 : CABAC
		シーケンスに含まれる全てのピクチ
		ャ・パラメータ・セットでこの値は一定
		とする
pic_order_present_flag	1	1 固定
num_slice_groups_minus1	0	0:スライス・グループを使用しない
num_ref_idx_l0_active_minus1	0~7	num_ref_frames の設定値の範囲で L0
		参照ピクチャ数の最大値-1 を示す
		Pフレーム:0~3
		Bフレーム:0~1
		P フィールド:0~7
		Bフィールド:0∼3
num_ref_idx_l1_active_minus1	0~3	num_ref_frames の設定値の範囲で L1
		参照ピクチャ数の最大値-1 を示す
		Bフレーム:0~1
		Bフィールド:0~3
pic_init_qs_minus26	0	0 固定:SP あるいはS I スライスは使用
		しないため
redundant_pic_cnt_present_flag	0	0: 冗長スライスは使用しない

## 3.11.4 アクセス・ユニット・デリミタ (Access unit delimiter)

シンタックス要素	運用	備考
primary_pic_type	0,1,2 のいず	Iピクチャ:0
	れか	Pピクチャ:1
		Bピクチャ:2

# 3.11.5 スライス・ヘッダ (Slice header)

シンタックス要素	運用	備考
slice_type	7,5,6 のいず	Iピクチャ:7
	れか	P ピクチャ:5
		Bピクチャ:6
num_ref_idx_l0_active_minus1	0~7	num_ref_frames の設定値の範囲で L0
		参照ピクチャ数の最大値-1 を示す
		P フレーム: 0~3
		B フレーム: 0∼1
		P フィールド:0~7

		Bフィールド:0~3
num_ref_idx_l1_active_minus1	0~3	num_ref_frames の設定値の範囲で L1
		参照ピクチャ数の最大値-1を示す
		Bフレーム:0~1
		B フィールド: 0~3

## 3.11.6 復号ピクチャ・バッファ制御(Decoded Reference Picture Marking Syntax)

シンタックス要素	運用	備考
no_output_of_prior_pics_flag	0	0:復号したピクチャは表示する(表示
		しないピクチャは符号化しない)

## 3.11.7 VUI

シンタックス要素	運用	備考
aspect_ratio_info_present_flag	1	アスペクト比の情報は必須
aspect_ratio_idc	表 3-3 参照	画素アスペクト比を示す
sar_width	4	解像度が 1440x1080 の場合に
		aspect_ratio_idc=255 であれば、本シン
		タックスを必須とする
sar_height	3	解像度が 1440x1080 の場合に
		aspect_ratio_idc=255 であれば、本シン
		タックスを必須とする
video_full_range_flag	0	0: Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
colour_primaries	1	1: Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
transfer_characteristics	1,11 のいず	1 : Rec. ITU-R BT.709-5, Rec. ITU-R
	れか	BT.1361 従来色域システム準拠
		11:IEC61966-2-4 準拠(広色域システ
		ل
matrix_coefficients	1	1: Rec. ITU-R BT.709-5 準拠
chroma_loc_info_present_flag	0	0: MPEG-2 Video 規格の 4:2:0 の色差
		信号サンプル位置と同じ
timing_info_present_flag	1	1:固定フレームレートの場合のフレー
		ムレートを示す
		num_units_in_tick,time_scale,
		fixed_frame_rate_flag をシンタックス
		要素に含む
		Frame-rate = time_scale /
		num_units_in_tick / 2
		注:
		フレームレート計算方法の詳細につい
		ては、MPEG-4 AVC 規格の Annex.E に
		おける fixed_frame_rate_flag のセマン
	1001	ティクスを参照のこと。
num_units_in_tick	1001	1001 固定
time_scale	60000,	フレームレートが 29.97Hz の場合は
	120000 のい	60000、59.94Hz の場合は 120000 と設
	ずれか	定する。
fixed_frame_rate_flag	1	1: 固定フレームレート

## ARIB STD-B32 第1部 付属

nal_hrd_parameters_present_flag	1	1:ビットレートとバッファ情報を示す
		NAL HRD パラメータをシンタクス要
		素に含む
vcl_hrd_parameters_present_flag	0	0:ビットレートとバッファ情報を示す
		VCL HRD パラメータをシンタクス要素
		に含まない
low_delay_hrd_flag	0	0:受信バッファのアンダー・フローを
		許容しない。
pic_struct_present_flag	1	1固定

表 3-2 映像サイズを表すパラメータの組合せ(その1)

水平画素数	垂直画素数	pic_width_in_mbs_minus1	pic_height_in_map_units_minus1	frame_mbs_only_flag	フレーム ・レート (Hz)	走査方式
720	480	44	14	0	29.97	飛越走査
720	480	44	29	1	59.94	順次走査
1280	720	79	44	1	59.94	順次走査
1440	1080	89	33	0	29.97	飛越走査
1920	1080	119	33	0	29.97	飛越走査
1920	1080	119	67	1	59.94	順次走査
3840	2160	239	134	1	59.94	順次走査

画面アスペクト比	水平画素数	垂直画素数	aspect_ratio_idc	frame_mbs_only_flag	frame_cropping_flag	frame_crop_left_offset	frame_crop_right_offset	frame_crop_top_offset	frame_crop_bottom_offset
4:3	720	480	3	0	0	0	0	0	0
16:9	720	480	5	0	0	0	0	0	0
16:9	720	480	5	1	0	0	0	0	0
16:9	1280	720	1	1	0	0	0	0	0
16:9	1440	1080	255 又は 14(注)	0	1	0	0	0	2
16:9	1920	1080	1	0	1	0	0	0	2
16:9	1920	1080	1	1	1	0	0	0	4
16:9	3840	2160	1	1	0	0	0	0	0

表 3-3 映像サイズを表すパラメータの組合せ(その2)

### 3.11.8 パン・スキャン (Pan-scan rectangle) SEI

サイドパネルやレターボックスなど、本来の映像ソースと異なるアスペクト比で送出する場合、以下に示すパン・スキャンのパラメータを設定することにより、受信機の画角によって黒枠(額縁)表示にならないようにすることが可能となる。そこで、図 3-6「アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにける望ましい表示形式」に従い、必要に応じて、GOP の先頭 I ピクチャ(closed GOP では IDR ピクチャ、open GOP では non-IDR の I ピクチャ)に、Pan-scan rectangle SEI を符号化する。

なお、パン・スキャン運用を行う場合(図 3-6 の②または④)には、Pan-scan rectangle SEI を必ず符号化する。

表 3-4 および表 3-5 に、上記運用を行う場合の各パラメータの値を示す。

<sup>(</sup>注) MPEG-4 AVC 規格の初期規格では aspect\_ratio\_idc=14 は規定されていないため、255 での運用が望ましい。

表 3-4	パン・	スキャン	ン運用のノ	ペラメータ
-------	-----	------	-------	-------

		VUI のパ ラメータ	Sequence parameter set のパラメータ			Pan-scan rectangle SEI のパラメータ				
Picture width	Picture height	aspect_ratio _idc	pic_width_in_ mbs_minus1	pic_height_in_m ap_units_minus1	frame_mbs_ only_flag	pan_scan_rect _left_offset	pan_scan_rect _right_offset	pan_scan_rect _top_offset	pan_scan_rect _bottom_offset	図 3-6
720	480	5	44	29	1	0	0	0	0	1)
720	480	5	44	29	1	1440	-1440	0	0	2
720	480	5	44	14	0	0	0	0	0	1
720	480	5	44	14	0	1440	-1440	0	0	2
720	480	3	44	14	0	0	0	0	0	3
720	480	3	44	14	0	0	0	960	-960	4
1280	720	1	79	44	1	0	0	0	0	1
1280	720	1	79	44	1	2560	-2560	0	0	2
1440	1080	255(sar_wi dth=4,sar_ height=3)	89	33	0	0	0	0	0	1
1440	1080	255(sar_wi dth=4,sar_ height=3)	89	33	0	2880	-2880	0	0	2
1920	1080	1	119	33	0	0	0	0	0	1
1920	1080	1	119	33	0	3840	-3840	0	0	2
1920	1080	1	119	67	1	0	0	0	0	1)
1920	1080	1	119	67	1	3840	-3840	0	0	2
3840	2160	1	239	134	1	0	0	0	0	1
3840	2160	1	239	134	1	7680	-7680	0	0	2

表 3-5 パン・スキャン SEI のその他のシンタックス要素

シンタックス要素	運用	備考
pan_scan_rect_id	0	ID によるパン・スキャン情報の区別は
		行わない
pan_scan_rect_cancel_flag	0	パン・スキャン情報を常に送る
pan_scan_cnt_minus1	0	パン・スキャン情報は1種類のみ
pan_scan_rect_repetition_period	1	パン・スキャン情報は、次シーケンス、
		あるいは、パン・スキャン SEI が付加
		された次ピクチャの直前まで有効

	映像ソース	4:3 モニターに表示する場合	<u>16:9 モニターに表示する場合</u>
①16:9 の番組 1	<b>─</b>	4:3 モニターに はレターボック ス形式で出力す る	16:9 モニター にはそのまま 表示する
②16:9 の番組 2		4:3 モニターに は両サイドパネ ルを捨て、480 ×720 のフル画 面表示	16:9 モニターにはそのまま表示する グレー部分は実映像がある場合と黒パネルの場合があることを示している
③4:3 の番組		4:3 モニターに は 4:3 の番組を そのまま表示す る	16:9 モニター にはサイドパ ネルを付加し て表示するか、 480/I ではモニ ター側の工夫 により表示す る
④レターボックス 形式の 4:3 番組		4:3 モニターに はそのまま表示 する	16:9 モニター には垂直方向 に 4/3, 2, 3 倍 し、有効走査 線 480, 720, 1080, 2160 本 にして表示す るか、480/I で はモニター側 の工夫により 表示する

図 3-6 アスペクト比 4:3/16:9 のモニターにおける望ましい表示形式

<余白>

## 第4章 シームレス切替え

同一コーデック内でのシームレス切替えについては、本標準規格第1部付属1第4章「シームレス切替え」と同様の運用とする。

#### 4.1 有効サンプル数の変更

#### (1) 送出側運用方法

- 動作切替えポイントで エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを用いてシーケンスを終了し、次の GOP のシーケンス・パラメータ・セットで新たなサンプル数を指定する
- ・ 新動作シーケンスの先頭の GOP は、closed GOP とする
- ・ hrd\_parameters()内の cpb\_size\_scale および cpb\_size\_value\_minus1 は、切替え前後で変更しない
- ・ GOP において復号順序が先頭である I ピクチャの復号時刻と、GOP において表示順序が先頭であるピクチャの表示時刻との差分は切替え前後で変更しない
- · PTS、DTS は連続性を保証する

#### (2) 受信機側動作

受信したシーケンス・パラメータ・セットに含まれる画素数のパラメータで動作モードを設定する。エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを受信しない場合においても、受信したシーケンス・パラメータ・セットの内容に従い、新しい動作モードに設定する。

#### 4.2 480/60/I でのアスペクト比の変更

### (1) 送出側運用方法

- 動作切替えポイントで エンド・オブ・シーケンス NAL ユニットを用いてシーケンスを終了し、次の GOP のシーケンス・パラメータ・セットで新たなアスペクト比を指定する
- ・ 新動作シーケンスの先頭の GOP は、closed GOP とする
- ・ hrd\_parameters()内の cpb\_size\_scale および cpb\_size\_value\_minus1 は、切替え前後で変更しない
- ・ GOP において復号順序が先頭である I ピクチャの復号時刻と、GOP において表示順序が先頭であるピクチャの表示時刻との差分は切替え前後で変更しない
- PTS、DTS は連続性を保証する

#### (2) 受信機側動作

受信したシーケンス・パラメータ・セットに含まれるアスペクト比のパラメータで動作モードを 設定する。エンド・オブ・シーケンスユニットを受信しない場合においても、受信したシーケンス・ パラメータ・セットの内容に従い、新しい動作モードに設定する。

## 4.3 ビットレートの変更

- (1) 送出側運用方法
  - ・ 常に可変ビットレートモードにて運用する
    - hrd\_parameters()内のcbr\_flag は0にセットする
  - ・ 伝送ビットレート変更点において、End of Sequence NAL ユニットを挿入しない
  - ・ hrd\_parameters()内の cpb\_size\_scale および cpb\_size\_value\_minus1 は、切替え前後で変更しない
  - ・ GOP において復号順序が先頭である I ピクチャの復号時刻と、GOP において表示順序が先頭であるピクチャの表示時刻との差分は切替え前後で変更しない
  - · PTS、DTS は連続性を保証する

## (2) 受信機側動作

受信機では、映像、音声の復号開始制御および出力制御を PES Header に記述される PTS、DTS に従い制御を行うことにより、シームレス動作をすること。

# 第5章 MPEG-2 Systems 規格による多重化

# 5.1 PES パケット

- ▶ PESパケットは、常に1フレームあるいは1フィールド・ペアを構成するアクセスユニットからなること(複数のフレームあるいはフィールド・ペアを含んではならない)。
- ▶ PES Header では必ず PTS を送出すること。受信機では、復号開始制御および出力制御は PES Header の PTS、DTS に基づいて行うものとする。また、PTS\_DTS\_flag の設定値 は以下の通りとする。
  - ♦ 11b: PES パケットが、I ピクチャ、P ピクチャ、あるいは PTS と DTS が異なる B ピクチャを含む場合
  - ◆ 10b: PES パケットが、PTS と DTS が等しい B ピクチャを含む場合

# 5.2 STD delay

▶ STD delay は通常の運用において最大1秒となること

# 5.3 記述子

- ▶ MPEG-2 Systems 規格に定義されている下記の記述子は運用しない。
  - ♦ AVC video descriptor
  - ♦ AVC timing and HRD descriptor

# 付属3 低解像度映像サービスにおける MPEG-4 AVC 規格の運用ガイドライン

# 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本運用ガイドラインは、低解像度映像サービス(本文第5章5.2参照)における映像信号と映像符号化方式に関し、実運用において推奨される MPEG-4 AVC 規格の技術的条件を示すことを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するデジタル放送により行われる低解像度映像サービスの映像信号のうち MPEG-4 AVC 規格によるものについて適用する。

# 1.3 引用文書

# 1.3.1 準拠文書

(1) ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10:2007: Advanced video coding for generic audiovisual services (以下「MPEG-4 AVC 規格」という。)

# 1.4 用語

#### 1.4.1 略語

CIF Common Intermediate Format

HHR Half Horizontal Resolution

IDR Instantaneous Decoding Refresh

QSIF Quarter Source Input Format

QVGA Quarter VGA

SIF Source Input Format SQVGA Super Quarter VGA

VGA Video Graphics Array

VUI Video Usability Information

# 第2章 符号化パラメータの制約条件

#### 2.1 プロファイルとレベル

映像符号化方式は、MPEG-4 AVC 規格に規定された Baseline または Main プロファイルに準拠するものととし、レベルは 1, 1.1, 1.2, 1.3, 2, 2.1 のいずれかとする。

レベルに応じて、最大の画面サイズとフレームレート(単位時間当たりのマクロブロック数)が定められており、リソースのフォーマット、受信表示装置及びその処理等を考慮し、運用するレベルと符号化映像フォーマットを定めることが望ましい。また、プロファイルに応じて使用可能なツールが定められており、要求条件、サービスを考慮してプロファイルを選択することが望ましい。

# 2.2 映像フォーマットと対応するパラメータ

#### 2.2.1 想定する映像フォーマット

想定する映像フォーマットと対応するパラメータを表 2-1 に示す。SQVGA、QVGA における 16:9 画面は、 画素アスペクトは 4:3 画面と同じとし、垂直画素数を減らした画面サイズとする。

フォーマット	画面サイズ	画面	seq_parameter_set_rbsp()		vui_para	meters()
	(横×縦)	アスペクト比	pic_width_in_	pic_height_i	aspect_ratio_	aspect_ratio_
		(横:縦)	mbs_minus1	n_map_units	info_present_	info
				_minus1	flag	
SQVGA	$160 \times 120$	4:3	9	7 ※		1
SQVGA	$160 \times 90$	16:9	9	5 ※		1
$525 \mathrm{QSIF}$	$176 \times 120$	4:3	10	7 ※		3
525QSIF	$176 \times 120$	16:9	10	7 ※		5
QCIF	$176 \times 144$	4:3	10	8		2
QVGA	$320 \times 240$	4:3	19	14	1	1
QVGA	$320 \times 180$	16:9	19	11 💥	1	1
525SIF	$352 \times 240$	4:3	21	14		3
525SIF	$352 \times 240$	16:9	21	14		5
CIF	$352 \times 288$	4:3	21	17		2
525HHR	$352 \times 480$	4:3	21	29		3
525HHR	$352 \times 480$	16:9	21	29		5

表 2-1 想定する映像フォーマット

#### 2.2.2 フレームレート

フレームレートは、VUI Parameters の変数を用いて、フレームレート = time\_scale/num\_units\_in\_tick で計算し、1000/1001 の整数倍とする。ただし、運用する映像フォーマットに対し、各レベルにおける最大のフレームレート[Hz]は表 2-2 に示す通りとする。

<sup>※</sup> 画面幅あるいは高さが16で割り切れない場合、有効サンプルの右側あるいは有効ラインの下側に架空の映像データ(ダミーデータ)を付加し、実際には16の倍数のサンプル数あるいはライン数で符号化処理される。デコーダではダミーデータを除いた有効サンプルあるいは有効ラインの映像信号として出力される。

	1	1.1	1.2	1.3	2	2.1
SQVGA(4:3)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
SQVGA(16:9)	24000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525QSIF(4:3)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525QSIF(16:9)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QCIF	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QVGA(4:3)	-	10000/1001	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QVGA(16:9)	-	12000/1001	24000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525SIF(4:3)	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525SIF(16:9)	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
CIF	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525HHR(4:3)	-	-	-	-	-	30000/1001
525HHR(16:9)	-	-	-	-	-	30000/1001

表 2-2 各レベルにおける最大フレームレート [Hz]

#### 2.2.3 カラー記述

カラー記述は、Rec. ITU-R BT.1361 (Rec. ITU-R BT.709)に準拠する。VUI Parameters において、video\_signal\_type\_present\_flag = 0 あるいは colour\_description\_present\_flag = 0 の場合、colour\_primaries, transfer\_characteristics, matrix\_coefficients のすべての値は 2 (Unspecified)となるが、デコーダ側ですべての値を 1 (Rec. ITU-R BT.709)と等価であると解釈することとする。

#### 2.3 チャンネル切替時間を考慮した運用ガイドライン

- ①IDR タイプの I-picture を最大5秒、通常2秒周期で挿入する。
- ②Sequence Parameter Set のパラメータが異なる場合、異なる seq\_parameter\_set\_id を使用することが望ましい。

#### 2.4 Baseline プロファイルにおける望ましい運用ガイドライン

- (1) 想定するサービス要件
  - ・ビットレート: 64~384kbit/s
  - ・映像フォーマット: SQVGA, 525QSIF, QCIF, QVGA, 525SIF, CIF
  - ・フレームレート: 5, 10, 12, 15, 24, 30Hz (いずれも 1000/1001 倍の周波数とする) ただし、フレームスキップを制限しないこととする。
  - ・画面アスペクト比:4:3, 16:9
- (2) 運用するレベル

レベル 1, 1.1, 1.2 のいずれかとする。符号化フォーマットに応じてレベルを選択することとする。

- (3) 主な運用上の制限
- ・FMO (Flexible Macroblock Ordering), ASO (Arbitrary Slice Order), RS (Redundant Slices)は 運用せず、Sequence Parameter Set で、constraint\_set0\_flag=1 かつ constraint\_set1\_flag=1 とする。

# 2.5 Main プロファイルにおける望ましい運用ガイドライン

- (1) 想定するサービス要件
  - ・ビットレート:上限 4Mbit/s
  - ・映像フォーマット: SQVGA, 525QSIF, QCIF, QVGA, 525SIF, CIF, 525HHR
  - ・フレームレート: 5, 10, 12, 15, 24, 30Hz (いずれも 1000/1001 倍の周波数とする) ただしフレームスキップを制限しないこととする。
  - ・画面アスペクト比:4:3, 16:9
  - ・飛越走査対応:あり
- (2) 運用するレベル

レベル 1, 1.1, 1.2, 1.3, 2, 2.1 のいずれかとする。符号化フォーマットに応じてレベルを選択することとする。

# 第2部

音声信号と符号化方式

# 第2部 音声信号と符号化方式

# 目 次

第1章	一般事項	107
1.1	目的	107
1.2	適用範囲	107
1.3	引用文書	107
1.3	3.1 準拠文書	107
1.3	3.2 関連文書	107
1.4	用語	107
1.4	4.1 定義	107
1.4	4.2 略語	108
第2章	音声入力信号	111
第3章	音声符号化方式	113
3.1	MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式	113
3.2	MPEG-2 BC 規格に準拠する方式	113
第4章	音声の圧縮手順及び送出手順	115
4.1	MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式	115
4.2	MPEG-2 BC 規格に準拠する方式	116
第5章	音声符号化パラメータの制約条件	119
5.1	MPEG-2 AAC 方式に準拠する入力音声フォーマット	119
5.2	MPEG-2 AAC 方式に準拠する音声符号化方式	120
5.2	2.1 主要パラメータ	120
5.2	2.2 MPEG-2 AAC ADTS 符号化パラメータの制約条件	121
5.2	2.3 音声ストリームの構成・多重方法に関する詳細規定	121
5.2	2.4 マルチチャンネルステレオサービス実施時におけるダウンミックスに関する	運用規定
		128
付録 A	デジタル放送に適用される技術方式	131

# ARIB STD-B32 第2部

付属 MPEC	3-2 AAC 規格の運用ガイドライン	133
第1章 一般	事項	133
1.1 目的.		133
1.2 適用氧	<b>范</b> 囲	133
1.3 引用:	文書	133
1.3.1	<b>準拠文書</b>	133
1.4 用語.		133
1.4.1 附	X語	133
第2章 音声	f品質表示	135
第3章 音声	iパラメータの切替え	137
解説 1 MPI	EG-2 AAC 規格の運用条件策定の考え方	141
解説 2 音声	モードの表記法について	145
解説3 3次	元配置の音声モードのダウンミックス係数について	146
参考資料1	MPEG-2 AAC ADTS(Audio Data Transport Stream)における Redundancy Check)の処理手順	-
参考資料2	ISO/IEC 13818-1 AMD 6 の概要(AAC 用システムバッファ関連	)149
参考資料3	ISO/IEC 13818-7:2003 への改定に伴う注意事項	150
<b>会</b> 去咨判 1	MPEG-2 AAC 方式の実装に係わる紹音占	151

# 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本標準規格は、デジタル放送における音声信号と音声符号化方式を規定することを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成15年総務省令第26号)に準拠するデジタル放送に適用する。

#### 1.3 引用文書

#### 1.3.1 準拠文書

次の文書は、その文書において規定される事項の一部が本標準規格に引用されている文書である。

- (1) 平成 15 年総務省令第 26 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(以下「省令」という。)
- (2) 平成 21 年総務省告示第 89 号「映像信号のうち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件」(以下「告示」という。)
- (3) ISO/IEC 13818-7:2006 Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding (AAC)
- (4) ISO/IEC 13818-7:2006/Cor.1:2009 Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information Part 7: Advanced Audio Coding (AAC), TECHNICAL CORRIGENDUM 1 ((3),(4)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」という。)
- (5) ISO/IEC 13818-3:1998 Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Audio (以下「MPEG-2 BC 規格」という。)

#### 1.3.2 関連文書

(1) 「デジタル放送用受信装置 標準規格(望ましい仕様)」ARIB STD-B21

#### 1.4 用語

#### 1.4.1 定義

(1) 地上デジタル音声放送:

省令第2章で規定される放送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。)のうちデジタル放送

(2) 地上デジタルテレビジョン放送:

省令第 3 章で規定される放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高

#### ARIB STD-B32 第2部

精細度テレビジョン放送

(3) 衛星デジタル音声放送:

省令第4章で規定される2,630MHz を超え2,655MHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放送

(4) BS デジタル放送:

省令第5章第2節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する 放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、 超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

(5) 高度 BS デジタル放送:

省令第5章第3節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

(6) 狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第2節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

(7) 広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第3節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

(8) 高度狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第4節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

(9) 高度広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第5節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

#### 1.4.2 略語

AAC Advanced Audio Coding

ADTS Audio Data Transport Stream

BC Backward Compatible
CPE Channel Pair Element

CRC Cyclic Redundancy Check

# ARIB STD-B32 第2部

DSE Data Stream Element

LC Low Complexity

LFE Low Frequency Effects

MPEG Moving Picture Experts Group

PCE Program Configuration Element

SBR Spectral Band Replication

SCE Single Channel Element

TNS Temporal Noise Shaping

# 第2章 音声入力信号

- (1) 音声信号の標本化周波数は、32kHz、44.1kHz 又は 48kHz とする。
- (2) ステレオホニック信号(音響に立体感を与えるために、2以上の音声信号を組み合わせた信号をいう。)を構成する場合にあっては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。
- (3) 入力量子化ビット数は、16ビット以上とする。
- (4) 最大入力音声チャンネル数は、5 チャンネル及び低域を強調する1 チャンネルとする。 ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送における最大入力音 声チャンネル数は、22 チャンネル及び低域を強調する 2 チャンネルとする。

(省令)

# 第3章 音声符号化方式

# 3.1 MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式

時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたもの とし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところ(4.1章 参照)によるものとする。

(省令)

# 3.2 MPEG-2 BC 規格に準拠する方式

帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、 音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところ(第 4.2 章参 照)によるものとする。

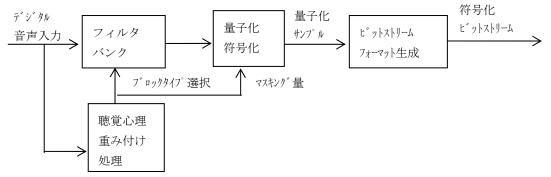
(省令)

# 第4章 音声の圧縮手順及び送出手順

# 4.1 MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式

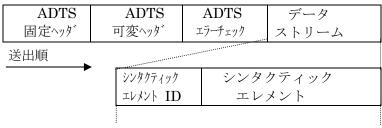
音声の圧縮手順及び送出手順については、別表第四号に示すとおりとする。

#### 別表第四号 音声の圧縮手順及び送出手順



- 注 1 フィルタバンクは、デジタル音声入力信号を変形離散コサイン変換によって 時間から周波数軸へ変換する。この際、フィルタバンクは、入力信号の聴覚心 理特性に応じて、変形離散コサイン変換への入力ブロックタイプ及び窓関数を 選択する。
  - 2 聴覚心理重み付け処理は、フィルタバンクへの入力信号に対応して、マスキング量(一の音声信号と他の音声信号を識別できる限界)及びフィルタバンクの入力ブロックタイプを算出する。
  - 3 量子化及び符号化は、聴覚心理重み付け処理で計算されたマスキング量に基づき、フィルタバンクからの出力信号を各ブロックで使用できるトータルビット数 を超えない範囲で量子化及び符号化し、量子化サンプルを出力する。
  - 4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最大値は、5チャンネル及び低域を強調する1チャンネルとする。ただし、高度BSデジタル放送及び高度広帯域 CSデジタル放送にあっては、その最大値を22チャンネル及び低域を強調する 2チャンネルとする。
  - 5 ビットストリームの構成は、次のとおりとする。

# (ビットストリーム構成)



繰り返し

#### ARIB STD-B32 第2部

- 注 1 ADTS固定ヘッダは、同期及びISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報から成る。
  - 2 ADTS可変ヘッダは、ISO/IEC 13818-7に規定される音声符号化情報から成る。
  - 3 ADTSエラーチェックは、エラー検出情報から成る。
  - 4 データストリームは、ISO/IEC 13818-7 により符号化される音声データから 成る。
  - 5 シンタクティックエレメントIDは、後に続くシンタクティックエレメントの 種類あるいはデータストリームの終了を示す。
  - 6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 13818-7により符号化される音声 データの各構成要素から成り、ADTS可変ヘッダに記述された回数分繰り返さ れる。

(告示)

#### 4.2 MPEG-2 BC 規格に準拠する方式

聴覚心理 重み付け 処理

音声の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。

別表第五号 音声信号の圧縮手順及び送出手順

デジタル
音声入力
フィルタ
バンク
量子化、符号化
サンプル
フォーマット生成
フォーマット生成
マスキング・量

- 注1 フィルタバンクは、時間軸から周波数軸への変換を行い、帯域分割処理を行う。フィルタバンクは、32 に帯域分割され、ISO/IEC 11172-3 及び 13818-3 の規定に基づき処理される。
  - 2 聴覚心理重み付け処理は、フィルタバンクの各帯域に対するマスキング量を算出する。
  - 3 ビットアロケーションは、フィルタバンクから出力された各帯域の信号と聴覚心理重み付け 処理で計算されたマスキング量に基づき、フレームで使用されるトータルビット数を超えない 範囲で各サブバンド (32 に帯域分割されたフィルタバンクの一をいう。以下同じ。) の量子化 ビット数を決定する。量子化及び符号化は、ビットアロケーションにより決定された量子化ビット数によりフィルタバンクから出力された各帯域の信号を量子化及び符号化し、量子化サンプルを出力する。
  - 4 符号化ビットストリームの構成は、別記第1のとおりとする。

5 符号化ビットストリームは、別記第2のチャンネルモードをとるものとする。

# 別記第1 符号化ビットストリーム構成

MPEG1 ヘッダ	MPEG1 エラーチェック	MPE オーディ:		マルチチャ 拡張部		MPEG1 補助データ
送出順			•			
アロケーション	スケールファクタ 選択情報	スケール ファクタ	サンプル コード	サンプル	サンプル コード	サンプル
			チャンジ サブバ	ネル数× ドンド数	振幅成サブ	分× バンド数
			! !	12グループ	まで繰り返し	

- 注1 MPEG-1 ヘッダは、同期及び ISO/IEC 11172-3 に規定される音声符号化情報から成る。
  - 2 MPEG-1 エラーチェックは、エラー検出情報から成る。
  - 3 MPEG-1 オーディオデータは、ISO/IEC 11172-3 により符号化される音声データから成る。
  - 4 マルチチャンネル拡張部分は、ISO/IEC 13818-3 により符号化された音声データを拡張する データから構成される。
  - 5 アロケーションは、サブバンドを符号化する順番を示す情報から成る。
  - 6 スケールファクタは、各サブバンド内の波形を正規化したときの倍率を示す情報から成る。
  - 7 サンプルコード及びサンプルは、符号化された音声データから成り、最大 12 グループまで繰り返される。ジョイントステレオモード使用時は、高い周波数の振幅成分のサンプルコード及びサンプルから成る。

# 別記第2 チャンネルモード

チャンネルモード	内 容
ステレオ	立体感を与えるため、左側信号及び右側信号により符号化するもの
ジョイントステレオ	立体感を与えるものであって、音声の圧縮効率を高めるため、左側信号
	及び右側信号のうち高い周波数成分については振幅成分のみ符号化する
	もの、又は左側信号と右側信号の和信号及び差信号により符号化するも
	$\mathcal{O}$
デュアルチャンネル	独立した2つの音声を符号化するもの
シングルチャンネル	1つの音声信号を符号化するもの
3 前方/0 後方チャ	左側信号、右側信号及び中央信号により符号化するもの
ンネル	
2 前方/1 後方チャ	左側信号、右側信号及びサラウンド信号(左後方信号及び右後方信号か
ンネル	ら生成される)により符号化するもの
デュアルステレオチ	第一番組の左側信号及び右側信号並びに第二番組の左側信号及び右側信
ャンネル	号により符号化するもの
2 前方/2 後方チャ	左側信号、右側信号、左後方信号及び右後方信号により符号化するもの

# ARIB STD-B32 第2部

ンネル	
3 前方/1 後方チャ	左側信号、右側信号、中央信号及びサラウンド信号により符号化するも
ンネル	0
3 前方/0 後方チャ	第一番組の左側信号、右側信号及び中央信号並びに第二番組の左側信号
ンネル+ステレオ	及び右側信号により符号化するもの
3 前方/2 後方チャ	左側信号、右側信号、中央信号、左後方信号及び右後方信号により符号
ンネル	化するもの

(告示)

# 第5章 音声符号化パラメータの制約条件

本章では、第 2 章~第 4 章に記載した省令・告示の規定に加えて、MPEG-2 AAC 方式に準拠するデジタル放送の音声符号化方式に関する運用上の制約条件を規定する。なお、MPEG-2 BC 方式については第 2 章~第 4 章に記載した省令・告示の通りであり、本章で規定する運用上の制約条件はない

# 5.1 MPEG-2 AAC 方式に準拠する入力音声フォーマット

デジタル放送における入力音声フォーマットの制約条件は、以下に示すとおりとする。

項目		制約条件
音声モード	可能な音声モード	モノラル、ステレオ、マルチチャンネルステレオ(3/0、
		2/1、3/1、2/2、3/2、3/2+LFE(3/2.1)) <sup>(注)</sup> 、2 音声(デ
		ュアルモノラル)、マルチ音声(3音声以上)
		および上記モードの組み合わせ
	推奨音声モード	モノラル、ステレオ、マルチチャンネルステレオ(3/1、
		3/2、3/2+LFE (3/2.1)) <sup>(注)</sup> 、2 音声 (デュアルモノラ
		ル)
エンファシス		なし

ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送における音声モードは、以下に示すとおりとする。

項目		制約条件
音声モード	可能な音声モード	・モノラル
		・ステレオ
		・マルチチャンネルステレオ <sup>(注)</sup>
		3/0、2/1、3/1、2/2、3/2、3/2.1、3/3.1、
		2/0/0-2/0/2-0.1、5/2.1、3/2/2.1、
		2/0/0-3/0/2-0.1、0/2/0-3/0/2-0.1、
		2/0/0-3/2/3-0.2、3/3/3-5/2/3-3/0/0.2
		・2 音声(デュアルモノラル)
	推奨音声モード	・モノラル
		・ステレオ
		・マルチチャンネルステレオ <sup>(注)</sup>
		3/2、3/2.1、3/3.1、

5/2.1、3/2/2.1、 2/0/0-3/0/2-0.1、 3/3/3-5/2/3-3/0/0.2 ・2 音声(デュアルモノラル)

# (注) マルチチャンネルステレオの音声モード表記法:

チャンネル数を「上層(前方/側方/後方)-中層(前方/側方/後方)-下層(前方/側方/後方).LFE」で表す。ただし、割り当てチャンネルがない層は0と表記する。なお、中層のみによる音声モードの場合を「中層(前方/側方/後方).LFE」に、中層のみによる音声モードで側方のチャンネルがない場合を「中層(前方/後方).LFE」に簡略化して表記する。

LFE (低域効果チャンネル) への割り当てチャンネルが 1 の場合、"+LFE" と表記する場合がある。

音声モード表記法については、解説2に関連記載がある。

#### 5.2 MPEG-2 AAC 方式に準拠する音声符号化方式

デジタル放送の音声符号化方式として MPEG-2 AAC 方式が省令に規定されている (3.1 章参照) が、本節ではデジタル放送サービスを実現するにあたり、さらなる運用上の制約条件を規定する。 なお、MPEG-2 AAC 方式の参照にあたっては、参考資料 3 に関連記載がある。

# 5.2.1 主要パラメータ

項目	制約条件
ビットストリーム形式	AAC Audio Data Transport Stream (ADTS)
プロファイル	Low Complexity (LC)プロファイル
最大符号化チャンネル数	1ADTS あたり最大 5.1 チャンネル <sup>(注)</sup>
最大ビットレート	ISO/IEC 13818-7 に準拠

(注) 5 チャンネル+LFE チャンネル。ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については最大 22.2 チャンネル (22 チャンネル+2LFE チャンネル)。

# 5.2.2 MPEG-2 AAC ADTS 符号化パラメータの制約条件

# (1) Fixed Header of ADTS

項目	制約条件
protection_absent	'0' (CRC エラーチェックを必ずつける)
profile	1 (LCプロファイル)
sampling_frequency_index	0x3~ 0x8 から選択
	(48k,44.1k,32k,24k,22.05k,16kHz) <sup>(注)</sup>
channel_configuration	5.2.3 章参照

(注) BS/広帯域 CS デジタル放送においては 0x6~0x8 (24k,22.05k,16kHz) は使用しない。

# (2) Variable Header of ADTS

項目	制約条件
adts_buffer_fullness	0x7FF(可変レートを示す)の使用を禁止
number_of_raw_data_blocks_in_frame	0 (1フレーム内の raw_data_block 数 = 1)

# (3) Raw Data Stream

項目	制約条件
1ADTS 内での符号化モードおよび	5.2.3 章参照
raw_data_block の構成(伝送順序)	
Coupling Channel オプションの扱い	使用を禁止。
Program Configuration Element (PCE)	5.2.3 章参照
扱い	
Data Stream Element(DSE)の扱い	5.2.3 章参照
Fill Element(FIL)の扱い	5.2.3 章参照

# 5.2.3 音声ストリームの構成・多重方法に関する詳細規定

# (1) 入力音声モードと ADTS 構成・多重方法に関する規定

入力音声モード	ADTS の構成、多重方法
モノ、ステレオ	1ADTS として構成
マルチチャンネルステレオ	1ADTS として構成
(3/0, 2/1, 3/1, 2/2, 3/2, 3/2+LFE (3/2.1))	
(注 1)	
2音声 (デュアルモノ) <sup>(注2)</sup>	1ADTS として構成

デュアルモノ以外の複数音声	音声ストリーム数(言語数)分の ADTS を構成
(2/0+2/0 など)	し、MPEG-2 システムレイヤで多重

- (注1) 高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については最大 22.2 チャンネル
- (注 2) デュアルモノとは「1ADTS で実現できる同時再生可能な 2 つのモノ (モノラル音声)」と定義する。
- (2) 1ADTS 内符号化モードと ADTS 構成(伝送順序)に関する詳細規定

AAC 規格にデフォルトで規定されている符号化モード

符号化モード	channel_con figuration	SE 構成(伝送順序) <sup>(注 1)</sup> (以下の順で伝送しなければならない)	Default element to speaker
	(adts_fixed _header)	(注) SCE, CPE の次の数字 1,2 は同一フレーム内で順序を区別するために便宜上つけた数字である	mapping <sup>(注 2)</sup>
モノ	1	<sce1><term></term></sce1>	SCE1 = C
(1/0)	_		
ステレオ	2	<cpe1><term></term></cpe1>	CPE1 = L and R
(2/0)			
3/0	3	<sce1><cpe1><term></term></cpe1></sce1>	SCE1 = C, $CPE1 = L$ and $R$
3/1	4	<sce1><cpe1><sce2><term></term></sce2></cpe1></sce1>	SCE1 = C, $CPE1 = L$ and $R$ ,
			SCE2 = MS
3/2	5	<sce1><cpe1><cpe2><term></term></cpe2></cpe1></sce1>	SCE1 = C, $CPE1 = L$ and $R$ ,
			CPE2 = LS  and $RS$
3/2 + LFE	6	<pre><sce1><cpe1><cpe2><lfe><term></term></lfe></cpe2></cpe1></sce1></pre>	SCE1 = C, $CPE1 = L$ and $R$ ,
(3/2.1)			CPE2 = LS  and $RS, LFE = LFE$

AAC 規格にデフォルトで規定されている符号化モード (高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送向け)

符号化モード	channel_configuration (adts fixed header)	SE 構成(伝送順序)	Default element to speaker mapping <sup>(注3)</sup>
	(auts_fixed_fieader)		
5/2.1	7	<sce1></sce1>	FC
		<cpe1></cpe1>	FLc and FRc,
		<cpe2></cpe2>	FL and FR
		<cpe3></cpe3>	BL and BR
		<lfe></lfe>	LFE
		<term></term>	

#### AAC デフォルト規定以外の符号化モード

符号化モード	channel_con figuration (adts_fixed _header)	SE 構成(伝送順序) <sup>(注 1)</sup>	Default element to speaker mapping (注 2)
2/1	0	<cpe1><sce1><term></term></sce1></cpe1>	CPE1 = L and R, SCE1=MS
2/2	0	<cpe1>&lt; CPE2&gt;<term></term></cpe1>	CPE1 = L and R, CPE2=LS and RS
2 音声 (1/0+1/0)	0	<sce1><sce2><term></term></sce2></sce1>	SCE1 = 主, SCE2 = 副

AAC デフォルト規定以外の符号化モード (高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送向け)

Maria de la compansión de	channel_configuration	SE 構成(伝送順序)	Default element to speaker
符号化モード	(adts_fixed_header)	(注 1)	mapping <sup>(注 3)</sup>
9/9 1	0	<sce1></sce1>	FC
3/3.1		<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	BL and BR
		<sce1></sce1>	BC
		<lfe></lfe>	LFE
		<term></term>	
2/0/0-2/0/2-0.1	0	<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	BL and BR
		<lfe></lfe>	LFE
		<cpe3></cpe3>	TpFL and TpFR
		<term></term>	
0/0/0 4	0	<sce1></sce1>	FC
3/2/2.1		<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	SiL and SiR
		<cpe3></cpe3>	BL and BR
		<lfe></lfe>	LFE
		<term></term>	
	0	<sce1></sce1>	FC
2/0/0-3/0/2-0.1	l o	<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	BL and BR
		<lfe></lfe>	LFE
		<cpe3></cpe3>	TpFL and TpFR
		<term></term>	TPFL and TPFK
			FC
0/2/0-3/0/2-0.1	0	<sce1></sce1>	
0.2.0 0.0.2 0.1		<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	BL and BR
		<lfe></lfe>	LFE
		<cpe3></cpe3>	TpSiL and TpSiR
		<term></term>	
2/0/0-3/2/3-0.2	0	<sce1></sce1>	FC
		<cpe1></cpe1>	FL and FR
		<cpe2></cpe2>	SiL and SiR
		<cpe3></cpe3>	BL and BR
		<sce2></sce2>	BC
		<lfe1></lfe1>	LFE1
		<lfe2></lfe2>	LFE2
		<cpe4></cpe4>	TpFL and TpFR
		<term></term>	
3/3/3-5/2/3-3/0/0.2	0	<sce1></sce1>	FC
		<cpe1></cpe1>	FLc and FRc,
		<cpe2></cpe2>	FL and FR
		<cpe3></cpe3>	SiL and SiR
		<cpe4></cpe4>	BL and BR
		<sce2></sce2>	BC BC
		<lfe1></lfe1>	LFE1,
		<lfe2></lfe2>	LFE1, LFE2,
		<sce3></sce3>	TpFC
		<sce5></sce5>	TpFL and TpFR
		<cpe5></cpe5>	
			TpSiL and TpSiR
		<sce4></sce4>	TpC
		<cpe7></cpe7>	TpBL and TpBR
		<sce5></sce5>	TpBC,
		<sce6></sce6>	BtFC
		<cpe8></cpe8>	BtFL and BtFR
		<term></term>	

(注 1) Syntactic Element(SE)の表記:

SCE: Single Channel Element, CPE: Channel Pair Element, LFE: LFE Channel Element, TERM: Terminator

(注2) スピーカ配置の表記:

L: Left front speaker / R: Right front speaker / C: Center front speaker / LFE: Low frequency effects / LS: Left surround speaker / RS: Right surround speaker / MS: Mono surround speaker

(注3) スピーカ配置の表記:

FC: Front center / FLc: Front left center / FRc,: Front right center / FL: Front left / FR: Front right / SiL: Side left / SiR: Side right / BL: Back left / BR: Back right / BC: Back center / TpFC: Top front center / TpFL: Top front left / TpFR: Top front right / TpSiL: Top side left / TpSiR: Top side right / TpC: Top center / TpBL: Top back left / TpBR: Top back right / TpBC: Top back center /,BtFC: Bottom front center / BtFL: Bottom front left / BtFR: Bottom front right

図 5-1 に 3/3/3-5/2/3-3/0/0.2 モード (22.2 チャンネル) のスピーカ配置を示す。

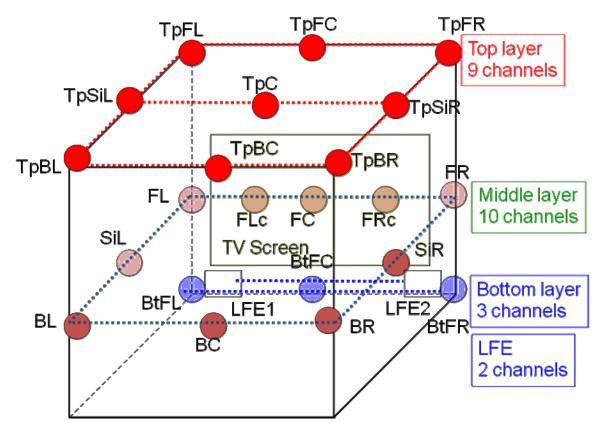


図 5-1 3/3/3-5/2/3-3/0/0.2 モード(22.2 チャンネル)のスピーカ配置

- (3) PCE(Program Configuration Element)の送出に関する詳細規定
  - (a) 同一サービス ID において adts\_fixed\_header 内の channel\_configuration=0 である音声モード (2/1、2/2、1/0+1/0) 間でのパラメータ切替えを行う場合、切替時に PCE を必須で送出する。そのとき、PCE パラメータ値が ADTS ヘッダに記述されているパラメータ値と矛盾しないようにする。
  - (b) channel\_configuration=5 または 6 の音声モードにおいてダウンミックス係数を送出する場合、その伝送のために PCE を 550 ms 以下の周期で送出する。この運用を行う場合、

channel\_configuration=5または6が連続するサービスの期間中、常時PCEを送出すること。

- (c) 5.1 チャンネルステレオ(3/2 + LFE)を超えるマルチチャンネル音声のうち、 channel\_configuration=0 かつ上層および下層に割り当てチャンネルが存在しない音声モード (3/3.1、3/2/2.1) の送出を行う場合、PCE を毎 ADTS フレームにて必須で送出する。
- (d) PCE を毎 ADTS フレーム入れることを許すが、必要な場合 (チャンネルを変える、係数を変えるなど) 以外のパラメータ値の変更を禁止する。
- (e) PCE 構成ビットについて、以下の運用規定を設ける。なお、特に触れていないビットについては、上記(1)から(3)の規定に違反しないようにする。
- -Profile、Sampling frequency index は、必ずヘッダと同じ値にする。
- -Num\_assoc\_data\_elements については特に規定しない。
- -Num\_valid\_cc\_elements=0 とする。

したがって、下記の2つのフラグは存在しない。

cc\_element\_is\_ind\_sw

valid\_cc\_element\_tag\_select

-Mono\_mixdown\_present=0 とする。

したがって、mono\_mixdown\_element\_number は存在しない。

-Stereo\_mixdown\_present=0 とする。

したがって、stereo\_mixdown\_element\_number は存在しない。

- Comment\_field\_bytes は規格書どおりとし、その内容はシステム上意味のないものとする。 主に、ビットストリームの管理等に使用するオプションとする。
  - 注) デコーダは、この領域を解読できなくても良いがデコードに破綻をきたさないようにする。
- (4) Fill Element (FIL) の構成に関する詳細規定

ADTS Fixed Header 部の符号化パラメータ sampling\_frequency\_index が  $0x6 \sim 0x8$  (24k,22.05k,16kHz) の場合、Fill Element (FIL) に EXT\_SBR\_DATA ('1101') と EXT\_SBR\_DATA CRC ('1110') を付随させることができる。

(注) BS/広帯域 CS デジタル放送においては、sampling\_frequency\_index 0x6~0x8 は使用しないため、EXT\_SBR\_DATA ('1101') や EXT\_SBR\_DATA\_CRC ('1110') は付随されない。

#### (5) DSE(Data Stream Element)の送出に関する詳細規定

5.1 チャンネルステレオ(3/2+LFE)を超えるマルチチャンネル音声のうち、上層および下層に割り当てチャンネルが存在する音声モード(以下、3次元マルチチャンネル音声)の送出を行う場合、当該音声のチャンネル構成およびダウンミックス係数の伝送のための補助情報として、DSEを毎ADTSフレームにて必須で送出する。なお、DSEは他のSEよりも先に送出する。本目的のためのDSEは3次元マルチチャンネル音声にのみ多重し、当該ストリームにはPCEを配置しない。

3次元マルチチャンネル音声のチャンネル構成およびダウンミックス係数を送出する際の DSE 内の data\_stream\_byte のデータ構造を表 5-1 に示す。

表 5-1 DSE内のR3D\_data\_stream\_byte (3 次元マルチチャンネル音声伝送用)の構造

データ構造	bit	Identifier
R3D_data_stream_byte(cnt)		
{		
byte_counter = 0;		
while ((nextbits_data_stream_byte()!= R3D_sync_word)		
&& ( byte_counter < (cnt - 6) ) ) {		
null_byte[byte_counter];	8	bslbf
byte_counter++;		
}		
next_byte_counter = byte_counter;		
if ((nextbits_data_stream_byte() == R3D_sync_word)		
&& ( (cnt – byte_counter) >= 6 ) ) {		
R3D_sync_word;	32	bslbf
R3D_Channel_Configuration;	7	uimsbf
R3D_DownMix_to_5.1_idx_present;	1	uimsbf
if $(R3D_DownMix_{to_5.1_idx_present} == 1)$ {		
R3D_DownMix_to_5.1_Gain_idx;	2	uimsbf
R3D_DownMix_to_5.1_Matrix_idx;	2	uimsbf
}		
R3D_DownMix_to_2_idx_present;	1	uimsbf
$if (R3D_DownMix_to_2_idx_present == 1) {$		
R3D_DownMix_to_2_Gain_idx;	2	uimsbf
R3D_DownMix_to_2_Matrix_idx;	2	uimsbf
R3D_DownMix_to_2_Reinforce_idx;	1	uimsbf
}		
byte_alignment_R3D_data_stream_byte();		
$if(R3D_DownMix_to_5.1_idx_present == 1)$		
&& $(R3D_DownMix_to_2_idx_present == 1))$ {		
byte_counter = 7;		
}else{		
byte_counter = 6;		
}		
}		
for $(i = 0; i < (cnt - byte\_counter); i++) {$		
null_byte[next_byte_counter];	8	bslbf
next_byte_counter++;		
}		
}		

#### R3D\_data\_stream\_byte の意味:

**nextbits\_data\_stream\_byte()**: R3D\_data\_stream\_byte 内の次ビット以降のビット列をあるビット列と比較するための機能を表す。

null byte: 本規定では使用しない。ただし他アプリケーションにて使用されることがあり得る。

**R3D\_sync\_word**: この 32 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声伝送に用いる場合(以下、R3D)の同期ワードであり、'01100001011100100110100101100010'に設定する。

**R3D\_Channel\_Configuration**: この 7 ビットのフィールドは、3 次元スピーカ配置のチャンネル構成を表す。値の意味を表 5-2 に示す。

値	音声モード(スピーカ数)
0	リザーブ
1	2/0/0-2/0/2-0.1 (6.1)
2	2/0/0-3/0/2-0.1 (7.1)
3	0/2/0-3/0/2-0.1 (7.1)
4	2/0/0-3/2/3-0.2 (10.2)
5	3/3/3-5/2/3-3/0/0.2 (22.2)
$6\sim 127$	リザーブ

表 5-2 R3D\_Channel Configuration

**R3D\_DownMix\_to\_5.1\_idx\_present**: この 1 ビットのフィールドは、5.1 マルチチャンネルへのダウンミックス係数インデックス情報の有無を示し、係数インデックス情報が存在する場合は 1、存在しない場合は 0 に設定する。

**R3D\_DownMix\_to\_5.1\_Gain\_idx**: この 2 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声から 5.1 マルチチャンネルへのダウンミックスにおけるゲイン係数のインデックスを指定する。値の意味を解説 3 の表 1 に示す (注)。

**R3D\_DownMix\_to\_5.1\_Matrix\_idx**: この 2 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声から 5.1 マルチチャンネルへのダウンミックスにおけるミックスダウン係数のインデックスを指定する。値 の意味を解説 3 の表 1 に示す <sup>(注)</sup>。

**R3D\_DownMix\_to\_2\_idx\_present**: この 1 ビットのフィールドは、2 チャンネルステレオへのダウンミックス係数インデックス情報の有無を示し、係数インデックス情報が存在する場合は 1、存在しない場合は 0 に設定する。

**R3D\_DownMix\_to\_2\_Gain\_idx**: この 2 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声から 2 チャンネルステレオへのダウンミックスにおけるゲイン係数のインデックスを指定する。値の意味を解説 3 の表 2 に示す (注)。

**R3D\_DownMix\_to\_2\_Matrix\_idx**: この 2 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声から 2 チャンネルステレオへのダウンミックスにおけるミックスダウン係数のインデックスを指定する。値の意味を解説 3 の表 2 に示す (注)。

**R3D\_DownMix\_to\_2\_Reinforce\_idx**: この 1 ビットのフィールドは、3 次元マルチチャンネル音声から 2 チャンネルステレオへのダウンミックスにおける前方中央チャンネル補強用ゲイン係数のインデックスを指定する。値の意味を解説 3 の表 2 に示す  $\stackrel{\text{(it)}}{}$ 。

**byte\_alignment\_R3D\_data\_stream\_byte0**: R3D\_data\_stream\_byte 内のビット位置をバイト単位の 第 1 ビットに調整するための機能を表す。

- (注) ダウンミックス処理は受信機内の処理となるため、符号化規格として規定はしないが、送出されるダウンミックス係数の意味の明確化するため、受信機で想定されるダウンミックス式とともにインデックスの意味を解説 3 に示す。
- 5.2.4 マルチチャンネルステレオサービス実施時におけるダウンミックスに関する運用規定
- (a) 5.1 チャンネルステレオ以下のマルチチャンネルステレオサービスの場合

ここでは、5.1 チャンネルステレオ以下のマルチチャンネルステレオサービス実施時における 2 チャンネルステレオ対応受信機との互換性に関する考え方および運用条件を規定する。

- (1) 5.1 チャンネルステレオ (3/2+LFE (3/2.1)) 以下のマルチチャンネルステレオサービス実施 時における 2 チャンネルステレオのサイマルキャストは義務付けない。2 チャンネルステレオ対 応受信機はダウンミックスにより対応することを原則とする。
- (2) 5 チャンネルステレオ(3/2)および 5.1 チャンネルステレオ(3/2+LFE(3/2.1)) サービス実施時は、AAC 規格に従い、PCE を用いてダウンミックス係数を送出することを可能とする。PCE の送出に関する詳細規定は 5.2.3(3)項を参照のこと。
- (3) 放送局側の要望により、2 チャンネルステレオサイマルキャストサービスを実施することも可能とする。その場合、2 つのストリームは別 ADTS とし、システムレイヤで多重、ストリーム管理することとする。
- (4) 上記(2)(3)項によらない場合の 2 チャンネルステレオ対応受信機のダウンミックス動作については、ARIB STD-B21 6.2.1(7)項「マルチチャンネルから 2 チャンネルステレオへのダウンミックス機能」を参照のこと。
- (b) 5.1 チャンネルステレオを超えるマルチチャンネルステレオサービスの場合(高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送向け)

高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送において、5.1 チャンネルステレオ (3/2.1)

を超えるマルチチャンネルステレオサービス実施時における 5.1 チャンネルステレオおよび 2 チャンネルステレオへのダウンミックスに関する考え方および運用条件を規定する。なお、5.1 チャンネルステレオ以下のマルチチャンネルステレオサービスにおいては、本項(a)の規定を準用する。

- (1) 5.1 チャンネルステレオ (3/2.1) を超えるマルチチャンネルステレオのうち 3 次元マルチチャンネル音声サービス実施時は、5.2.3(5)項に従い、DSE を用いて 5.1 チャンネルおよび 2 チャンネルステレオへのダウンミックス係数を送出することを可能とする。なお、上層および下層に割り当てチャンネルが存在しない音声モードによるサービス実施時におけるダウンミックス係数の送出方法は規定しない。
- (2) 別途運用の定めにより、2 チャンネルステレオサイマルキャストサービスを実施することも可能とする。その場合、2 つのストリームは別 ADTS とし、システムレイヤで多重、ストリーム管理することとする。

# 付録 A デジタル放送に適用される技術方式

省令で規定されているデジタル放送の各標準方式に適用される技術方式を表 A-1 に示す。

表 A-1 標準方式に適用される技術方式 (〇:適用)

	デジタル 放送	地上ダルラカメリン・	地 ジ テ ジ ン ョ 送 数	衛星デ ジョ 声 送	BSデジ タル放 送	高度 BS デジタ ル放送	狭帯域 CSデジ タル放 送	広帯域 CSデジ タル放 送	高度狭 帯域CS デジタ ル放送	高度広 帯域 CS デジタ ル放送
音声入力 フォーマ ット	最大音声 入力チャ ンネル数	5.1ch	5.1ch	5.1ch	5.1ch	22.2ch	5.1ch	5.1ch	5.1ch	22.2ch
音声符号化方式	MPEG-2 AAC	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	MPEG-2 BC						0			

<余白>

付属 運用ガイドライン

#### 付属 MPEG-2 AAC 規格の運用ガイドライン

#### 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本運用ガイドラインは、デジタル放送における音声信号と音声符号化方式に関し、MPEG-2 AAC 規格の実運用において推奨される技術的条件を示すことを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」 (省令) に準拠するデジタル放送のうち、MPEG-2 AAC 規格に準拠するものについて適用する。

#### 1.3 引用文書

#### 1.3.1 準拠文書

- (1) ISO/IEC 13818-7:2006 Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding (AAC)
- (2) ISO/IEC 13818-7:2006/Cor.1:2009 Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information Part 7: Advanced Audio Coding (AAC), TECHNICAL CORRIGENDUM 1 ((1),(2)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」という。)
- (3) ISO/IEC 13818-1:2000 | ITU-T Rec. H.222: Information technology -- Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 Systems 規格」という。)

#### 1.4 用語

#### 1.4.1 略語

AAC Advanced Audio Coding ADTS Audio Data Transport Stream CCE Coupling Channel Element CPE Channel Pair Element CRC Cyclic Redundancy Check ICS Individual Channel Stream LCLow Complexity LFE Low Frequency Effects

MPEG Moving Picture Experts Group

SCE Single Channel Element

# ARIB STD-B32 第2部 付属

SSR Scalable Sampling Rate

PCE Program Configuration Element

PTS Program Time Stamp

#### 第2章 音声品質表示

多重化方式の音声コンポーネント記述子に「音質表示」(quality\_indicator)が割り当てられており、この「音質表示」を用いて音声品質信号の伝送や表示が行える。「音質表示」は、音声品質基準を満たす AAC 符号化ストリームと対応付けられて、伝送されることが推奨される。この「音質表示」は2 ビットが割り当てられており、4 個までの音声品質の分類を行うことができる。

BS デジタル放送では、現行の衛星標準テレビ放送 (アナログ) の B モードに相当する音声品質と A モードなどその他の音声品質の 2 種類が想定される。一方、地上デジタルテレビジョン放送、地上デジタル音声放送では 32kHz 未満のサンプリング周波数の使用が規定されているため、上記品質に比較して限定的な音質の品質表示を加えた 3 種類の音声品質表示が想定される。

「音質表示」の割り当てと符号化音声品質の対応を表 2-1 に示す。

モード1は、現行の衛星標準テレビ放送のBモードに相当する高品質な音声品質を表す。参考のために主観評価実験の結果などから当面の1ステレオ伝送時に推定されるビットレートを記した。また、モード2は、モード1に位置付けない標準的な音声品質を表す。参考のために、ITU-R規定の音声品質基準を適用した場合のビットレートを記した。

これらの参考値は良く調整されたオフライン処理によるエンコーダを用いた結果であり、実際の放送用リアルタイムエンコーダを用いた確認が必要であろう。一方、放送開始および放送開始後のエンコーダ技術の進歩により参考値よりも少ないビットレートで音声品質基準を満足することも期待される。

一方、モード 3 については、モード 1、2 に比較して限定的な音質であることを視聴者に提示することが主目的であるため、定量的な指針は特に設けず、事業者間の合意にもとづき、各事業者の判断により付与されることを想定する。なお、上述の理由により、BS/広帯域 CS デジタル放送ではモード 3 は運用しない。

	• •	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u> </u>
音質表示	音声品質名	符号化音声品質基準	備考
	称 (注 1)		
00	Reserve		
01	モード1	現行の衛星標準テレビ放送のBモ	参考ビットレート
		ードに相当する音声品質	$192  ext{kbps} \sim 256  ext{kbps/}$
			ステレオ以上 <sup>(注 2)</sup>
10	モード 2	モード1以外の音声品質(注3)でモ	
		ード3に分類しないもの	
11	モード3	モード 1、2 に比べて限定的な音声	事業者間の合意にも
		品質	とづく各事業者判断
			による付与を想定
			(例:32kHz 未満の
			サンプリング周波数)
			BS/広帯域 CS では
			運用しない

表 2-1 「音質表示」の割り当てと符号化音声品質

- (注1) ここでは便宜的にモード1音声品質、モード2音声品質、モード3音声品質と呼ぶ。実 サービスにおいては別途名称が規定され得る。
- (注 2) モード 1 音声品質は以下の理由により 192kbps~256kbps/ステレオ以上で検討すること が望ましい。
  - ・ARIB で実施した主観評価試験(平成 10 年 6 月)の結果、次のことがいえる。ビットレート が高くなるにつれて音質が向上する。192kbps/ステレオの音質は、ほぼ原音と区別できな い音質である。
  - ・ITU-R 勧告の放送用/素材伝送用(MPEG-1 レイヤ 2 符号化)のビットレートから、放送用レートの約 1.5 倍以上のレートの検討が適切である。
- (注3) 以下の音声品質基準を適用した場合の参考ビットレートは次のとおりである。

音声品質基準	参考ビットレート
ITU-R 規定の放送音質	144kbps/ステレオ以上

#### 第3章 音声パラメータの切替え

本規定は、自局から送出される同一サービス ID 内の音声ストリームのパラメータを変更する場合に適用する。具体的には、以下のパラメータの変更を対象とする。

- ・ サンプリング周波数
- ・ビットレート
- チャンネル構成
- 音声モード

本規定に関し、前提となる考え方は以下のとおりである。

- ・ 音声パラメータの切替えは、音声エンコーダに 0.5 秒以上の無音を入力した状態で行われる こと。なお、将来的には無音時間を短くできる可能性を考慮すること。
- ・ 音声エンコーダの実現方法については言及しない。
- ・ 音声デコーダは、そのデコーダが扱う最大チャンネル数分のバッファ容量を装備していることとし、各音声パラメータの切替えはバッファ全体を制御して行うこと。ただし、定常状態では、その音声パラメータで規定されるバッファ量に対する制御・監視(オーバーフロー、アンダーフロー、等)を行う。
- 受信機側の規定
  - バッファのアンダーフローを許す。
  - ー バッファが空になった場合、無音を出力する。(必要があれば直前からフェードアウトする。)
  - バッファが空になった場合、所定の符号化音声データを受信後、デコード処理を再開する。

#### (1) サンプリング周波数の切替え

サンプリング周波数を切り替える場合、デコーダ側は基準クロックを変更することになるため、ある時間の過渡的な不安定状態を生じる。現状では、この場合 0.5 秒の無音を挿入することで十分かどうか不明であるため、運用には十分留意しなければならない。

#### (2) ビットレートの切替え

エンコーダ側で適切なバッファ制御を行うことでシームレスな切替えを行うことが可能である。ただし、ビットレートの切替えにともない符号化遅延量が変わる場合等々で、バッファ制御が適切に維持できない恐れのある場合は、次項の c)その他パラメータの切替え に従うべきである。

- (3) その他パラメータの切替え
  - (a) エンコーダは、エンコーダバッファ、デコーダバッファの蓄積されているストリームデータ 量が 0 になるまで待った後、音声パラメータを変更し、エンコード処理を再開する。再開後、 エンコーダバッファに設定したデータ量だけ符号化音声ストリームを蓄積した後、デコーダに 音声ストリームを送る。

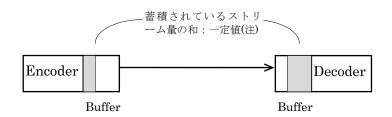
MPEG-2 Systems を用いて伝送されることを考慮すると、再開されたストリームの最初のフレームには必ず PTS をつけるべきである。また、パラメータの切替えをデコーダが確実に認識するため、前パラメータのストリームとの連続性を仮定して導かれる後続のストリームの PTSと、実際に伝送されるストリームに付けられる PTS とのギャップが 3 フレーム以上になるようにすべきである。

(b) デコーダは、デコーダインプットバッファの音声ストリーム量が 0 になった場合、デコード 処理を停止し、ミュート処理を行う。デコーダインプットバッファに音声ストリームが存在し、 ADTS (Audio\_Data\_Transport\_Stream:音声データ伝送ストリーム) フレームヘッダが見つ けられた場合、インプットバッファに adts\_buffer\_fullness フィールドに示されたストリーム 量が蓄積されるのを待って、新たな音声パラメータ情報にもとづきデコード処理を再開する。 (オーバーラップ処理なので、2 フレームのデコード処理後) 復号音声信号が求められた時点で、ミュートを解除し、出力する。

ただし、実際には上記モデルで生成されたストリームは MPEG-2 Systems で伝送され、デコーダではシステムバッファおよび PTS を用いてのバッファ制御が行われる。この場合、デコーダは上記エレメンタリーストリームのレベルで想定したデコーダバッファの空が検出できるとは限らなくなる。このような場合には、デコーダはパラメータ切替後の最初のオーディオフレームに付される PTS とシステムクロックとの情報からストリームの非連続性を検出することによってパラメータの切替えを認識することができる。

音声パラメータ切替シーケンスの理解するための参考として、図 3-1 に音声パラメータの切替えのフロー、図 3-2 に音声パラメータ切替えのタイムチャートを示す。

#### 1. 定常状態



(注)ストリーム量の和は、最大ビットレートに合わせて、最大 6144bit/ch までの値に設定される。

2. エンコーダは処理を停止する。

⇒エンコーダバッファ、デコーダバッファに蓄積されたストリーム量が低減する。



3. エンコーダバッファ、デコーダバッファに蓄積されたストリーム量が0になる。



4. エンコーダは新しいパラメータで処理を再開し、エンコーダバッファに設定した量のストリームを蓄積した後、音声ストリームをデコーダに送る。

(この間、デコーダはデコード処理を停止し、ミュート処理を行う。)



5. エンコーダバッファ、デコーダバッファに蓄積されたストリーム量が一定量になる。

⇒デコーダは新しいパラメータで、デコード処理を再開する。

⇒PTS に示された時点で、ミュートを解除し、復号音声信号を出力する。



図 3-1 音声パラメータの切替えのフロー

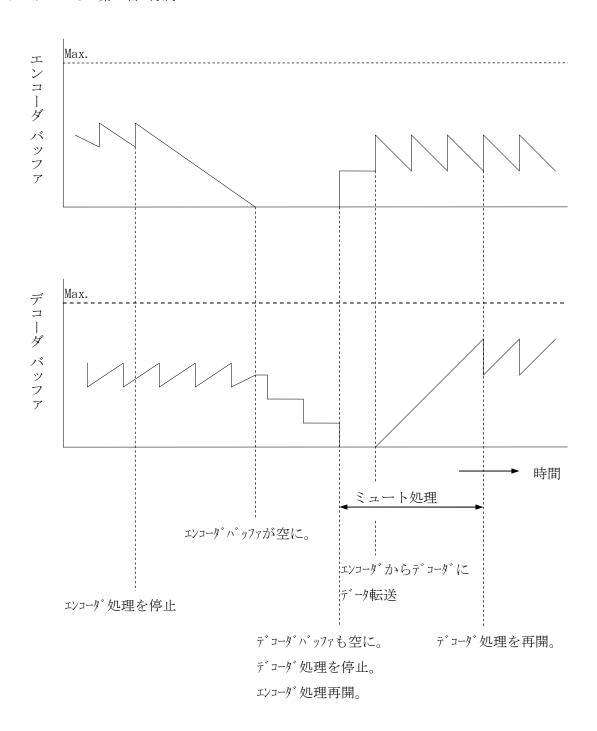


図 3-2 音声パラメータ切替えのタイムチャート

解説

#### 解説 1 MPEG-2 AAC 規格の運用条件策定の考え方

以下に MPEG-2 AAC 規格に準拠する音声符号化の制約条件を定めるに際して考慮した事項を解説する。

#### (1) 入力音声フォーマット

音声モードについては、狭帯域 CS デジタル放送 (注) に関する総務省告示(平成 15 年第 38 号)にその記述があるが、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送、広帯域 CS デジタル放送及び地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送、広帯域 CS デジタル放送及び地上デジタル音声放送の音声符号化方式として採用したMPEG-2 AAC 規格に音声モードを明示する規定がないためである。しかしながら、狭帯域 CS デジタル放送に関する規定との連続性を考慮し、さらに想定されるサービスを再検討した結果、可能な音声モードとして 5.1 章に示す音声モードを列記した。なお、符号化モードとの関係については 5.2.3章の規定に従うものとする。

ただし、実際のニーズを考慮してある程度音声モードを絞り込むことは、運用面(放送事業者)、コスト面(受信機)ならびにサービス面(視聴者)においてメリットとなると考えられる。当面のサービスのニーズを考慮した結果、推奨音声モードとして 5.1 章に示す音声モードを規定することとした。

(注)「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠する、 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う狭帯域伝送方式に よる標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送をいう。

#### (2) 主要パラメータ

ビットストリーム形式は、放送応用であることから、フレーム毎にヘッダを持つ ADTS 形式を採用した。ADTS ヘッダの制約条件については後述。

プロファイルについては、以下の点を考慮した結果、当初 BS/広帯域 CS デジタル放送の方式として LC プロファイルを採用することとした。

(a) ARIB で実施した AAC 音質評価試験(平成 10 年 6 月)の結果、LC および SSR プロファイルにおいて 144kbps/2ch 以上で ITU-R の放送品質基準を満たす、すなわち BS/広帯域 CS デジタル放送の要求音質を満たすことが確認された。

- (b) SSR プロファイルは、そのプロファイルに特有な機能が BS/広帯域 CS デジタル放送サービスでは有効でないことが指摘された。
- (c) BSデジタル放送開始の2000年以降において、LCプロファイルはエンコーダの最適化および 技術的進歩により音質向上の可能性があることが指摘された。
- (d) 2000年のBSデジタル放送開始を必須条件と考えた場合に、LCプロファイルはエンコーダ、 受信機ともに開発可能であるが、MAINプロファイルでは困難であることが指摘された。
- (e) チップ単体のコストを考えた場合にMAINとLCではかなり大きな差がある。
- (f) MAIN プロファイルには、解決すべき技術的課題がある。

地上デジタルテレビジョン放送および地上デジタル音声放送においても、上記の理由および BS / 広帯域 CS デジタル放送方式との整合性の観点から LC プロファイルを採用することとした。

最大ビットレートは、特にデジタル放送方式としては制約しない。AAC 方式の規格上の最大値はサンプリング周波数 48kHz の場合 288kbps/ch となる。

(3) AAC ADTS 符号化パラメータの制約条件

ADTS の誤り耐性強化のため、Cyclic Redundancy Check (CRC) データ、すなわち ADTS ヘッダに続く adts\_error\_check を必ずつけることとする。そのため、protection\_absent='0'で運用する。 CRC の処理手順については AAC 規格に規定されているが、明確化のため、参考資料 1 に示す。

Sampling\_frequency\_index については、第2章に規定された3種類の周波数に加え、いわゆる低サンプリング周波数として24kHz、22.05kHz および16kHzの3種類を追加している。(ただしBS/広帯域CSデジタル放送においては第2章に規定された3種類の周波数に限る)

地上デジタルテレビジョンにおける部分受信や、地上デジタル音声放送においては伝送路上の制約から低ビットレートでの音声伝送のニーズが挙げられていた。そのため平成11年3月にARIBにて「MPEG-2 AAC 低ビットレート符号化音質評価実験」が実施され、それによってビットレート144kbps/2ch(LC プロファイル)未満、サンプリング周波数32kHz 未満における音声サービスの可能性が示唆された。また同趣旨の実験がMPEGでも実施されている。低サンプリング周波数の追加はこれらの実験結果を考慮の上行われている。

平均ビットレートを固定とするため、adts\_buffer\_fullness 値のうち、0x7FF(可変ビットレートを示す)を禁止とする。

ADTS 形式では 1 つのヘッダで最大 4 個の raw\_data\_block()を管理できるが、1 つのヘッダで管理する単位を大きくすると (1)ヘッダの損失による悪影響が大きくなる、(2)CRC の単位でもあるため、1 つの誤りに対する悪影響がやはり大きい、などのデメリットを生じる。よって、1 ヘッダで管理する raw data block()の個数は 1 で運用することとする。

(4) 音声ストリームの構成・多重方法

音声モードについては、入力モードと符号化モードとの対応について明確な規定が必要と考えられる。そのため、AAC 規格をベースに、ADTS の構成方法について一部デジタル放送独自の規定を設けることとした。

入力音声モードによって 1ADTS とするか複数 ADTS を構成するかの判断は、主に同時再生のニーズの有無により行った。例えば 2 音声の伝送では、同時再生が要求される場合は 1ADTS 構成であるデュアルモノモードとするが、同時再生の要求がない場合には 2ADTS とすることも可能である。

Program Configuration Element(PCE)はチャンネル構成とダウンミックス係数を伝送するためだけに使用し、構成ビットは ADTS ヘッダと矛盾しないようにしなければならない。ADTS ヘッダの channel\_configuration ビットが 0 の場合は、PCE を解読することで、意図する再生状態を正確に表現することができる。

#### (5) マルチチャンネル/2チャンネルの互換性

地上デジタルテレビジョン放送、BS/広帯域 CS デジタル放送および高度 BS/広帯域 CS デジタル放送用受信機としては、マルチチャンネルステレオの再生が可能な受信機のほか、2 チャンネルステレオまでが再生可能なものも出回ることが十分に予想される。このような状況においては、マルチチャンネルサービス実施の際の 2 チャンネル対応受信機への互換性の問題を十分考慮する必要がある。

マルチチャンネル/2 チャンネル互換性確保のために、取り得る手法として大きく (1)マルチチャンネル/2 チャンネルサイマルキャスト、(2)受信機側でのマルチチャンネル→2 チャンネルダウンミックス、の 2 つが考えられる。従来の 5.1 チャンネルまでのデジタル放送サービスでは、多少受信機 (デコーダ) の負担増にはなるが、送信側で 1 ストリームのみ送出すればよく、その結果ビットレートの効率化が図れる(2)の考え方を原則として採ることとした。ただし、制作者側の意図によりサイマルキャスト実施の要望がある場合は、その手法も採用できることとした。なお、高度 BS/広帯域 CS デジタル放送では、音声モードが最大 24 チャンネル(3/3/3・5/2/3・3/0/0・2)となり、受信機 (デコーダ) の負担が相対的に高くなることが想定される。そのため、2 チャンネルサイマルキャストの運用については、サービス開始時の技術動向を配慮して別途運用検討が望まれる。

AAC 規定では、5 チャンネル(3/2)のときのみ、PCE を用いてダウンミックス係数を送出することが可能となっているため、その手法をそのまま採用することとした。一方、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については、5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネル音声のダウンミックスを考慮する必要があり、検討の結果、3 次元マルチチャンネル音声(5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネル音声のうち、上層および下層に割り当てチャンネルが存在する音声モード)について、DSE を用いたダウンミックス係数の送出手法を規定した。

5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネルから 2 チャンネルヘダウンミックスする場合、5.1 チャ

### ARIB STD-B32 第2部 解説

ンネルへダウンミックスした後に、2 チャンネルステレオにダウンミックスするような処理では、前方の定位が変わる場合があり避けるべきである。

#### 解説2 音声モードの表記法について

高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送において 5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネル音声を規定するにあたり、従来の表記法では表現できない 3 次元配置のスピーカシステムに対応し、かつ従来表記法との連続性を考慮した音声モードの表記法を検討した。本解説では、本規格文書内で使用される音声モードの表記法について解説する。

(1) 音声モードの表記法

上層(前方/側方/後方)-中層(前方/側方/後方)-下層(前方/側方/後方).LFE 各層内の前方、側方、後方の割り当てチャンネル数を"/"で結び、各層を"ー"で結び表記する。 LFE の割り当てチャンネルがある場合、最後に".LFE 数"として表記する。ただし、割り当てチャンネルがない層は 0 として表記する。

例: 2/0/0-2/0/2-0.1=2 上層前方+2 中層前方+2 中層後方+1 LFE

- A) 中層だけによる音声モードの場合、以下に示すように簡略化して表記する。
  - (ア) 上層および下層の割り当てチャンネルがない場合

中層(前方/側方/後方).LFE と表記する。

例: 3/2/2.1=3 中層前方+2 中層側方+2 中層後方+1LFE

(イ) 中層の割り当てチャンネルだけの場合に加え、さらに側方のチャンネルがない場合 中層(前方/後方).LFE と表記する。

例: 3/1=3 中層前方+1 中層後方 3/2.1=3 中層前方+2 中層後方+1LFE

B) LFE の表記について

LFE  $\land$  の割り当てチャンネルが 1 の場合、"+ LFE" と表記する場合がある。

例:3/2.1=3/2+LFE==3中層前方+2中層後方+1LFE

(2) 文章中で使用する音声モードの表記法

全帯域チャンネル数.LFE 数

と表記する場合がある。

例:5/0/2.1=7.1 または 7.1ch

例:3/2+LFE=3/0/2.1=5.1 または 5.1ch

## 解説3 3次元配置の音声モードのダウンミックス係数について

以下に3次元配置の音声モードを送出する場合に、送出可能なダウンミックス係数a,k,mの意味を、想定されるダウンミックス式とともに示す。

R3D_Chan	ダウンミックス式	R3D_Downmi	R3D_Downm
nel_configu		x_to_5.1_Gain	ix_to_5.1_Ma
ration		_idx (a)	trix_idx (k)
0~4	リザーブ	リザーブ	リザーブ
5	$L = a \left( FL + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( FLc + SiL \right) + k \left( TpFL + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( TpSiL \right) + BtFL \right) \right)$	$00 : a = \frac{\sqrt{2}}{3}$	00 : k=1
	$R = a \left( FR + \frac{1}{\sqrt{2}} (FRc + SiR) + k \left( TpFR + \frac{1}{\sqrt{2}} (TpSiR) + BtFR \right) \right)$	$01 : a = \frac{2}{3}$	$01 : k = \frac{1}{\sqrt{2}}$
	$C = a \left( FC + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( FLc + FRc \right) + k \left( TpFC + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( TpC \right) + BtFC \right) \right)$	10:未定義	10: $k = \frac{1}{2}$
	$LS = a \left( BL + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( SiL + BC \right) + k \left( TpBL + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( TpSiL + TpBC \right) + \frac{1}{2} TpC \right) \right)$	11:未定義	11: $k = \frac{1}{2\sqrt{2}}$
	$RS = a \left( BR + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( SiR + BC \right) + k \left( TpBR + \frac{1}{\sqrt{2}} \left( TpSiR + TpBC \right) + \frac{1}{2} TpC \right) \right)$		
	$LFE = \frac{1}{\sqrt{2}} (LFE1 + LFE2)$		
	$a = \frac{\sqrt{2}}{3}, \frac{2}{3}$		
	$k = 1, \frac{1}{\sqrt{2}}, \frac{1}{2}, \frac{1}{2\sqrt{2}}$		
$6\sim 127$	リザーブ	リザーブ	リザーブ

表 1 5.1 チャンネルへのダウンミックス係数インデックス

表 2 2チャンネルステレオへのダウンミックス係数インデックス

R3D_Chan nel_configu ration	ダウンミックス式	R3D_Downmi x_to_2_Gain_i dx (a)	R3D_Downm ix_to_2_Matr ix_idx (k)	R3D_Downm ix_to_2_Reinf orce_idx (m)
0~4	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ
5	$L = a \begin{cases} FL + \frac{2}{\sqrt{5}} FLc + m(FC) + \frac{1}{\sqrt{5}} FRc + TpFL + \frac{1}{\sqrt{2}} TpFC + BtFL + \frac{1}{\sqrt{2}} BtFC + \\ k \left( SiL + BL + \frac{1}{\sqrt{2}} BC + TpSiL + \frac{1}{\sqrt{2}} TpC + TpBL + \frac{1}{\sqrt{2}} TpBC \right) \end{cases}$ $R = a \begin{cases} FR + \frac{2}{\sqrt{5}} FRc + m(FC) + \frac{1}{\sqrt{5}} FLc + TpFR + \frac{1}{\sqrt{2}} TpFC + BtFR + \frac{1}{\sqrt{2}} BtFC + \\ k \left( SiR + BR + \frac{1}{\sqrt{2}} BC + TpSiR + \frac{1}{\sqrt{2}} TpC + TpBR + \frac{1}{\sqrt{2}} TpBC \right) \end{cases}$ $a = \frac{1}{\sqrt{19}}, \frac{\sqrt{2}}{\sqrt{19}}, \frac{2}{\sqrt{19}}, \frac{2\sqrt{2}}{\sqrt{19}}$ $k = 1, \frac{1}{\sqrt{2}}, \frac{1}{2}, \frac{1}{2\sqrt{2}}$ $m = 1, \frac{1}{\sqrt{2}}$	√19	00: k=1 01: k= $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 10: k= $\frac{1}{2}$ 11: k= $\frac{1}{2\sqrt{2}}$	$0 : m = \frac{1}{\sqrt{2}}$ $1 : m = 1$
$6\sim 127$	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ

# 参考資料

# 参考資料 1 MPEG-2 AAC ADTS (Audio Data Transport Stream) における CRC (Cyclic Redundancy Check) の処理手順

本参考資料は MPEG-2 AAC 規格 (ISO/IEC 13818-7) の ADTS における CRC の処理手順の明確 化を目的としている。本参考資料に記載された解釈で問題ないことが MPEG 北京会合 (2000 年 7月) でも確認され、当会合の決議書 (Resolution) 2.5.9 章に明記されている。

MPEG-2 AAC 規格では、CRC の処理手順として、以下のように記述されている。

adts\_error\_check()

CRC error detection data generated as described in ISO/IEC 11172-3, subclause 2.4.3.1 (table 1.7)

The following bits are protected and fed into the CRC algorithm in order of their appearance:

all bits of the headers

first 192 bits of any

single\_channel\_element (SCE)

channel\_pair\_element (CPE)

coupling\_channel\_element (CCE)

low frequency enhancement channel (LFE)

In addition, the first 128 bits of the second individual\_channel\_stream in the channel\_pair\_element must be protected. All information in any program configuration element or data element must be protected.

For any element where the specified protection length of 128 or 192 bits exceeds its actual length, the element is zero padded to the specified protection length for CRC calculation.

(訳) CRC エラー検出データ: ISO/IEC 11172-3 の 2.4.3.1 節に記述されているように発生される。以下のビットがプロテクトされ、出現順に CRC アルゴリズムへ入力される:

ヘッダの全てのビット

あらゆる SCE, CPE, CCE, LFE の先頭の 192 ビット

さらに、CPEの2番目のICSの先頭の128ビットがプロテクトされなければいけない。

あらゆる PCE あるいは Data element のすべての情報もプロテクトされなければいけない。128 あるいは 192 のプロテクト長が実際の長さを超えるあらゆるエレメントでは、そのエレメントは CRC の計算のためにプロテクト長までゼロ詰めされる。

解釈が難しい例として、CPE の長さが 192 ビット未満で、なおかつ同 CPE の 2 番目の ICS が 128 ビット未満である場合のゼロ詰めの方法が挙げられる。

結論からいえば、

- まず CPE の先頭から処理し、192 ビット未満であれば 0 で調整して 192 ビットとする。
- ・ 引き続き、同 CPE の 2 番目の ICS の先頭から処理し、128 ビット未満であれば 0 で調整し

#### ARIB STD-B32 第2部 参考資料

て 128 ビットとする。

すなわち、補填される0のビット数は、合わせて

(192 - CPE 長) + (128 – 2 番目の ICS 長) ビット となる。

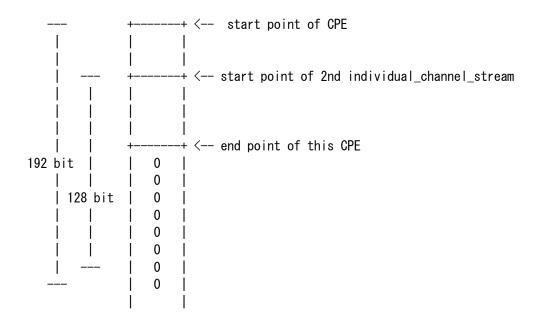


図1 CPE 長<192 ビット かつ 2番目の ICS 長<128 ビット の例

#### 参考資料 2 ISO/IEC 13818-1 AMD 6 の概要 (AAC 用システムバッファ関連)

MPEG-2 Systems (ISO/IEC 13818-1) では、音声および映像のデコードに必要なシステムバッファサイズを規定している。このバッファサイズは音声/映像符号化に用いられる符号化方式に対応して規定されているが、これまで AAC 用システムバッファの規定が不明確であったことが 1998 年 7 月の MPEG ダブリン会合にて指摘され、それに対応して MPEG-2 Systems AMD 6 (Amendment 6、国際標準改訂 6 版) が発行された。

(注:現在、AMD 6 は ISO/IEC 13818-1:2000 として MPEG-2 Systems 規格本体に統合されているが、ここでは便宜上 AMD 6 と呼ぶ)

MPEG-2 Systems AMD 6 では、AAC 用システムバッファサイズおよびリークレートが 4 段階 (~ 2 チャンネル、~8 チャンネル、~12 チャンネル、~48 チャンネル) で規定されている。 具体的なパラメータは以下のとおりである。

Leak rate (Rxn):	Number of Channels	Rxn [bps]
	1-2	2,000,000
	3-8	5,529,600
	9-12	8,294,400
	13-48	33,177,600
Buffer $size(BSn)$ :	Number of Channels	BSn [bytes]
	1-2	3,584
	3-8	8,976
	9-12	12,804
	9-48	51,216

Channels: channels which require their each decoder buffer in this elementary stream n.

日本の地上および BS/広帯域 CS デジタル放送方式では AAC 音声ストリームの最大チャンネル数を 5.1 チャンネルと規定しているため、AMD 6 の規定によると、 $3\sim8$  チャンネルに対応したバッファサイズをシステムレイヤで持つ必要がある。具体的にはトータル 9488 バイト (BSn 8,976 バイト+トランスポートバッファ 512 バイト) となる。

#### 参考資料3 ISO/IEC 13818-7:2003 への改定に伴う注意事項

MPEG-2 AAC 方式(ISO/IEC13818-7)は 1997年に第1版が策定されており、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送における音声符号化方式の策定にあたっては、当初 ISO/IEC13818-7:1997 を参照することとしていた。

その後、2004年2月に本標準規格 1.5 版として衛星デジタル音声放送における音声符号化方式を 追加規定するに際し、ISO/IEC13818-7:2003の AMD 1 を部分的に参照した。2004年5月の 1.6 版 改定においては、ISO/IEC13818-7:2003の全体を参照することとした。これに伴い、以下の注意が 必要となる。(注:現在、参照規格はISO/IEC13818-7:2006に更新されているが、本事項は引き続き有効である)

#### (1) ISO/IEC13818-7:1997 と ISO/IEC13818-7:2003 の相違点(抜粋)

(a) adts\_buffer\_fullness の解釈

ISO/IEC13818-7:1997 では明確な規定はなされていないが、ISO/IEC13818-7:2003 では「チャンネルあたり換算バッファ残量(チャンネルあたり 6144bit)」として明記されている。

(b) Minimum Decoder Input Buffer の解釈

ISO/IEC13818-7:1997 では明確な規定はなされていないが、ISO/IEC13818-7:2003 では LFE 分をデコーダバッファに持たないことと明記されている。

#### (2)注意事項

1.5 版以前の本標準規格に基づき既に製造、運用されている送出機器には、必ずしも ISO/IEC13818-7:2003 の解釈によらないものが存在している。また、これらの機器の中には ISO/IEC13818-7:2003 準拠のための改修が困難なものも存在する。そのため、参照する MPEG-2 AAC 方式の改版に伴い、以下のとおり本標準規格を運用することとする。

- ・ 本標準規格は、既に 1.5 版以前の版にもとづき製造、運用されている機器に遡って有効に はならない。
- ・ 本標準規格 (1.6 版) 改定後に製造、運用される機器については、参照される国際標準 ISO/IEC13818-7:2003 の解釈に従う。ただし、本標準規格 1.6 版の改定後 6 ヶ月 (平成 16 年 11 月まで) の猶予を認める。

なお、本標準規格に対応したデジタル放送受信装置(ARIB STD-B21 にて規定)の設計にあたっても、送出側において MPEG-2 AAC 方式の改版に伴う両方の解釈のストリームが存在することを十分に考慮する必要がある。

#### 参考資料 4 MPEG-2 AAC 方式の実装に係わる留意点

本参考資料では、MPEG-2 AAC 方式で使用される符号化ツールに関する方式上の特徴および実装上の留意点について解説する。

#### (1) AAC 符号化ツールの扱い

MPEG-2 AAC 規格では、AAC LC プロファイルで使用可能な符号化ツールとして M/S Stereo、Intensity Stereo、TNS の 3 種類が規定されている。(注)LC プロファイルで使用範囲外としている Prediction、Gain Control は使用不可、また Coupling Channel は本規格第 2 部 5.2.2 項で使用を禁止している。

この3種類の符号化ツールのデコーダでの扱いは、AAC規格によれば「ビットストリームに従う」、 すなわち入力ビットストリーム中にいずれの符号化ツールが使用されている場合でもそれに従って デコードを行うことと規定されている。デコーダの設計・実装にあたっては、この規定に留意する 必要がある。

#### (2)TNS

TNS は、その復号処理に大きな処理数が必要となる可能性のあるツールであり、デコーダの設計・ 実装にあたっては留意が必要である。LC プロファイルでは、例えば long window 時の TNS 最大フィルタ次数が 12 に制限されているなど、Main プロファイル(フィルタ次数 20)に比べて制限がなされているが、それでも大きな処理数を必要とする可能性がある。TNS 復号フィルタ処理数に直接関連する事項として、(1)フィルタ数、(2)フィルタの次数、(3)フィルタの長さ、(4)チャンネル数がある。

また、固定小数点演算を行うデコーダ DSP の場合、フィルタによるオーバーフロー、アンダーフローを避けるために scaling level を大きく取ると、所要の演算精度を確保できない (TNS による音質改善を効果的に働かせることができない)場合がある。よって、デコーダシステム作成者はフィルタによるオーバーフロー、アンダーフローに留意して設計・実装を行う必要がある。

#### (3)ハフマンデコード

ハフマンデコード処理量はビットレートが高くなるにつれて増大する傾向がある。

デコーダの設計・実装に当たっては AAC 規格のバッファモデルを基準として理論的な最大瞬時レートを考慮した設計が必要になる。

また、エンコーダにおいては、比較的高ビットレートの場合、最大瞬時レートが突出しない設計・ 実装上の留意が望まれる。 <余白>

# 第3部

伝送信号の多重化方式

# 第3部 伝送信号の多重化方式

## 目 次

第1章	一般事項	155
1.1	目的	155
1.2	適用範囲	155
1.3	引用文書	155
1.3	3.1 準拠文書	155
1.4	用語	155
1.4	4.1 定義	155
1.4	4.2 略語	156
第2章	多重化方式	159
2.1	TS パケットによる伝送	159
2.1	1.1 符号化信号	159
2.1	1.2 伝送制御信号	160
2.1	1.3 緊急警報信号	161
2.2	TLV パケットによる伝送	161
2.2	2.1 符号化信号	161
2.2	2.2 伝送制御信号	163
第3章	多重信号形式	165
3.1	PES パケット	165
3.2	セクション形式	166
3.3	TS パケット	167
3.4	IP パケット	168
3.5	TLV パケット	171
3.6	伝送制御信号の構成	171
3.7	記述子の構成	177
3.8	識別子の構成	184
3.9	関連情報の構成及び送出手順	185
付録 A	デジタル放送に適用される技術方式	188

<余白>

#### 第1章 一般事項

#### 1.1 目的

本標準規格は、デジタル放送における伝送信号の多重化方式を規定することを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠するデジタル放送に適用する。

#### 1.3 引用文書

1.3.1 準拠文書

次の文書は、その文書において規定される事項の一部が本標準規格に引用されている文書である。

- (1) 平成 15 年総務省令第 26 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準 方式」(以下「省令」という。)
- (2) 平成 21 年総務省告示第 88 号「関連情報の構成及び送出手順、PES パケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件」(以下「告示」という。)
- (3) ITU-T Rec. H.222.0 | ISO/IEC 13818-1:2006: Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 システム規格」という。)
- (4) IETF RFC 768: User Datagram Protocol, Aug. 1980
- (5) IETF RFC 791: Internet Protocol, Sep. 1981
- (6) IETF RFC 2460: Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification, Dec. 1998

#### 1.4 用語

#### 1.4.1 定義

(1)地上デジタル音声放送:

省令第2章で規定される放送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。)のうちデジタル放送

(2)地上デジタルテレビジョン放送:

省令第 3 章で規定される放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高 精細度テレビジョン放送

(3)衛星デジタル音声放送:

省令第4章で規定される2,630MHz を超え2,655MHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放送

#### ARIB STD-B32 第3部

#### (4)BS デジタル放送:

省令第5章第2節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する 放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、 超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

#### (5) 高度 BS デジタル放送:

省令第5章第3節で規定される11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送

#### (6)狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第2節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

#### (7)広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第3節で規定される12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

#### (8)高度狭帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第4節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

#### (9)高度広帯域 CS デジタル放送:

省令第6章第5節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

#### 1.4.2 略語

ACI: Account Control Information

AMT: Address Map Table

BCD: Binary Coded Decimal

**CAT**: Conditional Access Table

CRC: Cyclic Redundancy Check

DSM-CC: Digital Storage Media Command and Control

ECM: Entitlement Control Message

EMM: Entitlement Management Message

ES: Elementary Stream

IEC: International Electrotechnical Commission

IETF: Internet Engineering Task Force

ISO: International Organization for Standardization

ITU-T: International Telecommunication Union, Telecommunication Standardization Sector

IP: Internet Protocol

IPMP: Intellectual Property Management and Protection

MHEG: Multimedia Hypermedia Expert Group

NIT : Network Information Table
PAT : Program Association Table

PCR: Program Clock Reference

PES: Packetized Elementary Stream

PID: Packet Identifier

PMT: Program Map Table

RFC: Request For Comment (IETF standard)

SL: Sync Layer

TLV: Type Length Value

TS: Transport Stream

UDP: User Datagram Protocol

<余白>

## 第2章 多重化方式

### 2.1 TS パケットによる伝送

### 2.1.1 符号化信号

符号化された映像信号、音声信号、データ信号及びメタデータ信号並びに関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、またはその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)及び放送番組に関する権利を示す情報(以下「符号化信号」という。)は、次の各号により伝送するものとする。

- 1 符号化信号は、パケットにより多重するものとする。
- 2 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は別表第 1 号に示す PES パケット及びセクション形式によるものとする。
- 3 PES パケットまたはセクション形式による情報は、別表第 2 号に示す TS パケットにより伝送する。

## 別表第1号 PESパケットおよびセクション形式の構成

PESパケット

	ヘッダ部	ヘッダ拡張部	データ部
--	------	--------	------

48 ビット

- 注1 ヘッダ部は、PESパケットの種類の識別のために使用する。
  - 2 ヘッダ拡張部は、ヘッダの付加情報を送るために使用する。
  - 3 データ部は、データの伝送のために使用する。

#### セクション形式

(1) 通常形式

ヘッダ部	データ部
24 ビット	8×N ビット

(2) 拡張形式

ヘッダ部	データ部	CRC
64 ビット	8×N ビット	32 ビット

注1 Nは、正の整数を示す。

2 ヘッダ部は、セクション形式の種別の識別のために使用する。

- 3 データ部は、データの伝送のために使用する。
- 4 CRCは、データの誤り検出のための符号とする。

# 別表第2号 TSパケットの構成

ヘッダ部 アダプテーションフィールド 及びペイロード部

4バイト

184 バイト

- 注1 1バイトは8ビットとする。
  - 2 ヘッダ部は、TSパケットの種別の識別のために使用する。
  - 3 アダプテーションフィールドは、ヘッダの付加情報を送るために 使用する。
  - 4 ペイロード部は、PES パケット及びセクション形式の情報の伝送に 使用する。

(省令)

### 2.1.2 伝送制御信号

#### (1) 伝送制御信号の構成

符号化信号のうち TS パケットにより伝送するものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。

- 1 放送番組に関する PMT を伝送する TS パケットのパケット識別子を指定する PAT
- 2 放送番組を構成する符号化信号(関連情報を除く。)を伝送する TS パケットの パケット識別子及び関連情報のうち総務大臣が別に告示で定める共通情報を伝送する TS パケットのパケット識別子を指定する PMT
- 3 関連情報のうち総務大臣が別に告示で定める個別情報を伝送する TS パケットの パケット識別子を指定する CAT
- 4 変調周波数その他伝送路の情報と放送番組を関連付ける情報を伝送する NIT
- 5 伝送路上における放送番組の配列を示す番組配列情報

(省令)

### (2) 伝送制御信号の伝送

前項に規定する伝送制御信号の構成は、セクション形式によるものとする。

PES パケット、セクション形式及び TS パケットの送出手順並びに伝送制御信号および 別表第3号に示す各識別子の構成については、総務大臣が別に告示するところによるもの

とする。

別表第3号 各識別子とその機能

識別子	機能
テーブル識別子	セクションの種類の識別
記述子タグ	記述子の種類の識別
ストリーム形式識別子	符号化信号の種類の識別
サービス形式識別子	サービスの種類の識別
放送番組番号識別子	放送番組番号の識別
サービス識別子	放送番組番号の識別
ネットワーク識別子	ネットワークの識別
トランポートストリーム識別子	トランポートストリームの識別
限定受信方式識別子	限定受信方式の識別
システム管理識別子	放送、非放送及び放送信号形式の識別

(省令)

(PES パケット、セクション形式及び TS パケットの送出手順並びに伝送制御信号および別表第 3 号に示す各識別子の構成については、第 3 章参照)

#### 2.1.3 緊急警報信号

緊急警報信号を送る場合は、緊急情報記述子により伝送するものとし、その構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(省令)

(緊急情報記述子の構成については、3.5章 別記第11参照)

# 2.2 TLV パケットによる伝送

# 2.2.1 符号化信号

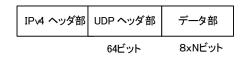
符号化信号は、2.1.1 に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

- 1 符号化信号は、パケットにより多重するものとする。
- 2 符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第 40 号に示す IP パケットによるものとする。
- 3 IP パケットによる情報は、別表第41号に示すTLV パケットにより伝送する。

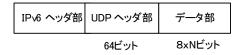
### ARIB STD-B32 第3部

別表第40号 IPパケットの構成

1 IPv4パケット



- 注1 IPv4 ヘッダ部及び UDP ヘッダ部は、IPv4 パケットの種類の識別のために使用する。
  - 2 データ部は、データ伝送のために使用する。
  - 3 Nは正の整数を示す。
- 2 IPv6パケット



- 注1 IPv6 ヘッダ部及び UDP ヘッダ部は、IPv6 パケットの種類の識別のために使用する。
  - 2 データ部は、データ伝送のために使用する。
  - 3 Nは正の整数を示す。
- 3 ヘッダ圧縮した IP パケット



- 注1 ヘッダ部は、ヘッダ圧縮した IP パケットの種類の識別のために使用する。
  - 2 データ部は、データ伝送のために使用する。
  - 3 Nは正の整数を示す。

別表第 41 号 TLV パケットの構成

ヘッダ部	データ部
32ビット	8xNビット

- 注1 ヘッダ部はTLVパケットの種類の識別のために使用する。
  - 2 データ部はデータの伝送のために使用する。

(省令)

#### 2.2.2 伝送制御信号

#### (1) 伝送制御信号の構成

符号化信号のうち TLV パケットにより伝送されるものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。

- 1 変調周波数その他伝送路の情報と放送番組を関連付ける情報を伝送する TLV-NIT
- 2 放送番組番号を識別するサービス識別子と IP パケットとを関連付ける AMT

(省令)

### (2) 伝送制御信号の伝送

前項に規定する伝送制御信号の構成は、2.1.1 で規定されるセクション形式によるものとする。 IP パケット及び TLV パケットの送出手順並びに伝送制御信号の構成については、総務大臣が別 に告示するところによるものとする。

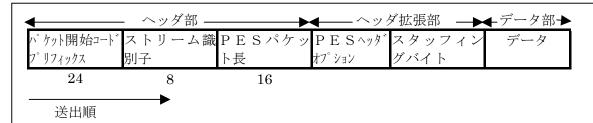
(省令)

(IPパケット及びTLVパケットの送出手順並びに伝送制御信号の構成については、第3章参照)

<余白>

## 第3章 多重信号形式

#### 3.1 PES パケット



- 注1 パケット開始コードプリフィックスは、PES パケットの開始を示す符号とし、 0x000001 の固定値とする。
  - 2 ストリーム識別子は、エレメンタリーストリーム (符号化された信号をいう。以下 同じ。) の種類及び番号の識別に使用し、その割当ては別記に示すとおりとする。
  - 3 PES パケット長は、この領域以降に続く PES パケット中のバイト数を書き込む 領域とし、値 0 は、PES パケット長が規定されてなく境界がないことを示し、 ペイロードが映像エレメンタリーストリームである PES パケットの場合にのみ 許されることとする。
  - 4 PES ヘッダオプションは、ITU-T 勧告 H.222.0 に従うものとする。
  - 5 スタッフィングバイトは、0xFFで32バイト以下とする。

## 別記 ストリーム識別子

値	割当て
0xBC	プログラムストリームマップ
0xBD	プライベートストリーム1
0xBE	パディングストリーム
0xBF	プライベートストリーム 2
'110xxxxx'	ISO/IEC 13818-3、ISO/IEC 11172-3、ISO/IEC 13818-7 又は ISO/IEC
	14496-3 の音声ストリーム番号'xxxxx'
'1110xxxx'	ITU-T 勧告 H.262、ISO/IEC 11172-2、ISO/IEC 14496-2 又は ITU-T 勧告
	H.264 の映像ストリーム番号'xxxx'
0xF0	ECM ストリーム
0xF1	EMM ストリーム
0xF2	ITU-T 勧告 H.222.0 Annex A 又は ISO/IEC 13818-6 DSMCC ストリーム
0xF3	ISO/IEC 13522 ストリーム
0xF4	ITU-T 勧告 H.222.1 type A
0xF5	ITU-T 勧告 H.222.1 type B
0xF6	ITU-T 勧告 H.222.1 type C
0xF7	ITU-T 勧告 H.222.1 type D
0xF8	ITU-T 勧告 H.222.1 type E
0xF9	補助ストリーム
0xFA	ISO/IEC 14496-1 SL パケット化ストリーム

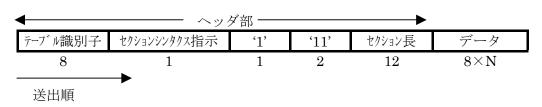
0xFB	ISO/IEC 14496-1 フレックスマックストリーム
0xFC	メタデータストリーム
0xFD	拡張ストリーム ID
0xFE	未定義
0xFF	プログラムストリームディレクトリ

'で囲まれた数字は、2進数とする。以下同じ。

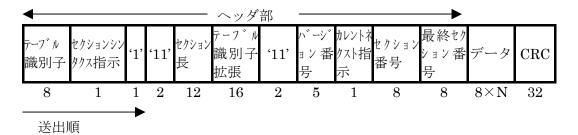
(告示)

#### 3.2 セクション形式

#### 1 通常形式

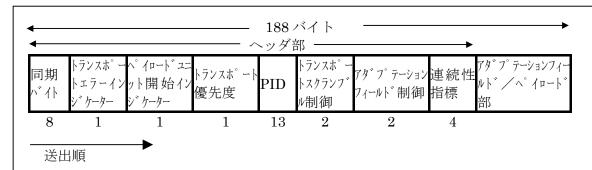


# 2 拡張形式



- 注1 テーブル識別子は、セクションが属するテーブルの識別のために使用する領域とする。
  - 2 セクションシンタクス指示は、通常形式及び拡張形式の種別を識別するため の領域とし、通常形式の場合は'0'、拡張形式の場合は'1'とする。
  - 3 セクション長は、セクション長領域より後に続くデータバイト数を書き込む 領域とする。ただし、この値は、4093を超えてはならない。
  - 4 テーブル識別子拡張は、テーブル識別子の拡張を行う領域とする。
  - 5 バージョン番号は、テーブルのバージョン番号を書き込む領域とする。
  - 6 カレントネクスト指示は、テーブルが現在使用可能である場合は'1'とし、 テーブルが現在使用不可であり次に有効となることを示す場合は'0'とする。
  - 7 セクション番号は、テーブルを構成するセクション番号を書き込む領域とする。
  - 8 最終セクション番号は、テーブルを構成する最後のセクション番号を書き込む 領域とする。
  - 9 CRC は、ITU-T 勧告 H.222.0 に従うものとする。

#### 3.3 TS パケット



- 注1 同期バイトは、0x47とする。
  - 2 トランスポートエラーインジケーターは、TS パケット内のビットエラーの 有無を示すフラグとし、 '1' の場合、少なくとも 1 ビットの訂正不可能なエ ラーが TS パケットに存在することを示すものとする。
  - 3 ペイロードユニット開始インジケーターは、 '1' のとき本 TS パケットの ペイロードの開始点が PES パケットの開始点、又はポインタであることを示すものとする。
  - 4 トランスポート優先度は、同一の PID を持つパケットの中での優先度を示す フラグで、 '1' が優先を示すものとする。
  - 5 PID は、ペイロードのデータの種類を識別するために使用する領域とし、割当て は別記第1のとおりとする。
  - 6 トランスポートスクランブル制御は、TSパケットのペイロードのスクランブル モードを識別するのに使用する領域とし、その値は別記第2のとおりとする。
  - 7 アダプテーションフィールド制御は、アダプテーションフィールド/ペイロード 部の構成を示すために使用する領域とし、割当ては別記第3のとおりとする。
  - 8 連続性指標は、同一の PID の値を持つ TS パケットの順序を指定する領域とし、 '0000' を開始値として 1 ずつ増加し、 '1111' の次は '0000' とする。 ただし、同一 TS パケットの連送は 2 回までとし、この場合当該値を増加させない。
  - 9 アダプテーションフィールドは、ITU-T 勧告 H.222.0 に従うものとする。

別記第1 PIDの割当て

値	説明
0x0000	PAT
0x0001	CAT
0x0002-0x000F	未定義
0x0010	NIT
0x0011-0x1FFE	PAT,CAT,NIT 及びヌルパケット以外に割り当てることができる領域
0x1FFF	ヌルパケット

### ARIB STD-B32 第3部

別記第2 スクランブル制御値

値	説明
'00'	スクランブルなし
'01'	未定義
'10'	偶数鍵
'11'	奇数鍵

別記第3 アダプテーションフィールド制御値

値	説明
'00'	未定義
'01'	アダプテーションフィールドなし、ペイロードのみ
'10'	アダプテーションフィールドのみ、ペイロードなし
'11'	アダプテーションフィールドの次にペイロード

(告示)

別記第1におけるPIDの運用基準は下表のとおりとする(ARIB STD-B10に規定)。

規定の種類	値の範囲	備考
総務省で規定	0x0000-0x0010,0x1FFF	告示に規定
標準化機関で規定	0x0011-0x002F	審議を経て使用
事業者で規定	上記と干渉しない範囲	登録・公開
事業者が運用	上記と干渉しない範囲	PMT による間接指定

## 3.4 IP パケット

## 1 IPv4パケット



- 注1 IPv4 ヘッダ部の構成は、別記第1に示すとおりとする。
  - 2 UDP ヘッダ部の構成は、別記第2に示すとおりとする。

### 2 IPv6パケット

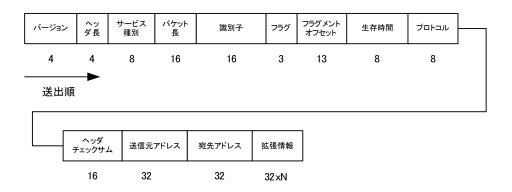


- 注1 IPv6 ヘッダの構成は、別記第3に示すとおりとする。
  - 2 UDP ヘッダ部の構成は、別記第2に示すとおりとする。
- 3 ヘッダ圧縮した IP パケット



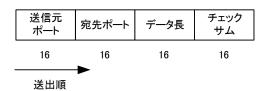
注 ヘッダ部の構成は、別記第4に示すとおりとする。

## 別記第1 IPv4 ヘッダ部の構成



注1 各項目は IETF RFC 791 に従うこととする。

別記第2 UDP ヘッダ部の構成



注1 各項目は IETF RFC 768 に従うこととする。

別記第3 IPv6ヘッダ部の構成



注1 各項目は IETF RFC 2460 に従うことととする。

別記第4 ヘッダ圧縮した IP パケットのヘッダ部の構成

コンテクスト 識別子	連続番号	コンテクスト識別 ヘッダ種別	圧縮ヘッダ
12	4	8	
送出順			

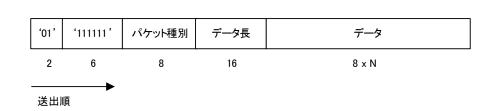
- 注1 コンテクスト識別子は、ヘッダ圧縮をおこなった IP パケットのフロー (IPv4 パケットのプロトコル又は IPv6 パケットのネクストヘッダ並びに送信元アドレス、宛先アドレス、送信元ポート及び宛先ポートの5つの領域の値が同一の組み合わせを持つ IP パケットの集合をいう。)を示すものとする。
  - 2 連続番号は、同一コンテクスト識別子を持つヘッダ圧縮した IP パケットの順序を示すものとする。
  - 3 コンテクスト識別ヘッダ種別は、圧縮ヘッダの種別を識別するために使用する領域と し、その割当ては別記第5に示すとおりとする。
  - 4 圧縮ヘッダは、IPv4 ヘッダ部又は IPv6 ヘッダ部及び UDP ヘッダ部をコンテクスト 識別ヘッダ種別に指定される方法で圧縮した情報を書き込むための領域とする。

別記第5 コンテクスト識別ヘッダ種別の割当て

コンテクスト識別 ヘッダ種別の値	割当て	
0x20	部分 IPv4 ヘッダ及び部分 UDP ヘッダ	
0x21	IPv4 ヘッダ部の識別子	
0x60	部分 IPv6 ヘッダ及び部分 UDP ヘッダ	
0x61	圧縮ヘッダなし	
上記以外	未定義	

- 注1 部分 IPv4 ヘッダは、IPv4 ヘッダ部からパケット長、ヘッダチェックサム、拡張情報を除いたものとする。
  - 2 部分 IPv6 ヘッダは、IPv6 ヘッダ部からペイロード長を除いたものとする。
  - 3 部分 UDP ヘッダは、UDP ヘッダ部からデータ長及びチェックサムを除いたものとする。

### 3.5 TLV パケット



- 注1 パケット種別は、TLV に格納するパケットの種別を識別するために使用する領域とし、 その割当ては別記第1に示すとおりとする。
  - 2 データ長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

別記第1 パケット種別の割当て

パケット種別の値	割当て
0x00	未定義
0x01	IPv4 パケット
0x02	IPv6 パケット
0x03	ヘッダ圧縮した IP パケット
0x04 - 0xFD	未定義
0xFE	伝送制御信号パケット
0xFF	ヌルパケット

注 ヌルパケットは、データ長に示される長さの 0xFF のバイト列をデータに書き込んだパケットとする。

(告示)

#### 3.6 伝送制御信号の構成

#### (1) PAT の構成

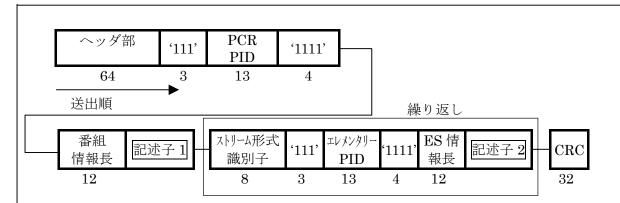


- 注 1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。 ただし、「セクションシンタクス指示」の次の 1 ビットは '0' とする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は PAT を示す 0x00 とし、「テーブル 識別子拡張」はトランスポートストリーム識別子を伝送のために使用するものと する。

- 3 放送番組番号識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する領域とし、0 は、 NIT 用に使用する。
- 4 ネットワーク PID 又は PMT PID は、放送番組番号が'0'のとき NIT PID を示し、値は 0x0010 とする。放送番組番号が'0'以外のときは、PMT PID を示す。

(告示)

#### (2) PMT の構成



- 注 1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。 ただし、「セクションシンタクス指示」の次の 1 ビットは'0'とする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は PMT を示す 0x02 とし、「テーブル 識別子拡張」は放送番組番号識別子を伝送のために使用するものとする。
  - 3 PCR PID は、放送番組番号識別子で指定される放送番組に対して有効な PCR 領域を伝送する TS パケットの PID を示すものとする。
  - 4 番組情報長は、最初の2ビットは'00'で、残りの10ビットを次に続く記述子のバイト数を書き込む領域とする。
  - 5 記述子1は、当該放送番組に関する記述子を書込む領域とし、記述子2は、 当該エレメンタリーストリームに関する記述子を書き込む領域とする。
  - 6 ストリーム形式識別子は、放送番組要素の形式を識別するのに使用し、その 割当ては別記に示すとおりとする。
  - 7 エレメンタリーPID は、関連する放送番組要素を伝送する TS パケットの PID を示すものとする。
  - 8 ES 情報長は、最初の 2 ビットは '00' で、残りの 10 ビットを次に続く記述子の バイト数を書き込む領域とする。

## 別記 ストリーム形式識別子

値	割当て
0x00	未定義
0x01	ISO/IEC 11172-2 映像
0x02	ITU-T 勧告 H.262 映像又は ISO/IEC 11172-2 制約パラメータ映像
0110 =	ストリーム
0x03	ISO/IEC 11172-3 音声
0x04	ISO/IEC 13818-3 音声
0x05	ITU-T 勧告 H.222.0 プライベートセクション
0x06	プライベートデータを収容した ITU-T 勧告 H.222.0 PES パケット
0x07	ISO/IEC 13522 MHEG
0x08	ITU-T 勧告 H.222.0 付属書 A DSM CC
0x09	ITU-T 勧告 H.222.1
0x0A-0x0D	ISO/IEC 13818-6(タイプ A-D)
0x0E	上記以外で ITU-T 勧告 H.222.0 で規定されるデータタイプ
0x0F	ISO/IEC 13818-7 音声
0x10	ISO/IEC 14496-2 映像
0x11	ISO/IEC 14496-3 音声
0x12	PES パケットで伝送される ISO/IEC 14496-1 SL パケット化
	ストリーム又はフレックスマックスストリーム
0x13	ISO/IEC 14496 セクションで伝送される ISO/IEC 14496-1 SL
	パケット化ストリーム又はフレックスマックスストリーム
0x14	ISO/IEC 13818-6 同期ダウンロードプロトコル
0x15	PES パケットで伝送されるメタデータ
0x16	メタデータセクションで伝送されるメタデータ
0x17	ISO/IEC 13818-6 データカルーセルで伝送されるメタデータ
0x18	ISO/IEC 13818-6 オブジェクトカルーセルで伝送されるメタデータ
0x19	ISO/IEC 13818-6 同期ダウンロードプロトコルで伝送されるメタデータ
0x1A	ISO/IEC 13818-11 で規定される IPMP ストリーム
0x1B	ITU-T 勧告 H.264 で規定される AVC 映像ストリーム
0x1C-0x7E	未定義
0x7F	IPMP ストリーム

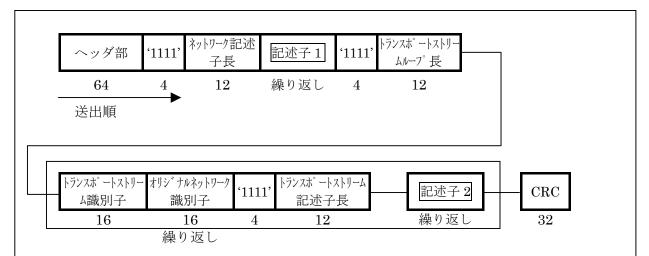
(告示)

## (3) CAT の構成



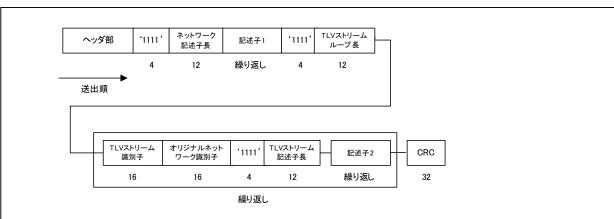
- 注1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。
  - ただし、「セクションシンタクス指示」の次の1ビットは'0'とする。 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は CAT を示す 0x01 とし、「テーブル 識別子拡張」は未定義とする。

#### (4) NIT の構成



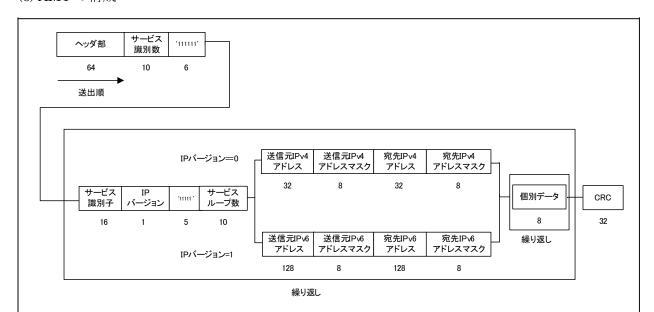
- 注1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は自ネットワークの場合 0x40、他ネット ワークの場合 0x41 とし、「テーブル識別子拡張」はネットワーク識別子の 伝送のために使用するものとする。
  - 3 ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するのに使用する領域とする。
  - 4 ネットワーク記述子長は、最初の2ビットは'00'で、残りの10ビットを 次に続く記述子のバイト数を書き込む領域とする。
  - 5 記述子1及び記述子2の領域は、当該ネットワークに関する記述子を書き込む 領域とする。
  - 6 トランスポートストリームループ長は、最初の2ビットは、'00'とし、残りの 10ビットをこれより後に続く CRCの直前までのデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 7 トランスポートストリーム識別子は、当該トランスポートストリームの識別 番号を示すものとする。
  - 8 オリジナルネットワーク識別子は、当該トランスポートストリームの元の ネットワークの識別番号を示すものとする。
  - 9 トランスポートストリーム記述子長は、この領域直後の当該トランスポートスト リームの全記述子のバイト長を示すものとする。ただし、最初の2ビットは、'00'とす る。

#### (5) TLV-NIT の構成



- 注1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は自ネットワークの場合 0x40、他ネットワークの場合 0x41 とし、「テーブル識別子拡張」はネットワーク識別子の伝送のために使用する領域とする。
  - 3 ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するのに使用する領域とする。
  - 4 ヘッダ部内の「セクション長」の値は、最初の2ビットは'00'とし、残りの 10 ビットを、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、この値は 1021 を超えてはならないこととする。
  - 5 ネットワーク記述子長は、最初の2ビットは'00'とし、残りの10ビットを次に続く 記述子の全バイト数を書き込む領域とする。
  - 6 記述子1及び記述子2の領域は、当該ネットワークに関する記述子を書き込む領域とする。
  - 7 TLV ストリームループ長は、最初の 2 ビットは、'00' とし、残りの 10 ビットを、これより後に続く CRC の直前までのデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 8 TLV ストリーム識別子は、当該 TLV ストリームの識別番号を書き込む領域とする。
  - 9 オリジナルネットワーク識別子は、当該 TLV ストリームの元のネットワークの識別番号 を書き込む領域とする。
  - 10 TLV ストリーム記述子長は、この領域直後の当該 TLV ストリームの全記述子のバイト長を示すものとする。ただし、最初の 2 ビットは、'00'とする。

### (6) AMT の構成



- 注1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式と同じとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は 0xFE とし、「テーブル識別子拡張」は AMT を示す 0x0000 とする。
  - 3 サービス識別数は、この AMT に記述されるサービス識別子の数を示すものとする。
  - 4 サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する領域とする。
  - 5 IP バージョンは、放送番組を構成する IP パケットのバージョンを示し、割当ては次表に示すとおりとする。

値	割当て		
0	IPv4		
1	IPv6		

- 6 サービスループ長は、この領域の直後から、次のサービス識別子又は CRC の直前までのバイト数を示すものとする。
- 7 送信元 IPv4 アドレスは、放送番組を構成する IPv4 パケットの送信元 IP アドレスを 書き込む領域とする。
- 8 送信元 IPv4 アドレスマスクは、送信元 IPv4 アドレスに指定する IP アドレスに対し、 有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
- 9 宛先 IPv4 アドレスは、放送番組を構成する IPv4 パケットの宛先 IP アドレスを書き 込む領域とする。
- 10 宛先 IPv4 アドレスマスクは、宛先 IPv4 アドレスに指定する IP アドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
- 11 送信元 IPv6 アドレスは、放送番組を構成する IPv6 パケットの送信元 IP アドレスを書き込む領域とする。
- 12 送信元 IPv6アドレスマスクは、送信元 IPv6アドレスに指定する IPアドレスに対し、

有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。

- 13 宛先 IPv6 アドレスは、放送番組を構成する IPv6 パケットの宛先 IP アドレスを書き込む領域とする。
- 14 宛先 IPv6 アドレスマスクは、宛先 IPv6 アドレスに指定する IP アドレスに対し、有効となる最上位ビットからのビット数を指定するために使用する領域とする。
- 15 個別データは、個別に定義されたデータを書き込む領域とする。

(告示)

#### 3.7 記述子の構成

記述子	構成	伝送方式*	
比次 1	1冉 以入	TS	TLV
限定受信方式記述子	別記第1のとおり	0	
限定再生方式記述子	別記第2のとおり	0	
部分受信記述子	別記第3のとおり	0	
地上分配システム記述子	別記第4のとおり	0	
衛星分配システム記述子	別記第5のとおり	0	0
サービスリスト記述子	別記第6のとおり	0	0
システム管理記述子	別記第7のとおり	0	0
データ符号化方式記述子	別記第8のとおり	0	
カルーセル互換複合記述子	別記第9のとおり	0	
著作権記述子	別記第 10 のとおり	0	
緊急情報記述子	別記第 11 のとおり	0	

<sup>\*</sup> 第2章参照。各記述子を使用可能な伝送方式を○で示す。

別記第1 限定受信方式記述子の構成

記述子タグ	記述子長	限定受信方式 識別子	'111'	限定受信PID	データ
8	8	16	3	13	8×N
送出順	<b></b>				

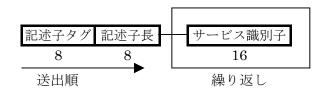
- 注1 記述子タグの値は、限定受信方式記述子を示す 0x09 とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 限定受信方式識別子は、限定受信方式の種類を識別するために使用する領域とする。
  - 4 限定受信 PID は、関連情報を含む TS パケットの PID を書き込む領域とする。
  - 5 本記述子は、CAT の記述子領域又は PMT の記述子 1 若しくは記述子 2 の領域で伝送するものとする。

別記第2 限定再生方式記述子の構成



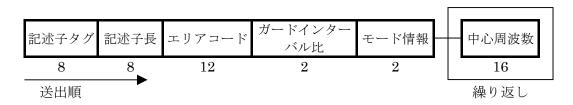
- 注1 記述子タグの値は、限定再生方式記述子を示す 0xF8 とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 限定再生方式識別子は、限定再生方式の種類を識別するために使用する領域とする。
  - 4 限定再生 PID は、関連情報を含む TS パケットの PID を書き込む領域とする。
  - 5 本記述子は、CAT の記述子領域又は PMT の記述子 1 若しくは記述子 2 の領域で伝送するものとする。

別記第3 部分受信記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、部分受信記述子を示す 0xFB とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 サービス識別子は、部分受信部で伝送される放送番組の放送番組番号を識別 するのに使用する領域とする。
  - 4 本記述子は、地上デジタル音声放送及び地上デジタルテレビジョン放送において、 部分受信部が存在する場合のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送 されるものとする。

別記第4 地上分配システム記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、地上分配システム記述子を示す 0xFA とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 エリアコードは、放送が行われる地域を識別するのに使用する領域とする。
  - 4 ガードインターバル比は、ガードインターバル期間長の有効シンボル長に

対する比率を識別するのに使用する領域とし、'00'は 1/32、'01'は 1/16、 '10'は 1/8、'11'は 1/4 を示すこととする。

- 5 モード情報は、'00' はモード1、'01' はモード2、 '10' はモード3を示すこととし、'11' は未定義とする。
- 6 中心周波数は、同一の放送番組の放送を同時に行うために使用する各周波数帯幅の中央の周波数とし、1/7MHzを単位とした値を書き込むこととする。
- 7 本記述子は、地上デジタル音声放送及び地上デジタルテレビジョン放送を行う場合 のみ使用するものとし、NIT の記述子 2 の領域で伝送する。

### 別記第5 衛星分配システム記述子の構成

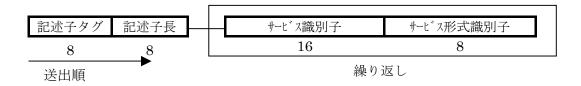
記述子タグ	記述子長	周波数	軌道	西経東経 フラグ	偏波	変調	通信速度 (シンボルレート)	F E C (内符号)
8	8	32	16	1	2	5	28	4
送出順								

- 注1 記述子タグの値は、衛星分配システム記述子を示す 0x43 とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 周波数は、周波数 (GHz) を書き込む領域とし、その値は、4 ビット BCD コード 8 桁とし、4 桁以降が小数点以下を示すこととする。
  - 4 軌道は、軌道位置(度)を書き込む領域とし、その値は、4 ビット BCD コード 4 桁とし、4 桁以降が小数点以下を示すこととする。
  - 5 西経東経フラグは、'0'は西経、'1'は東経を示すものとする。
  - 6 偏波は偏波の種類を識別するのに使用する領域とし、'00'は水平、'01'は垂直、 '10'は左旋、'11'は右旋を示すこととする。
  - 7 変調は変調方式の種類を識別するのに使用する領域とし、'00001'は 4 相位相変調方式、'01001'は衛星デジタル音声放送の変調方式、'01000'は BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の変調方式、'01010'は高度狭帯域 CS デジタル放送の変調方式、'01011'は高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送の変調方式を示すこととする。
  - 8 通信速度は 1 秒当たりの伝送シンボル数(Mbaud)を書き込む領域とし、その値は、4 ビット BCD コード 7 桁とし、4 桁以降が小数点以下を示すこととする。
  - 9 FEC は内符号の符号化率を識別するために使用する領域とし、'0001'は符号化率 1/2、'0010'は符号化率 2/3、'0011'は符号化率 3/4、'0100'は符号化率 5/6、'0101'は符号化率 7/8、'1001'は衛星デジタル音声放送の場合、'1000'は BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の場合、'1010'は高度狭帯域 CS デジタル放送の場合、'1011'は高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送の

場合、'1111'は内符号なしを示すこととする。

10 本記述子は、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送、高度 BS デジタル放送、狭帯域 CS デジタル放送、広帯域 CS デジタル放送、高度狭帯域 CS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送を行う場合のみ使用するものとし、NIT あるいは TLV-NIT の記述子 2 の領域で伝送するものとする。

別記第6 サービスリスト記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、サービスリスト記述子を示す 0x41 とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する領域とする。
  - 4 サービス形式識別子は、放送の種別を識別するのに使用する領域とし、 次表に示すものとする。

値	割当て	
0x00	未定義	
0x01	テレビジョン放送	
0x02	超短波放送	
0x03-0x7F	未定義	
0xC0	データ放送	
0xC1	TLV を用いた蓄積放送	
0xC2-0xFF	未定義	

5 本記述子は、NIT あるいは TLV-NIT の記述子 2 領域で伝送されるものとする。

別記第7 システム管理記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、システム管理記述子を示す 0xFE とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 システム管理識別子は、放送、非放送等を識別するのに使用する領域とし、

次のような構成及び割当てとする。

### システム管理識別子の構成

放送、非放送の種別	放送の標準方式の種別	詳細の識別
2	6	8

### 放送、非放送の種別

値	割当て
'00'	放送
'01'、'10'	非放送
'11'	未定義

#### 放送の標準方式の種別

15年月1507年別	
値	割当て
,000000,	未定義
'000001'	狭帯域 CS デジタル放送
'000010'	BS デジタル放送
'000011'	地上デジタルテレビジョン放送
'000100'	広帯域 CS デジタル放送
'000101'	地上デジタル音声放送
'000110'	衛星デジタル音声放送
'000111'	高度狭帯域 CS デジタル放送
'001000'	高度 BS デジタル放送
'001001'	高度広帯域 CS デジタル放送
'001010'-'111111'	未定義

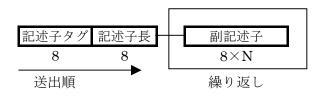
- 4 付加識別子情報は、識別子番号の拡張に使用する領域とする。
- 5 地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送並びに高度 BS デジタル放送及び高度 広帯域 CS デジタル放送のうち TS パケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、PMT の記述子 1 の領域または NIT の記述子 1 もしくは NIT の記述子 2 の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、PMT の記述子 1、NIT の記述子 2、NIT の記述子 1 の順とする。
- 6 狭帯域 CS デジタル放送において本記述子を伝送する場合は、PMT の記述子 1 の領域で伝送されるものとする。
- 7 高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送のうち TLV パケットにより 伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、TLV-NIT の記述子 1 又は記述 子 2 の領域で伝送するものとし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、記述 子 2、記述子 1 の順とする。

別記第8 データ符号化方式記述子の構成

記述子タグ	記述子長	データ符号化方式識別子	付加識別子情報 (識別子番号の拡張)
8	8	16	8×N
	<b></b>		

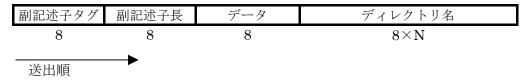
- 注1 記述子タグの値は、データ符号化方式記述子を示す 0xFD とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 データ符号化方式識別子は、データ符号化方式を識別するのに使用する領域とする。
  - 4 付加識別子情報は、データ符号化方式により示されるデータ符号化方式の付加情報を書き込む領域とする。
  - 5 本記述子は、PMTの記述子2領域で伝送されるものとする。

#### 別記第9 カルーセル互換複合記述子のデータ構造



- 注1 記述子タグの値は、カルーセル互換複合記述子を示す0xF7とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 副記述子は、(1)~(3)に示す副記述子を含む情報を書き込む領域とする。

### (1) 蓄積ルート副記述子



- ア 副記述子タグの値は、蓄積ルート副記述子を示す 0xC5 とする。
- イ 副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- ウ ディレクトリ名は、放送番組を受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、 最上位のディレクトリの名称をテキスト形式で記述する領域とする。
- (2) サブディレクトリ副記述子



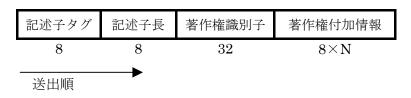
ア 副記述子タグの値は、サブディレクトリ副記述子を示す 0xC6 とする。

- イ 副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- ウ サブディレクトリ名は、放送番組を受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、 蓄積ルート副記述子で指定される構造を除くディレクトリ構造をテキスト形式で記 述する領域とする。
- (3) 蓄積名副記述子



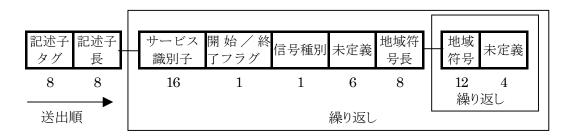
- ア 副記述子タグの値は、蓄積名副記述子を示す 0x02 とする。
- イ 副記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- ウ 蓄積名は、放送番組を受信設備に蓄積する際の名称をテキスト形式で記述する領域と する。

#### 別記第10 著作権記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、著作権記述子を示す 0x0D とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 著作権識別子は、著作権を識別するのに使用する領域とする。

#### 別記第11 緊急情報記述子の構成



- 注1 記述子タグの値は、緊急情報記述子を示す 0xFC とする。
  - 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する。
  - 4 開始/終了フラグは、緊急警報信号の送出開始及び送出中の場合は'1'とし、 終了する場合は'0'とする。

### ARIB STD-B32 第3部

- 5 信号種別は、無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条 の2第1項に規定する第1種開始信号を送出する場合は'0'とし、同条に規定 する第2種開始信号を送出する場合は、'1'とする。
- 6 地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 7 地域符号は、緊急警報信号の構成(昭和 60 年郵政省告示第 405 号)別表第 1 号に 規定する地域符号を伝送する領域とする。
- 8 本記述子は、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送並びに高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送のうち TS パケットにより伝送されるものを行う場合にのみ使用するものとし、PMT の記述子 1 の領域または NIT の記述子 1 の領域もしくは NIT の記述子 2 の領域で伝送されるものとする。

(告示)

#### 3.8 識別子の構成

- W 1	1.224
識別子	構 成
テーブル識別子	3.6 章並びに 3.9 章に示すとおり。
記述子タグ	3.7 章及び ITU-T 勧告 H.222.0 に従う。
ストリーム形式識別子	3.6 章に示すとおり。
サービス形式識別子	3.7 章に示すとおり。
放送番組番号識別子	3.6 章に示すとおり。
サービス識別子	3.7 章に示すとおり。
ネットワーク識別子	3.6 章に示すとおり。
トランスポートストリーム識別子	3.6 章に示すとおり。
限定受信方式識別子	3.7 章に示すとおり。
システム管理識別子	3.7 章に示すとおり。

### 3.9 関連情報の構成及び送出手順

- 1. 共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (以下「標準方式」という。)の中でスクランブルの範囲をTSパケットのペイロード 部とするもの (以下「ECM」という。)は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切り替えを指令する制御情報とし、その構成及び送出手順は別表第1号に示すとおりとする。
- 2. 共通情報のうち、標準方式の中でスクランブルの対象をセクション形式の信号に限る もの(以下「ACI」という。)は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情 報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切り替えを指令する制御情報とし、 ACI構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を識別する事業体識別及び ACIに含む情報を暗号化するのに用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、 モジュールとして伝送するものとする。
- 3. 個別情報(以下「EMM」という。)は、国内受信者の個別の契約情報及び共通情報の暗号を解くための鍵情報とし、その構成及び送出手順は別表第2号に示すとおりとする。
- 4. 衛星デジタル音声放送に関する関連情報は、前3号に規定するものの他、番組に関する情報及びスクランブルを解くための鍵情報または国内受信者の個別の契約情報を含む ECM (以下「ECM-S」という。)並びにECM-Sの暗号を解くための鍵情報からなるEMM (以下「EMM-S」という。)とし、その構成及び送出手順は別表第3号及び別表第4号に示すとおりとする。

#### 別表第1号 ECMの構成及び送出手順

ヘッダ部	ECM	CRC		
64	8×N	32		
送出順				

- 注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。
  - 2 「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。
  - 3 各領域は、最上位ビットから最下位ビットの順に伝送するものとする。以下同じ。
  - 4 ECM の伝送は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式によるものとする。
  - 5 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、ECM を示す 0x82 又は 0x83 とし、「テーブル識別子拡張」は ECM に含まれる情報の種別を識別するのに使用する領域とする。
  - 6 ECM は、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。なお、プロトコル番号、事業体識別及び暗号鍵識別以外の情報は、暗号鍵識別により識別される

暗号鍵を用いて暗号化することができることとする。

項目
プロトコル番号
事業体識別
暗号鍵識別
スクランブルの解除に用いる鍵
判定タイプ
年月日時分

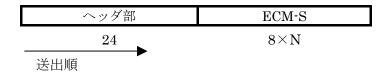
別表第2号 EMM の構成及び送出手順

ヘッダ部	EMM1	EMM2		EMMn	CRC
64	<b>—</b>	8>	N		32
送出順					

- 注1 EMM の伝送は、3.2 章に示すセクション形式の拡張形式によるものとし、その範囲内で、EMMは複数多重できるものとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、EMM を示す 0x84 又は 0x85 とし、「テーブル識別子拡張」は EMM に含まれる情報の種別を識別するのに使用する領域とする。
  - 3 地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送、高度 BS デジタル放送、広帯域 CS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送において、受信機へメッセージ情報を伝送するための情報 (「EMM メッセージ」という。)が EMM に含まれる場合は、ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、0x85 とし、「テーブル識別子拡張」は注2にかかわらず、EMM メッセージが個別の受信機向けの場合には0x0000、全受信機向けの場合には0x0001~0xFFFFとする。
  - 4 EMM は、EMM メッセージ又は次表に示すものを含む情報により構成されるものと する。なお、プロトコル番号以外の情報は、暗号化することができることとする。

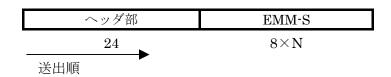
項目
デコーダ識別番号
プロトコル番号

### 別表第3号 ECM-Sの構成及び送出手順



- 注1 ECM-Sの伝送は、3.2章に示すセクション形式の通常形式によるものとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、ECM を示す 0x82 又は 0x83 とする。
  - 3 1つの TS パケットには複数の ECM-S セクションを含まず、また、1つの ECM-S セクションは1つの TS パケット内で完結するものとする。
  - 4 ECM-S は、プロトコル番号を含む情報により構成されるものとする。なお、暗号鍵 識別を含む ECM-S については、プロトコル番号及び暗号鍵識別以外の情報は、暗号 化することができることとする。

### 別表第4号 EMM-Sの構成及び送出手順



- 注1 EMM-Sの伝送は、3.2章に示すセクション形式の通常形式によるものとする。
  - 2 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、EMM を示す 0x84 又は 0x85 とする。
  - 3 1 つの TS パケットには複数の EMM-S セクションを含まず、また、1 つの EMM-S セクションは 1 つの TS パケット内で完結するものとする。
  - 4 EMM-S は、プロトコル番号を含む情報により構成されるものとする。なお、プロトコル番号以外の情報は、暗号化することができることとする。

# 付録 A デジタル放送に適用される技術方式

省令で規定されているデジタル放送の各標準方式に適用される技術方式を表 A-1 に示す。

表 A-1 標準方式に適用される技術方式(〇:適用)

	デジタル放送	地上デジタ	地上デジタルテレビジ	衛星デジ タル音声	BS デジタ	高度 BS デ	狭帯域 CS デジタル	高度狭帯	広帯域 CS デジタル	高度広帯
		ル音声 放送	ョン放送	タル音声 放送	ル放送	ジタル放送	アンタル 放送	域 CS デジ タル放送	からから	域 CS デジ タル放送
符号化信号の	PES パケット	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝送	セクション形式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	TS パケット	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	IP パケット					0				0
	TLV パケット					0				0
	PAT	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0
	PMT	0	0	$\circ$	0	$\circ$	0	$\circ$	0	0
伝送制御信号	CAT	0	0	$\circ$	0	0	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$
146时间15	NIT	0	0	$\circ$	0	$\circ$	0	$\circ$	0	0
	TLV-NIT					0				0
	AMT					0				Ō
緊急警報信号	·	0	0	0	0	$\circ$	0	$\circ$	0	0

# 2.2 版 改 定 履 歷 表

頁	番号		改定内	 容		改定理由		
	まえがき 別表					記載追加及び 誤記修正		
	加茲	特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考			
		日本電気(株)	画像信号の動き補償フレーム 間予測符号化・復 <u>号元</u> 化方法と その装置	特許 1890887	日本			
			• • •	• • •				
			適応変換符号化 <u>復号複合</u> 化の 方法及び装置	特許 2638208	日本、アメリカ、 イキ゛リス、ト゛イツ、フ ランス <del>、オランタ゛</del>			
			符号化方式及び復号方式	特許 2820096	日本、 <u>アメリカ</u> 、 韓国、 オーストラリア			
		ソニー	• • •	• • •				
		(株)	画像情報符号化装置及び方法、 並びに画像情報復号装置及び 方法*8	特開 2005-039743	日本、ブラジル、       中国、ドイツ、       フランス、イキ・リス、       イント・ネシア、イント・、韓国、メキシュ、ロシア、アメリカ、ベトナム			
			信号処理装置および方法、並び にプログラム*8	特許第 3800427	日本、中国、 ト ベク、フランス、 イキ リス、イント ネ シア、イント 、韓 国、マレーシア、オ ランタ 、シンカ ボ ール、タイ、台湾、 アメリカ			
			ARIB STD-B32 1.0 版について包	2括確認書を提出 <sup>※6</sup>				
			ARIB STD-B32 1.1 版について包	①括確認書を提出※7				
			• • •					
	三菱電		ARIB STD-B32 1.1 版について包	2括確認書を提出 <sup>※7</sup>				
		機(株)						
			ARIB STD-B32 2.2 版について					
		<ul><li>* 6 : AR</li><li>* 7 : AR</li><li>* 8 : AR</li></ul>						

注1) 改版後のページ及び項目等を示す。

<sup>2) &</sup>quot;——" の部分は削除した部分を示す。

<sup>3)</sup> アンダーラインの個所は追加した部分を示す。

<sup>4)</sup> 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

5	第1部 第1章 1.1	1.1 目的         本標準規格は、デジタル放送         「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放	狭帯域 CS デジ タル放送、高度
		送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省合第 26 号)に準拠する、放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)、11.7CHzを超え12.2CHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のう	広帯 ボボッカン ボボッカン ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボボック ボイン ボイン ボイン ボイン ボイン ボイン ボイン ボイン
		ちデジタル放送(以下「BS デジタル放送」という。)、ならびに 12.2CHz を超え 12.75CHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域 伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波 放送及びデータ放送(以下「広帯域 CS デジタル放送」という。) における映像信号と映像符号化方式を規定することを目的とする。	例の残俗とりる
5	第 1 部 第 1 章 1.2	1.2 適用範囲本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠するデジタル放送に映像信号のうち PES パケットによるものについて適用する。また、本標準規格は、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。但し、特に断りが記されている場合はこの限りではない。	狭帯域CSデ高 タルボ域送、ジン 大帯が変がでいた。 がを含めででは がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。
5	第1部 第1章 1.3	1.3 引用文書 1.3.1 準拠文書 (2) 平成 2 <u>1</u> 15年総務省告示第 <u>8</u> 938-号「映像信号のうち PES パケッによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件」(以下「告示」という。) (3) <u>ITU-T Rec. H. 262</u> ISO/IEC 13818-2:2000 + <u>ITU-T Rec. H. 262</u> : Information technology — Generic coding of moving pictures and associated audio information: Video (以下「MPEG-2 <u>Video 映像</u> 規格」という。) (4) ITU-T Rec. H. 264   ISO/IEC 14496-10:2007: Advanced video coding for generic audiovisual services (以下「MPEG-4 AVC 規格」という。)	省令および告 示の改正、符号 化方式の追加、 エディトリア ル
5 6	第1部 第1章 1.4	1.4 用語 1.4.1 定義 (全文追加) 1.4.2 略語 AVC Advanced Video Coding CIE Commission Internationale de l'Éclairage (略) HDTV High Definition Television (略) IEC International Electrotechnical Commission ISO International Organization for Standardization ITU-T International Telecommunication Union, Telecommunication Standardization Sector (略) SDTV Standard Definition Television SEI Supplemental Enhancement Information	明確化

頁	番号			改定内容				改定理由				
9	第 1 部 第 2 章 2.1	2.1 映像信号 映像信号は、 に被写体の色相な るものと <del>し、次4</del> (以下全文削 2.1.1 HDTV 準拠	目的および適 用範囲の変更、 省令改正									
		49 号										
10		2.1.2 SDTV 準拠         (全文追加)         脚注 2 本規定	三は、省令第 4		35 号に基~	づく <u>。</u>						
12	第1部 第2章	2.4 映像信号パ						省令改正				
	2.4	映像信号の各パラ	ラメータ 3 480/60/I 480/	00/D 500/00/D	1000/00/I	1000/00/D	91.00/00/D/					
		映像フォーマット 走査線数	480/60/1 480/	60/P <u>720/60/P</u>	1080/60/I	1080/60/P 1125 本	<u>2160/60/P4</u> 規定しない					
		有効走査線数				1080本	2160 本					
		走查方式				<u>順次</u>	順次					
		フレーム周波数				60/ 1.001 Hz	60/ 1.001 Hz					
		フィールド周波数					1.001112					
		画面の横と縦の比水平走査の繰返し				16:9 67.500/	規定しない					
		周波数 fH				1.001 kHz	1)					
		標本化 輝度信 周波数 号				148.5/ 1.001MHz	規定しない( 1)					
		色差信		(略)		74.25/	規定しない					
		号   1 走査   輝度信				1.001MHz	規定しない					
		線当た りの標 色差信				2200	規定しない					
		本化数 号				<u>1100</u>	がたしない 1)					
		1 走査   輝度信 線当た   号				<u>1920</u>	<u>3840</u>					
		りの有 効標本 化数		960 1920								
		ろ波特性										
		水平同期信号	別記 <u>5</u> 4									
		垂直同期信号	直同期信号 別記 <u>8</u> 4 別記 <u>9</u> 8 別記 <u>109</u> 別記 <u>1110 別記 12</u> 規定しない									
		(注 1) 本映像フォー		プナログインタフ	ェースは想定	されないため、						
		<u>ラメータは</u> 脚注3 実運用は省	規定しない <u>。</u> 令および告示の節	i用に制限される	(付録 A 参問	程)						
		脚注4 本映像フォ										

# ARIB STD-B32

頁	番号	改定内容	改定理由
		(略)	省令改正
16		別記4 走査線数が1125本であって、走査方式が順次の場合のろ波特性	
		(図の追加)	
17		別記 <u>54</u> 走査線数が 525 本であって、走査方式が 1 本おき及び順次の場合の水平同期信号 (略)	
18		別記 <u>6</u> 4 走査線数が 750 本であって、走査方式が順次の場合の水平同期 信号 (略)	
19		別記 <u>76</u> 走査線数が 1125 本であって、走査方式が 1 本おき <u>及び順次</u> の 場合の水平同期信号 (略)	
20		別記 <u>8</u> 7 走査線数が 525 本であって、走査方式が 1 本おきの場合の垂直 同期信号 (略)	
21		別記 <u>98</u> 走査線数が 525 本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期 信号 (略)	
23		別記 <u>109</u> 走査線数が 750 本であって、走査方式が順次の場合の垂直同 期信号 (略)	
24		別記 <u>11<del>10</del></u> 走査線数が 1125 本であって、走査方式が 1 本おきの場合の 垂直同期信号 (略)	
25		<u>別記 12</u> 走査線数が 1125 本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期 <u>信号</u> (図の追加)	
27	第1部 第3章 3.1	3.1 MPEG-2 Video 規格に準拠する方式 映像信号の符号化は、次の各号に規定する方式を組み合わせたものとし、映像の圧縮手順および送出手順については、総務大臣が別に告示するところ (第4章4.1 参照) によるものとする。 (1)動き補償予測符号化方式 (映像信号の前後のフレーム又はフィールドからの動き量を検出し、動き量に応じて補正したフレーム又はフィールド信号と原信号との差分信号と動き量のみを送信することにより伝送する情報量を減らす方式) (以下省略)	明確化
27	第1部 第3章 3.2	3.2 MPEG·4 AVC 規格に準拠する方式 (全文追加)	目的および適 用範囲の変更、 省令改正
29	第1部 第4章 4.1	4.1       MPEG-2 映像規格に準拠する方式         4.1.1       圧縮と送出の手順         (収)	明確化
31	4.1	(略) 4. <u>1.</u> 2 信号の構成 (略)	

頁	番号			改定	内容			改定理由
32	第1部			規格に準拠する	方式			目的および適
	第 4 章	<u>4.2.1</u> 圧縮と迫	用範囲の変更、					
	4.2	(全文追加)	省令改正					
33	第1部	5.1 テレビジョ	ョンサ	ービスにおける	映像符号化パラメ	ータの制約条件		目的および適
	第5章	5.1.1 MPEG-	2 Vide	o 規格に準拠す	る方式			用範囲の変更、
	5.1				<del>映像</del> 規格に規定さ			省令改正、エデ
					らのとする。(略)			ィトリアル
					Cは、MPEG-2 <u>Vi</u>			1 , 2 , .
					<del>ンタクス</del> の値を採			
					する MPEG-2 <u>Vide</u>			
					表 <u>5</u> <del>1</del> -3 に、各パ		ける	
					へ表示形式を図 <u>5</u> 4		~\T	
				•	FFF に設定し、可	変 <u>ピット</u> レート	で連	
		用するものとす	۵。(	哈)				
34		表 5 <del>1</del> -1 符号化	ヒパラ	メータの制約条	件1(sequence_d	isplay extension	n K	
		より表示領域を				1 0=		
				sequence_dis	play_extension $\mathcal{O}$	制約条件(注 4)		
		vertical_		color_	transfer_	matrix_		
		size_value		primaries	characteristic	coefficients	<u> </u>	
		1080 720	略	(注 5)	1 <sup>(注 5)</sup>	(注 5)		
		480		(X = X G)	(X = X 6)	(A = A C)		
		480		1 (注 5、注 6)	1 (注 5 <u>、注 6</u> )	1 (注 5 <u>、注 6</u> )		
		(略	;)	1			<b></b>	
					いては事業者運用規定		<u>.</u>	
		(注 <u>76</u> ) Main (注 <u>8</u> 7) (略)		ファイル <del>Profile</del> の	各レベルに対して(	略)		
		(在 <u>0</u> 年) (昭)						
35		表 <u>5</u> 1-2 符号化	パラ	メータの制約条件	#2 (sequence_dis	play_extension (	によ	
		り表示領域を指	定する			<del>.</del>		
					play_extension $\mathcal{O}$			
		vertical_		color_	transfer_	matrix_		
		size_value	F	primaries	characteristic	coefficients		
		1080	略	1	1	1		
		720		(注 6)	(注 6)	(注 6)		
		480		1	1	1		
		480	,	(注 6 <u>、注 7</u> )	(注 6 <u>、注 7</u> )	(注 6 <u>、注 7</u> )		
		(略		~		4) = 1, = 1 - 1 - 1 - 1 - 1	,	
					<u>いては事業者運用規定</u> 各レベルに対して(		٥.	
		(注 <u>8</u> +) Main (注 9 <del>8</del> ) (略)		<u>ryanie</u> vo	台レベルに対して(	<b>呼台</b> <i>)</i>		
		(注 <u>10</u> 9) (略)						
36		· · <del>-</del>	ペク ト.	比 4:3/16:9 の=	モニターにおける誓	望ましい表示形式	Ċ	
		(略)	1714	4. イレッショナ	4.4m レマまニよっ	A 400/TEQE:	ナナ	
				サイドハネルを1 L夫により表示す	寸加して表示するだ トス	パ、 <u>480/1<del>9251</del> で</u> (	は七	
		一ク 一側の <del>慵門</del>	<del>12 ₹∀2</del> "_	L人により衣が?	· ′シ。			
		16:9 モニター	-には	垂直方向に 4/3.	2, 3 倍し、有効走	査線 480, 720, 1	.080	
					モニター側の <del>偏向</del>			
		する。						
1		(略)						

頁	番号					改定理由
37		表 <u>5</u> ‡-3 表 <u>5</u> ‡-1 だ パラメータの各コー (略) 1 = <u>Rec.</u> ITU-R ‡				
37 ~ 44		5.1.2 MPEG-4 AV (全文追加)	目的および適 用範囲の変更、 省令改正、明確			
45		5. <u>1.3</u> 望ましいエ 映像入力フォ	化、エディトリアル			
		ーマット <u>2160/60/P</u>	<u>2160</u>	るライン数 <u>2160</u>	ド領域 <u>全有効走査線</u>	
		1080/60/P	<u>1080</u>	1080	<u>全有効走査線</u> <u>(ライン番号42~</u> <u>1121)</u>	
		1080/60/I <del>112</del> <del>5i</del>	1080	1080	<u>全有効走査線</u> <u>(</u> ライン番号21~ 560 とライン番号 584~1123 <u>)</u>	
		720/60/P <del>750</del>	720	720	<u>全有効走査線</u> <u>(</u> ライン番号 26~ 745 <u>)</u>	
		480/60/P <del>525</del>	483	480	ライン番号 45~ 524	
		480/60/I <del>525i</del>	483	480	ライン番号 23~ 262 とライン番号 286~525	
46 ~ 47	第 1 部 第 5 章 5.2	5.2 低解像度映像 (STD-B24 第 1 脚注 6 本節に表 シサービ れる符号( 少ない画) ビスをい (全文追加) 5.2.2 MPEG-4 A (全文追加)	目的および適用範囲の変更			
49	第 1 部 付録 A	付録 A デジタル方 (全文追加)	目的および適 用範囲の変更 ならびに省令 改正に伴う明 確化			
51	第1部 付属1	ライン	ンサービスにお	sける MPEG-2	<u>Video 規格の</u> 運用ガイド	明確化
51	第1部 付属1 第1章 1.1	<del>ビジョン放送、BS</del>	<del>デジタル放送お</del> と方式に関し、実	よび <u>広帯域 CS</u> 運用において推	ービス <del>地上デジタルテレ</del> <del>デジタル放送</del> における映 奨される <u>MPEG-2 Video</u>	メディア横断 的規格とする

頁	番号	改定内容	改定理由
51	第1部 付属1 第1章 1.2	1.2 適用範囲 本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に 関する送信の標準方式」(省令)に準拠するテレビジョンサービスの映像信 号のうち MPEG・2 Video 規格 PES パケットによるものについて適用する。 また、本運用ガイドラインは、地上デジタルテレビジョン放送、BS・デジタル放送および広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。但し、特に断りが記されている場合はこの限りではない。	メディア横断 的規格とする
51	第1部 付属1 第1章 1.3	1.3 引用文書 1.3.1 準拠文書 (1) ITU-T Rec. H.262 ISO/IEC 13818-2:2000   ITU-T Rec. H.262: Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Video (以下「MPEG-2 Video 規格」という。) (2) ITU-T Rec. H.222.0 ISO/IEC 13818-1:20060   ITU-T Rec. H.222: Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 Systems 規格」という。)	エディトリア ル、準拠規格の 改定
56	第1部 付属1 第3章	図 3.1 <del>1-2</del> (a) BS デジタル放送でのチャンネル切替時間 修正: フロン <u>ト</u> エンド部 <u>ストリームビット</u> レート <u>ビデオ</u> ストリーム Mb <del>pit</del> /s	エディトリアル
57		図 3.1 <del>1-2</del> (b) 地上デジタル放送でのチャンネル切替時間	
59	第1部 付属1 第4章 4.2	4.2 4 <u>80/60/I<del>525i 方式</del></u> でのアスペクト比の変更	エディトリアル
59	第1部 付属1 第4章 4.3	<ul> <li>4.3 ビットレートの変更</li> <li>(1) 送出側運用方法</li> <li>・常に可変<u>ビット</u>レートモードにて運用する (vbv_delay: 0xFFFF)。</li> <li>(略)</li> </ul>	エディトリアル
61	第1部 付属1 第4章	4.4.1 HDTV <del>用</del> ストリーム	エディトリアル
63	分 4 早 4.4	図 <u>4-1</u> <del>1-3</del> SDTV/HDTV 完全シームレス切替が可能な送信・受信側のタイミング概念図	
64		4.4.2 HDTV <del>用</del> ストリーム	
65		図 <u>4-2</u> <del>1-4</del> SDTV/HDTV の簡易的な切替方法における送信・受信側のタイミング概念図	
68	第1部 付属1 第5章	図 <u>5-1</u> <del>1-5</del> フィルム素材のエンコード例	エディトリアル
69 ~ 98	第 1 部 付属 2	付属 2       テレビジョンサービスにおける MPEG-4 AVC 規格の運用ガイドライン         (全文追加。STD-B1 第 2 部付属 C を基に記述。)	目的および適 用範囲の変更、 省令改正
99 ~ 104	第1部 付属3	付属 3低解像度映像サービスにおける MPEG-4AVC 規格の運用ガイドライン (全文追加。STD-B24 第 1 編第 2 部付録規定 G より転載。)	目的および適用範囲の変更

頁	番号	改定内容	改定理由
107	第2部	1.1 目的	狭帯域 CS デ
	第1章	本標準規格は、デジタル放送 <u>「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放</u>	ジタル放送、高
	1.1	送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号) に準拠する、放送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。) のうちデジタル放送(以下	度広帯域衛星
		近局の行う超温波放送(衛星補助放送を除く。) のうらデジタル放送(以下   「地上デジタル音声放送   という。)、放送局の行う標準テレビジョン放送の	デジタル放送 を含めたメデ
		<u>うちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレ</u>	イア横断的規
		<u> </u>	格とする
		<u> </u>	
		音声放送」という。)、11.7CHz を超え 12.2CHz 以下の周波数の電波を使用	
		<del>する放送衛星局の行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、</del>	
		超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送(以下「BS デジタル放送」	
		という。) 並びに 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する対議集具具の行う広葉域伝送方式による標準テレビジョン対送 真特細度	
		<u>る放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準アレビション放送、高精神度</u> テレビジョン技法、超短波技法及びデータ技法(以下「広帯域 CS デジタル	
		<del>かという。) </del> における音声信号と音声符号化方式を規定することを目的	
		とする。	
107	第2部	1.2 適用範囲	狭帯域 CS デ
	第1章	本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送	ジタル放送、高
	1.2	信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠するデジタル放送に辛	度広帯域衛星
		声信号のうち PES パケットによるものについて適用する。また、木標準規	デジタル放送
		格は、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタ	を含めたメデ
		ル音声放送、BSデジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。ただし、特に断りが記されている場合はこの限りではない。	ィア横断的規
107	第2部	<del>て週用する。 たたし、 竹に断りか起されている場合はこの限りではない。</del> 1.3 引用文書	格とする 省令および告
107	第 2 部 第 1 章	1.3.1 準拠文書	一
	1.3	1.3.1 年度又言   (2) 平成 <del>15</del> 21 年総務省告示第 <del>38</del> 89 号「映像信号のうち PES パケットに	MPEG-2 AAC
	1.0	よるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうち PES パケット	規格の版更新、
		によるものの圧縮手順及び送出手順を定める件」(以下「告示」という。)	狭帯域 CS デ
		(3) ISO/IEC 13818-7: <del>2003</del> 2006 Information technology Generic	ジタル放送追
		coding of moving pictures and associated audio information:	加に伴う準拠
		Advanced Audio Coding (AAC) (4) ISO/IEC 13818-7:2002/AMD 1:2004 Information technology	規格の追加
		Generic coding of moving pictures and associated audio information:	
		Advanced Audio Coding AMENDMENT 1: Embedding of	
		bandwidth extension ISO/IEC 13818-7:2006/Cor.1:2009 Information	
		technology - Generic coding of moving pictures and associated audio	
		information - Part 7: Advanced Audio Coding (AAC), TECHNICAL CORRIGENDUM 1 ((3),(4)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」	
		<u>controlly ((の)、(4) と目 () と (、                                </u>	
		(5) ISO/IEC 13818-3:1998 Information technology Generic coding of	
		moving pictures and associated audio information: Audio 以下	
10-	hite a dur	「MPEG-2 BC 規格」という。)	X++14
107	第2部	1.4 用語	狭帯域 CS デ
	第 1 章 1.4	1.4.1 定義   (全文追加)	ジタル放送追 加に伴う追加、
108	1.4	(主义追加) 1.4. <del>21</del> 略語	エディトリア
		(略)	ル
		BC Backward Compatible	
		(略)	
	fortion on all one	LFE Low Frequency Enhancement Effects	/la ∧ →/ →
111	第2部	第2章 音声入力信号	省令改正
	第2章	(略) (4) 最大入力音声チャンネル数は、5 チャンネル及び低域を強調する 1 チャ	
		ンネルとする。ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル	
		放送における最大入力音声チャンネル数は、22 チャンネル及び低域を強調	
		する2チャンネルとする。	

頁	番号	改定内容	改定理由
113	第2部	3.1 MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式	エディトリア
	第3章	<del>音声信号の符号化は、</del> 時間周波数変換符号化方式 <del>(入</del>	
	3.1	<del>コサイン変換によって周波数成分に変換し、各周波数成</del>	
		<del>差の減少を利用して情報量の削減を行う方式)</del> 及び聴覚	
		ト割当方式 <del>(人間に知覚されやすい帯域の信号劣化が</del> 最	
		<del>割当ての重み付けを行う方式。以下同じ。)</del> を組み合わせ	たものとし、音声
		の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告	示するところ( <del>第</del>
		<u>44.1</u> 章参照)によるものとする。	
113	第2部	3.2 MPEG-2 BC 規格に準拠する方式	狭帯域 CS デ
	第3章	(全文追加)	ジタル放送追
	3.2		加に伴う追加
115	第2部	4.1 MPEG-2 AAC 規格に準拠する方式	省令改正
	第 4 章	音声の圧縮手順及び送出手順については、別表第 <del>3</del> 匹	号に示すとおりと
	4.1	する。	
		別表第 <u>3 四</u> 号 音声の圧縮手順及び送出手順	
		(略)	1.74
		4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最	
		ネル及び低域を強調する1チャンネルとする。 <u>ただし</u>	
		ル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送にあっては、	
		<u>チャンネル及び低域を強調する2チャンネルとする。</u> (略)	-
116	第2部	(MG) 4.2 MPEG-2 BC 規格に準拠する方式	
110	第4章	(全文追加) (全文追加) (全文追加) (本文追加) (本文记) (本之记) (本之记) (本之记) (本文记) (本文记) (本文记) (本文记) (本文记) (本之记) (本之记) (本文记) (本之记) (本之	ジタル放送追
	4.2	(主人追加)	加に伴う追加
119	第2部	第5章 音声符号化パラメータの制約条件	適用範囲の明
	第5章	本章では、第2章~第4章に記載した省令・告示の規定は	
		AAC方式に準拠するデジタル放送の音声符号化方式に関	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		<del></del>	2章~第4章に記
		載した省令・告示の通りであり、本章で規定する運用上の	)制約条件はない。
119	第2部	5.1 MPEG-2 AAC 方式に準拠する入力音声フォーマッ	ト 音声モード表
	第5章	デジタル放送における入力音声フォーマットの制約条件	は、以下に示すと 記法統一、省
	5.1	おりとする。	令·告示改正に
		項目制約条件	伴う規定追加
		モノラル、ステレオ、マルチ	チャンネルステレ
		才 (3/0、2/1、3/1、2/2、3/2、	
		音声モード 可能な音声モード (注土)、2 音声 (デュアルモ	
		声(3音声以上)および上記	モードの組み合わ
		世	
		モノラル、ステレオ、マルチ	チャンネルステレ
		推奨音声モード オ (3/1、3/2、3/2+LFE (3	<del>(/2.1)) (注 2<sup>)</sup> (注)</del> 、2
		音声(デュアルモノラル)	
		エンファシス なし	
		(注 1) 前方/後方スピーカへのチャンネル数 例:3/1=3 前方+	
		3/2=3 前方+5 -(注 2) LFE=低域論調チャンネル	<del>! 後方</del>
		(the west) Extra Property of the Property of t	

頁	番号	改定内容	改定理由
119	第 2 部 第 5 章 5.1	ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送における音声モードは、以下に示すとおりとする。 (表の追加)	
120		(注) マルチチャンネルステレオの音声モード表記法:  チャンネル数を「上層(前方/側方/後方)・中層(前方/側方/後方)・下層(前方/側方/後方)・上下層(前方/側方/後方)・上下層(前方/側方/後方)・上下層(前方/側方/後方)・上下層(前方/側方/後方)・上下層のみによる音声モードの場合を「中層(前方/側方/後方)・上下層のみによる音声モードで側方のチャンネルがない場合を「中層(前方/後方)・上下層に簡略化して表記する。  LFE (低域効果チャンネル) への割り当てチャンネルが 1 の場合、"+LFE"と表記する場合がある。 音声モード表記法については、解説 2 に関連記載がある。	
120	第 2 部 第 5 章 5.2	5.2MPEG-2 AAC 方式に準拠する音声符号化方式 デジタル放送の音声符号化方式として MPEG-2 AAC 方式が省令に規定されている (第-3.1 章参照) が、・・・ さらなる運用上の制約条件を規定する。	エディトリアル
120	第 2 部 第 5 章 5.2.1	<ul> <li>5.2.1 主要パラメータ         <ul> <li>(略)</li> <li>(注) 5 チャンネル+LFE チャンネル。ただし、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については最大 22.2 チャンネル (22 チャンネル+2LFE チャンネル)。</li> </ul> </li> </ul>	省令・告示改正 に伴う規定追 加
121	第2部第5章5.2.2	5.2.2 MPEG-2 AAC ADTS 符号化パラメータの制約条件 (略) (3) Raw Data Stream  項目 制約条件 ・・・ Program Configuration Element (PCE) の扱い  Data Stream Element (DSE) の扱い ・・・ ・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	省令・告示改正に伴う規定追加
121	第 2 部 第 5 章 5.2.3	5.2.3 音声ストリームの構成・多重方法に関する詳細規定         (1) 入力音声モードと ADTS 構成・多重方法に関する規定         入力音声モード       ADTS の構成、多重方法         ・・・       ・・・         マルチチャンネルステレオ(3/0、2/1、3/1、2/2、3/2、3/2+LFE(3/2.1))(注1)       1ADTS として構成         2音声(デュアルモノ)(注2)       1ADTS として構成         ・・・       ・・・	省令・告示改正 に伴う規定追 加、音声モード 表記法統一
122		(注 1) 高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については最大 22.2 チャンネル (注 2) デュアルモノとは「1ADTS で実現できる同時再生可能な 2 つのモノ (モノラル音声)」と定義する。	

頁	番号		改定理由				
122	第2部		ードと ADTS 構成(伝送川		省令·告示改正		
	第5章	AAC 規格にデフォル	レトで規定されている符号化	<b>ビモード</b>	に伴う規定追		
	5.2.3	符号化モ ・・・			加、音声モード表記法統一		
					2X BL1Z/IVL		
		3/2+LFE 6					
		(3/2.1)	, ) - III- (-)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
			<u>レトで規定されている符号(</u> ECS デジタル放送向け)	ピ <del>モード(</del> 局度 BS アンタ			
		(表の追加)	(OB / V / / / / / / / / / / / / / / / / /				
		*************************************	リカの炊りルナード				
		AAC デフォルト規定」   channel_o					
		符号化モ <u>uration</u>	SE 構成 (伝送順序) <sup>(注</sup>	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$			
		K (adts fixe	$\underline{\mathbf{d}}$	speaker mapping (注 2)			
		header)	<cpe1></cpe1>	< CPE1 = L and R,			
		2/1 0	SCE1> <term></term>	SCE1=MS			
123		AACデフェルト申	・・・ 定以外の符号化モード(高原	F RC デジタルお洋及び草			
		度広帯域 CS デジタル		Z DB / ファル以及及U向			
		(表の追加)					
		(注 1) (略)					
124		(注 2) スピーカ配置の表記	l:				
		-	ker / R: Right front speaker / C:	Center front speaker / LFE: Low			
			<u>æпесts</u> ind speaker / RS: Right surroun	l speaker / MS: MonouralMono			
		surround speaker (注 3)スピーカ配置の表記	!:				
		FC: Front center	/ FLc: Front left center / FRc,: Fr				
			SiL: Side left / SiR: Side right / TpFC: Top front center / TpFL:				
			right / TpSiL: Top side left / TpSiR: Top side right / TpC: Top center / TpBL: Top back left / TpBR: Top back right / TpBC: Top back center /,BtFC: Bottom front				
		center / BtFL: Bo					
		図 5-1 に 3/3/3-5/2 (図 5-1 の追加					
		(略)	,				
124	第2部		nfiguration Element)の送出	に関する詳細規定	省令·告示改正		
	第5章	(a) • • •	に伴う規定追				
	5.2.3		guration=5 または 6 の音〕 出する場合、・・・ 550m	·	加		
			configuration=5 または 6 ペ				
			・ 常時 PCE を送出するこ				
125			レステレオ (3/2+LFE) を				
			nel_configuration=0 かつ_ Eしない音声モード(3/3.1、				
			<u>Eしない自用モート(5/5.1、</u> DTS フレームにて必須で送				
		$(\underline{ed}) \cdots$		<u>H / U                                   </u>			
			, トについて、以下の運用規	記定を設ける。 ・・・。			
		(略) N:-la -al-a	-1 -1				
			rel_elements=0 とする。 「記の2〜のフラグは存在し	721.1			
		side_element_	HE . =	······································			
		<del>cide_clement_</del>	tag_select				
			_elements については特に				
		<del>ÆÆ⊌、≺DSE</del> −Num valid cc el	<mark>&gt;関しては放送としてはオラ</mark> ements=0 とする	<del>***                                  </del>			
		(略)	.cmcmo=0 ⊂ y 'do				
					i		

頁	番号	改定内容	改定理由
126	第2部	(5) DSE(Data Stream Element)の送出に関する詳細規定	省令·告示改正
	5.2.3	(全文追加)	に伴う規定追 加
128	第 2 部 5.2.4	5.2.4 マルチチャンネルステレオサービス実施時における <del>2 チャンネルス</del> テレオとの互換性 ダウンミックスに関する運用規定	畑 省令・告示改正 に伴う規定追
	0.2.2	(a) 5.1 チャンネルステレオ以下のマルチチャンネルステレオサービスの場合	加加
		ここでは、5.1 チャンネルステレオ以下のマルチチャンネルステレオサービス実施時における 2 チャンネルステレオ対応受信機との互換性に関する考え方および運用条件を規定する。	
		(1) <u>5.1 チャンネルステレオ (3/2+LFE (3/2.1)) 以下の</u> マルチチャンネルステレオサービス実施時における 2 チャンネルステレオのサイマルキャストは義務付けない。・・・。	
		(2) $5$ チャンネルステレオ(3/2)および $5.1$ チャンネルステレオ(3/2+LFE $(3/2.1)$ ) サービス実施時は、AAC 規格に従い、PCE を用いてダウンミックス係数を送出することを可能とする。・・・。	
		(略) (b) 5.1 チャンネルステレオを超えるマルチチャンネルステレオサービスの	
		場合 (高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送向け) (全文追加)	
131	第 2 部 付録 A	付録 A デジタル放送に適用される技術方式 (全文と表 A-1 の追加)	明確化
133	第 2 部 付属	付属 MPEG-2 AAC 規格の 運用ガイドライン	適用範囲明確 化に伴うタイ トル変更
133	第2部 付属 第1章	1.1 目的 本運用ガイドラインは、デジタル放送地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送。毎月デジタル音声放送、PS デジタル放送及び広告	適用範囲明確 化
	1.1	安ルテレビンョン放送、構工デンタル音声放送、48・デンタル放送及び広希域 CS デジタル放送における音声信号と音声符号化方式に関し、MPEG-2 AAC 規格の実運用において推奨される技術的条件を示すことを目的とする。	
133	第2部 付属 第1章	1.2 適用範囲 本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送	適用範囲明確 化
	1.2	に関する送信の標準方式」(省令)に準拠する <u>デジタル放送のうち、MPEG-2 AAC 規格に準拠する<del>音声信号のうち PES パケットによる</del>ものに</u>	
		ついて適用する。 <del>また、本運用ガイドラインは、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送</del> 及び広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。ただし、特に断	
		りが記されている場合はこの限りではない。	
133	第2部 付属 第1章	1.3 引用文書 1.3.1 準拠文書	MPEG-2 AAC 規格の版更新
	1.3	(1) ISO/IEC 13818-7: <del>2003</del> 2006 Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding (AAC)	
		(2) ISO/IEC 13818-7:2003/AMD 1:2004 Information technology Ceneric coding of moving pictures and associated audio information:	
		Advanced Audio Coding AMENDMENT 1: Embedding of bandwidth extension ISO/IEC 13818-7:2006/Cor.1:2009 Information	
		technology ·· Generic coding of moving pictures and associated audio information – Part 7: Advanced Audio Coding (AAC), TECHNICAL CORRIGENDUM 1 ((1),(2)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」	
		という。)	

頁	番号	改定内容	改定理由
133	第2部	1.4 用語	エディトリア
	付属 第1章	1.4.1 略語	ル
	1.4	(略)	
		LFE Low Frequency <del>Element</del> <u>Effects</u> (略)	
141	第2部	解説 <u>1</u> MPEG-2 AAC 規格の運用条件策定の考え方	適用範囲明確
	解説 1	以下にMPEG-2 AAC 規格に準拠する音声符号化の制約条件を定めるに	化、省令・告示
		際して考慮した事項を解説する。	改正に伴う解
143		(略) (5) マルチチャンネル/2 チャンネルの互換性	説の改定
		地上デジタルテレビジョン放送 <del>および</del> 、BS/広帯域 CS デジタル放送お	
		よび高度 BS/広帯域 CS デジタル放送用受信機としては、・・・。	
		(略)	
		マルチチャンネル/2 チャンネル互換性確保のために、・・・の 2 つが考えられる。従来の 5.1 チャンネルまでのデジタル放送サービスでは、・・・	
		たられる。 <u>に未の 5.1 テヤンイルまとの</u> テンタル放送サービスとは、・・・    を原則として採ることとした。ただし、制作者側の意図によりサイマルキャ	
		スト実施の要望がある場合は、その手法も採用できることとした。なお、高	
		度 BS/広帯域 CS デジタル放送では、音声モードが最大 24 チャンネル	
		(3/3/3-5/2/3-3/0/0.2)となり、受信機 (デコーダ) の負担が相対的に高くなる	
		<u>ことが想定される。そのため、2 チャンネルサイマルキャストの運用につい</u> ては、サービス開始時の技術動向を配慮して別途運用検討が望まれる。	
		AAC 規定では、5 チャンネル (3/2) のときのみ、・・・その手法をその	
		まま採用することとした。 <del>なお、特に 5 チャンネル以外でのダウンミック</del>	
		ス係数の送出の要求が強くないため、現時点ではダウンミックスのための新	
		<del>たな規定は設けていない。</del> 一方、高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送については、5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネル音声の	
		ダウンミックスを考慮する必要があり、検討の結果、3次元マルチチャンネ	
		ル音声(5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネル音声のうち、上層および	
		下層に割り当てチャンネルが存在する音声モード)について、DSE を用い	
		<u>たダウンミックス係数の送出手法を規定した。</u> 5.1 チャンネルを超えるマルチチャンネルから 2 チャンネルへダウンミッ	
		クスする場合、5.1 チャンネルヘダウンミックスした後に、2 チャンネルス	
		テレオにダウンミックスするような処理では、前方の定位が変わる場合があ	
	holes on darr	り避けるべきである。	HE selv II
145	第 2 部 解説 2	<u>解説 2 音声モードの表記法について</u> (全文追加)	明確化
146	第2部	解説3 3次元配置の音声モードのダウンミックス係数について	明確化
	解説 3	(全文追加)	
155	第3部	1.1 目的	狭帯域 CS デジ
100	第1章	本標準規格は、デジタル放送 <del>「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放</del>	タル放送、高度
	1.1	送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号) に準拠する、放	広帯域衛星デ
		送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。)のうちデジタル放送(以下 「地上デジタル音声放送」という。)、放送局の行う標準テレビジョン放送の	ジタル放送含 めたメディア
		- 地土デンタル音声放送」という。六、放送局の日う保护プレモンヨン放送の うちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレ	めたメディア   横断的規格と
		<u>ビジョン放送」という。)、2,630MHz を超え 2,655MHz 以下の周波数の電</u>	する
		波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放送(以下「衛星デジタル	
		音声放送」という。)、11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用 する放送衛星局の行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、	
		する放送衛星局の行う標準テレビション放送、高精神度テレビション放送、 超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送(以下「BS デジタル放送)	
		という。) 並びに 12.20Hz を超え 12.75CHz 以下の周波数の電波を使用す	
		る放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度	
		テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送(以下「広帯域 CS デジタル な送しないる。) におけるに送信号の名乗ルセゴも担守することも日的なす	
		<del>放送」という。)</del> における伝送信号の多重化方式を規定することを目的とする。	
	<u> </u>	<b>₩</b> 0	

頁	番号	改定内容	改定理由
155	第 3 部 第 1 章 1.2	1.2 適用範囲 本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠するデジタル放送に地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。 ただし、特に断りが記されている場合はこの限りではない。	狭帯域CSデ高 タル放域デジ度 広帯が送をする ルカメディ格と 大が規格とする
155	第 3 部 第 1 章 1.3	1.3 引用文書 1.3.1 準拠文書 (2) 平成 2145年総務省告示第 8837号「関連情報の構成及び送出手順、PES パケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件」(以下「告示」という。) (3) ITU-T Rec. H. 222.0   ISO/IEC 13818-1:20069   ITU-T Rec. H. 222: Information technology - Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 システム規格」という。) (4) IETF RFC 768: User Datagram Protocol, Aug. 1980 (5) IETF RFC 791: Internet Protocol, Sep. 1981 (6) IETF RFC 2460: Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification, Dec. 1998	省令お正、準拠 規の改正、準拠 規の改正、エディトリアル
156	第 3 部 第 1 章 1.4	1.4 用語 1.4.1 定義 (1)地上デジタル音声放送:	明確化

頁	番号	改定内容	改定理由
156	第 3 部 第 1 章 1.4	(8) 高度狭帯域 CS デジタル放送: 省令第6章第4節で規定されまる12.2GHz を超え12.75GHz 以下 の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度狭帯域伝送方式 による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波 放送及びデータ放送 (9) 高度広帯域 CS デジタル放送: 省令第6章第5節で規定される12.2GHz を超え12.75GHz 以下の 周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式に よる標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放 送及びデータ放送	
156	第3部 第1章 1.4	1.4.2 略語 ACI: Account Control Information AMT: Address Map Table (略)	明確化
157		IEC: International Electrotechnical Commission IETF: Internet Engineering Task Force ISO: International Organization for Standardization ITU-T: International Telecommunication Union, Telecommunication Standardization Sector IP: Internet Protocol IPMP: Intellectual Property Management and Protection (略) RFC: Request For Comment (IETF standard) SL: Sync Layer TLV: Type Length Value (略) UDP: User Datagram Protocol	
159	第3部 第2章	2.1 TS パケットによる伝送         2.1.1 符号化信号	省令改正
160	2.1	<ul> <li>(略)</li> <li>2. 1.2 伝送制御信号</li> <li>(1) 伝送制御信号の構成</li> <li>各符号化信号のうち TS パケットにより伝送するものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>	
161		2. <u>1.</u> 3 緊急警報信号 (略)	
161 163	第 3 部 第 2 章 2.2	2.2 TLV パケットによる伝送         2.2.1 符号化信号         (全文追加)         2.2.2 伝送制御信号         (1)伝送制御信号の構成         (全文追加)         (2)伝送制御信号の伝送         (全文追加)	省令改正
168	第 3 部 第 3 章 3.4	3.4 IP パケット (全文追加)	告示改正
171	第 3 部 第 3 章 3.5	3.5 TLV パケット (全文追加)	告示改正

頁	番号	改定内容				改定理由
171	第3部	3. <u>6</u> 4 伝送制御信号の構成				告示改正
	第3章	(略)				L/1/4XIII
	3.6	(4)NITの構成				
		(略)				
		注				
174		(略)				
		6 トランスポートストリー			•	
		で、残りの 10 ビットをこ		ク 旦 削 ま ぐ	<u> </u>	
		イト数を書き込む領域と (略)	9 0.			
175		(5)TLV-NIT の構成				
		(全文追加)				
176		(6) AMT の構成				
		(全文追加)				
177	第3部	3. <u>7</u> 5 記述子の構成				告示改正、明確
	第3章	記述子	構成	伝送:	方式*	化
	3.7	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	1冉八人	<u>TS</u>	TLV	10
		限定受信方式記述子	別記第1のとおり	<u>O</u>		
		限定再生方式記述子	別記第2のとおり	0		
		部分受信記述子	別記第3のとおり	<u>O</u>		
		地上分配システム記述子	別記第4のとおり	<u>O</u>		
		衛星分配システム記述子	別記第5のとおり	<u>O</u>	<u>O</u>	
		サービスリスト記述子	別記第6のとおり	<u>O</u>	<u>O</u>	
		システム管理記述子	別記第7のとおり	<u>O</u>	<u>O</u>	
		データ符号化方式記述子	別記第8のとおり	<u>O</u>		
		カルーセル互換複合記述子	別記第9のとおり	<u>O</u>		
		著作権記述子	別記第 10 のとおり	<u>O</u>		
		緊急情報記述子	別記第 11 のとおり	<u>O</u>		
		* 第2章参照。各記述子を使用	月 明 能 な 伝 达 力 式 を 〇 で	'不写。		
		(略)				
		別記第5 衛星分配システム記	!述子の構成			告示改正、目的
		(略)				および適用範
		注 1 · · ·				囲の変更
		(略)				
179		7 変調は変調方式の種				
		(00001) は4相位相変詞				
		変調方式、'01000'はB				
		の変調方式、'01010' に				
		<u>'01011'は高度 BS デジ</u> 変調方式を示すこととす		<u> </u>	ダル放送の	
		<u> </u>	<u>യ</u> ം			
		9 FEC は内符号の符号		に使用す	ろ領域で	
		(0001) は符号化率 1/2				
		率 3/4、'0100' は符号化				
		衛星デジタル音声放送の	場合、'1000' は BS き	デジタル放	送及び広帯	
		域 CS デジタル放送の場				
		場合、 <u>'1011' は高度 BS</u>			<u>デジタル放</u>	
180		送の場合、'1111'は内容				
100		10 本記述子は、衛星デジ				
		BSデジタル放送、狭帯域			_	
		高度狭帯域 CS デジタル 場合のみ使用するものと				
		場合のみ使用するものと 域で伝送するものとする		<u>-1N11 </u> 0ノ音じょ	业士 Z の関	
		ペーログリのもいとりの	0			

頁	番号	改定内容	改定理由
180	第3部	別記第6 サービスリスト記述子の構成	告示改正、エデ
	第3章	(略)	イトリアル
	3.7	注1 · · ·	1 1 2 7 7
		(略)	
		4 サービス形式識別子は、放送の種別を識別するのに使用する領域	なと
		し、次表に示すものとする。	
		値割当て	
		0x00 未定義	
		0x01 <u>デジタル</u> テレビジョン <u>放送</u> サ <del>ービス</del>	
		0x02 超短波放送	
		0x03-0x7F 未定義	
		0xC0 データ <u>放送</u> <del>サービス</del>	
		<u>0xC1</u> <u>TLV を用いた蓄積放送</u>	
		0xC <u>2</u> 4·0xFF 未定義	
		5 本記述子は、NIT <u>あるいは TLV-NIT</u> の記述子 2 領域で伝送され	いる
		ものとする。	
		別記第7 システム管理記述子の構成	告示改正、目的
		(略)	および適用範
		注1 •••	囲の変更
181		(略) 放送の標準方式の種別	
101		放送の標準方式の種別 値割当て	
		(略)	
		(略) <u>'001000'</u> 高度 BS デジタル放送	
		<u> </u>	
		<u>001001</u> <u>同及公布域 CS / フラル放と</u> '00101 <del>0</del> 0'-'111111' 未定義	
		(略)	
		5 地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星テ	= < y
		タル音声放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送並びに	
		度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送のうち TS バ	
		ットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は、PI	
		の記述子 1 の領域または NIT の記述子 1 もしくは NIT の記述子 2	
		領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性は、PMT の	)記
		述子 $1$ 、NIT の記述子 $2$ 、NIT の記述子 $1$ の順とする。	
		6 狭帯域 CS デジタル放送において本記述子を伝送する場合は、PI	MT
		の記述子1の領域で伝送されるものとする。	
		7 高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送のうち T	
		パケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合は	
		TLV-NITの記述子1又は記述子2の領域で伝送するものとし、複数	
		領域で伝送されている場合の有効性は、記述子 2、記述子 1 の順と	<u>-                                    </u>
		<u>5.</u>	
		(略)	
		N記第 11   緊急情報記述子の構成	告示改正
		(略)	
		注1 •••	
101		(略)	
184		8 本記述子は、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン	/放
		送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタ	<i>t</i> ル
		放送 <u>並びに高度 BS デジタル放送及び高度広帯域 CS</u> デジタル放送	
		うち TS パケットにより伝送されるものを行う場合にのみ使用する	
		のとし、PMT の記述子 1 の領域または NIT の記述子 1 の領域もし	/ <
		は NIT の記述子 2 の領域で伝送されるものとする。	

#### ARIB STD-B32

頁	番号	改定内容	改定理由
184	第 3 部 第 3 章	3. <u>8</u> 識別子の構成 識別子 構成	エディトリア
	3.8	テーブル識別子 3. <u>64</u> 章並びに 3. <u>97</u> 章に示すとおり。	ル
		記述子タグ	
		ストリーム形式識別子 3. <u>64</u> 章に示すとおり。	
		サービス形式識別子 3.7 <del>5</del> 章に示すとおり。	
		放送番組番号識別子 3.64章に示すとおり。	
		サービス識別子 3. <u>75</u> 章に示すとおり。	
		ネットワーク識別子 3. <u>6</u> 4章に示すとおり。	
		トランスポートストリ 3. <u>6</u> 4章に示すとおり。	
		ーム識別子	
		限定受信方式識別子 3.75章に示すとおり。	
		システム管理識別子 3. <u>7<del>5</del></u> 章に示すとおり。	
185	第3部	3.94 関連情報の構成及び送出手順	告示改正
	第3章	(略)	17719XIII
	3.9	別表第2号 EMM の構成及び送出手順	
		(略)	
		注 1 · · ·	
186		(略) 3 地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デ	
		<ul><li>3 地上アジタル音声放送、地上アジタルアレビジョン放送、衛星アジタル音声放送、BS デジタル放送、高度 BS デジタル放送、</li></ul>	
		帯域 CS デジタル放送及び高度広帯域 CS デジタル放送において、	
		受信機へメッセージ情報を伝送するための情報(「EMM メッセー	
		ジ」という。) が EMM に含まれる場合は、ヘッダ部内の「テーブル	
		識別子」の値は、0x85 とし、「テーブル識別子拡張」は注2にかか	
		わらず、EMM メッセージが個別の受信機向けの場合には 0x0000、	
		全受信機向けの場合には 0x0001~0xFFFF とする。	
188	第3部	付録 A デジタル放送に適用される技術方式	目的および適
	付録 A	(全文と表 A-1 の追加)	用範囲の変更
			ならびに省令
			改正に伴う明
			確化

# 2.1版改定履歷表

頁	番号	改定内容	改定理由
65	第 2 部 解説	解説 運用条件策定の考え方 (略) (1) 入力音声フォーマット 音声モードについては、 <u>狭帯域</u> CS デジタル放送 (注) に関する・・・ 規 定されていない。 (略) しかしながら、 <u>狭帯域</u> CS デジタル放送に関す る規定との連続性を考慮し、・・・ 規定に従うものとする。	明確化
78	第 3 部 第 1 章 1.4 1.4.1	1.4 用語 1.4.1 定義 <u>狭帯域</u> CS デジタル放送: (略) <u>高度狭帯域 CS デジタル放送:</u> 省令第 6 章第 4 節で規定する 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周 波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度狭帯域伝送方式による標 準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデー タ放送	明確化 省令改正
91	第 3 部 第 3 章 3.5	第3章多重信号形式 3.5 記述子の構成 別記第5 衛星分配システム記述子の構成 (略) 注(略) 7 変調は変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、 '00001' は 4 相位相変調方式、'01001' は衛星デジタル音声放送の変調方式、'01000' は BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の変調方式、'01010' は高度狭帯域 CS デジタル放送の変調方式を示す。 (略) 9 FEC は内符号の符号化率を識別するために使用する領域で、 '0001' は符号化率 1/2、'0010' は符号化率 2/3、'0011' は符号化率 3/4、'0100' は符号化率 5/6、'0101' は符号化率 7/8、'1001' は衛星デジタル音声放送の場合、'1000' は BS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送の場合、 '1010' は高度狭帯域 CS デジタル放送の場合、 '1010' は高度狭帯域 CS デジタル放送の場合、'1111' は 内符号なしを示す。	告示改正

注1) 改版後のページ及び項目等を示す。

<sup>2) &</sup>quot;——" の部分は削除した部分を示す。

<sup>3)</sup> アンダーラインの個所は追加した部分を示す。

<sup>4)</sup> 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

頁	番号	改定内容	改定理由
93	第 3 部 第 3 章 3.5	別記第7 システム管理記述子の構成 (略) 注1 (略) (略)	告示改正
90		放送の標準方式の種別         値       割当て         '000000'       未定義         '000001' <u>狭帯域</u> CS デジタル放送         '000010'       地上デジタルテレビジョン放送         '000100'       広帯域 CS デジタル放送         '000101'       地上デジタル音声放送         '000110'       衛星デジタル音声放送         '001000 <del>0111'</del> -'111111'       未定義         (略)       5         地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、・・・NIT の記述子 1 の順とする。       6         CS デジタル放送において本記述子を伝送する場合は、PMT の記述子 1 の領域で伝送されるものとする。	適用範囲外
97	第 3 部 第 3 章 3.7	3.7 関連情報の構成及び送出手順 (略)     6 EMC は、次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。     ただし、CS デジタル放送の場合は、事業体識別を含まないことができる。 とができる。 なお、プロトコル番号、事業体識別及び暗号鍵識別以外の情報は、暗号鍵識別により識別される暗号鍵を用いて暗号化することができる。	適用範囲外

## 2.0 版 改 定 履 歷 表

頁	番号	改定内容	改定理由
	まえがき 別表	下線部分を追加	1.5 版について の必須の工業所 有権に係わる確
		日本電気(株) 適応変換符号化の方法及び装置 特許 2890523	認書が提出された。
		日本電気(株)& 松下電器産業 (株) (共同出願) *1  日本電気(株)& およびプログラム  「特許 3579047  日本、米国、(キ*リス、 ト*イツ、フランス、オランタ*、 グリア、スウェーデン、フ4ンラ ント*、かかが、韓国、台 湾、中国、ブラジル、香 港、イント*、ハンカ*リー、チ エコ、スペ・イン	
		オーディオ復号化装置およびオーディオ復号化方法     特許 3646938       上ボイツ、フランス、オラング、イクリア、スウェーデン、フィンラント、かか、韓国、台湾、中国、ブラジル、香港、イント、ハンカ・リー、チェコ、スペークン	
		オーディオ復号装置およびオーディオ復号方法     特許 3646939     日本、米国、(ギリス、ト゚イツ、フランス、オランク・、イクリア、スウェーデン、フィンラント、対す、韓国、台湾、中国、ブラジル、香港、イント、ハンカ・リー、チェコ、スペーク	
		※1: ARIB STD-B32 1.5 版の改定部分について有効	

- 注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。 2) "——"の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

## 1.9版改定履歷表

頁	番号		改定内容				改定理由
	まえがき	下線部分を追加					必須の工業所有
	別表		改良 DCT の順変換計算装置 および逆変換計算装置 <sup>***</sup>	特許 3185214	日本、アメリカ、イキンス、オランタ゛、カナタ	** "Jス、ト* イツ、 フラ *	権に係わる確認書及び 1.9 版改
		日本電気 (株)	適応変換符号化方式および 適応変換復号方式***	特許 3255022	日本、アメリカ、イキ ンス、オランタ°、イタリ ナタ°、オーストラリア、	ア、スウェーテ゜ン、カ	定部分についての包括確認書が
			変換符号化方法及び装置***	特許 3444261	日本		提出された。
			適応変換符号化の方法及び <u>装置</u>	<u>特許</u> 2890522			
			適応変換符号化の方法及び 装置	<u>特許</u> 2890523			
		三菱電機 (株)	ARIB STD-B32 1.9 版につい	て包括確認書	を提出**5		
		注1:ARIB STD-B32 1	.0版について有効 (1.5版改定の	際受付分)			
		<u> </u>	9版の改定部分について有効				
73	参考資料 4	"参考資料 4"を	新しく設けて、MPEG-	2 AAC 方	式の実装	に係わる	AAC方式の実装
13		留意点を記載した		/ •	. , , , , ,		について注意喚
		田心から町駅した	-0				起することが適
							当である、との
							判断に伴う措置

- 注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。 2) "——"の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

## 1.8版改定履歷表

頁	番号	改定内容	改定理由
	まえがき 別表	ARIB STD-B32 1.5 版について包括確認書を提出**1	1.8 版改定部分について包括確認書が提出された。
54	第2部 第5章 5.2 5.2.3	<ul> <li>二重取り消し線部分を削除</li> <li>(4) Fill Element (FIL) の構成に関する詳細規定</li> <li>(注) BS/広帯域 CS デジタル放送においては、sampling_frequency_index 0x6 ~ 0x8 は使用しないため、EXT_SBR_DATA ('1101') や EXT_SBR_DATA_CRC ('1110') は付随されない。衛星デジタル音声放送においては EXT_SBR_DATA ('1101') と EXT_SBR_DATA_CRC ('1110') が付随される場合がある。</li> </ul>	SBRのTR追加 に伴う修正

- 注1) 改版後のページ及び項目等を示す。
  - 2) "——" の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

## 1.7版改定履歷表

頁	番号		改定内容	改定理由
	まえがき	下線部分を追加		1.7 版改定部分
	別表			について包括
	77132	モトローラ (株)	ARIB STD-B32 1.7 版について包括確認書を提出**3	確認書が提出
		日本フィリップス(株)		された。
			<u> </u>	
			L.6版の改定部分について有効 L.7版の改定部分について有効	
80	第3部	別記 ストリー	ム識別子	
81	3.1	値	割当て	
	3.1		• • • 略 • •	
		'1110xxxx'	ITU-T 勧告 H.262、ISO/IEC 11172-2 <del>又は</del> 、	
			ISO/IEC 14496-2 <u>又は ITU-T 勧告 H.264</u> の映像	<b>生二ルエ</b> ル
			ストリーム番号'xxxx'	告示改正に
		0xFC <del>-0xFE</del>	・・・略・・・ <del>素定義</del> メタデータストリーム	伴う修正
		0xFC OxFD	拡張ストリーム ID	
		0xFE	未定義	
		0xFF	プログラムストリームディレクトリ	
85	3.4(2)	別記 ストリー	ム形式識別子	
		値	割当て	
		0x00	未定義	
		0x01	ISO/IEC 11172 <u>-2</u> 映像	
		0x02	ITU-T 勧告 H.262 映像又は ISO/IEC 11172-2 制約	
			パラメータ映像ストリーム	
		0x03	ISO/IEC 11172 <u>-3</u> 音声	
		0x04	ISO/IEC 13818-3 音声	
		0x05	<u>ITU-T</u> 勧告 H.222.0 プライベートセクション	
		0x06	プライベートデータを収容した ITU-T 勧告	
			<u>H.222.0</u> PES パケット	
		0.15	・・・略・・・ PES パケットで伝送されるメタデータ	告示改正に
		$\frac{0x15}{0x16}$		伴う修正
		$\frac{0x16}{0x17}$	<u>メタデータセクションで伝送されるメタデータ</u> ISO/IEC 13818-6 データカルーセルで伝送される	11 2 12 —
		<u>0X17</u>	メタデータ	
		<u>0x18</u>	ISO/IEC 13818-6 オブジェクトカルーセルで伝送	
			されるメタデータ	
		<u>0x19</u>	ISO/IEC 13818-6 同期ダウンロードプロトコルで	
			<u>伝送されるメタデータ</u>	
		<u>0x1A</u>	ISO/IEC 13818-11 で規定される IPMP ストリーム	
		<u>0x1B</u>	ITU-T 勧告 H.264 で規定される AVC 映像 ストリーム	
		0x15-0x7F	未定義	
		0x1C-0x7E	小儿找	
		$\frac{0x7F}{}$	<u>IPMP ストリーム</u>	

注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。 2) "——"の部分は削除した部分を示す。

<sup>3)</sup> アンダーラインの個所は追加した部分を示す。

<sup>4)</sup> 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

## 1.6版改定履歷表

頁	番号	改定内容	改定理由
	まえがき	下線部分を追加	1.6 版改定部分
	別表		について包括
		モトローラ (株)       ARIB STD-B32 1.6 版について包括確認書を提出**2	確認書が提出
		<u>日本フィリップス (株)</u> ARIB STD-B32 1.6 版について包括確認書を提出** <sup>2</sup> 注1:ARIB STD-B32 1.0 版について有効 (1.5 版改定の際受付分)	された。
		21: ARIB STD-B32 1.0 版について有効(1.3 版以及の原文刊分) ※1: ARIB STD-B32 1.5 版の改定部分について有効	
		<u>※2:ARIB STD-B32 1.6 版の改定部分について有効</u>	
43	第2部	下線部分を追加	誤記訂正
	目次	<u>1.3 引用文書······57</u>	
45	第2部	下線部分を追加	新版を示す
	第1章	(a)IGO/IEG 19910 F:9909 I C	":2003"及び
	1.3	(3)ISO/IEC 13818-7:2003 Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio	":2004"を追加
	1.3.1	Coding	2001 2 22,74
		(4)ISO/IEC 13818-7:2003/AMD 1:2004 Information technology Generic	
		coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding AMENDMENT 1: Embedding of bandwidth extension	
		((3),(4)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」という。)	
51	第2部	下線部分を追加	参考資料3を追
	第5章	b b AFDEG CAAG THE CAMPING A TWO COMPLETED WAS A	加したことを
	5.2	なお、MPEG-2 AAC 方式の参照にあたっては、参考資料 3 に関連記載がある。	本文中に記載
57	第2部 付属	下線部分を追加	新版を示す
51	第1章		":2003"及び
	1.3	(1)ISO/IEC 13818-7: <u>2003</u> Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding	":2004"を追加
	1.3.1	(2)ISO/IEC 13818-7:2003/AMD 1:2004 Information technology Generic	・2004 と 近加
		coding of moving pictures and associated audio information: Advanced	
		Audio Coding AMENDMENT 1: Embedding of bandwidth extension ((1),(2)を合わせて、以下「MPEG-2 AAC 規格」という。)	
	参考資料 2	"AMD-6" (p71 の 1,5,7,8,9,24 行目) を "AMD 6" に訂正した。	
71	罗内贝们 4	типо о (ртт ∨ 1,0,1,0,0,2±11 µ) г. липо о (Св1 ш. С/С₀	略語表現の統
	43 + 1/2 / m 1	(分寸//// o) 上 fr ) / = 1	一 海州立書 ICO/IEC
72	参考資料3	"参考資料 3"を新しく設けて、ISO/IEC13818-7:2003 への改定	準拠文書 ISO/IEC 13818-7 の新版と
		に伴う注意事項を記載した。	15616 <b>7</b> の初版と 旧 版 で は
			adts_buffer_fullne
			ss 及び Minimum
			Decoder Input Buffer の解釈に相
			違があったことに
			対する対応

注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。 2) "——"の部分は削除した部分を示す。

<sup>3)</sup> アンダーラインの個所は追加した部分を示す。

<sup>4)</sup> 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

# 1.5版改定履歷表

頁	番号					改定理由
	まえがき	下線部分を追加				1.0 版ついての必
	別表		改良 DCT の順変換計算装置 <u>特</u>			須の工業所有権
	加茲		および逆変換計算装置     3       適応変換符号化方式および     特別	185214     フランス、オランタ*、カナタ*       手     許       日本、アメリカ、イキ*リス、	<u>ኑ°                                    </u>	に係わる確認書 及び1.5版改定部
		日本電気 (株)		プランス、オランタ*、イタリア、       255022       フランス、オランタ*、イタリア、       ン、カナタ*、オーストラリア、朝		分についての包
			変換符号化方法及び装置注1 紫	<u> </u>		括確認書が提出された。
		モトローラ (株)	ARIB STD-B32 1.5 版について包			C 4 07Co
		日本フィリップス (株)	ARIB STD-B32 1.5 版について包			
			1.0 版について有効(1.5 版改定の際 1.5 版の改定部分について有効	<u>祭受付分)</u>		
45	第2部	下線部分を追加、	""の部分を削除			SBR の追加に
	第1章	(3)ISO/IEC 13818-7	7 Information technology	Generic coding of m	noving	伴う、準拠文
			ssociated audio information: A	Advanced Audio Coding	(以下	書の追加
	1.3	<u>-「MPEG-2 AAC ;</u> (4) ISO/IEC 13818-	<del>現格」という。)</del> 7:2003/AMD 1 Information t	technology Generic c	oding	
	1.3.1		es and associated audio in			
			MENT 1: Embedding of bandy	width extension ((3),(4	<u>4)を合</u>	
	第2部	下線部分を追加	PEG-2 AAC 規格」という。)			#4 == #GDD# =
46	泉 2 部   第 1 章	「豚叩刀を迎加				略語"SBR"の
	1.4 1.4.1	SBR Spectral Ba	and Replication			追加
		下線部分を追加				
52	第2部 第5章	「稼部分を追加 (3) Raw Data Stream	n			SBR の追加に
	東 9 早 5.2.2 の(3)	項目	11	制約条件	1	伴う修正
	<b>3.2.2</b> ♥/( <b>3</b> )	1ADTS 内での符号	化モードおよび	5.2.3 章参照	1	
		raw_data_block O		0.200 1 9 7		
		Coupling Channel		使用を禁止。		
		<del>                                   </del>	ation Element (PCE) の扱い	5.2.3 章参照		
		Fill Element (FIL	<u>) の扱い</u>	5.2.3 章参照	]	
54	第2部	下線部分を追加				SBR の追加に
	第5章	(4) Fill Element	(FIL) の構成に関する詳細規定	<u> </u>		伴う追加規定
	$5.2.3 \mathcal{O}(4)$	ADTS Fixed Hea	der部の符号化パラメータ sam	pling frequency index	が 0x6	. –
			<u>k,16kHz)の場合、Fill Elemer</u> ' SBR DATA CRC('1110')を			
			<u>SBR_DATA_CRC(1110)</u> 域 CS デジタル放送においては			
		$0x6 \sim 0x8$	は使用しないため、EX	T_SBR_DATA ( '1101'	') や	
			DATA_CRC('1110')は付随さ			
			<u> 「は EXT_SBR_DATA('1101'</u> が付随される場合がある <u>。</u>	) C EAT_SBK_DATA	_UKU	
57	第2部 付属		""の部分を削除			SBR の追加に
	第1章	(1)ISO/IEC 13818-7	7 Information technology	Generic coding of m		伴う、準拠文
	1.3	(1)ISO/IEC 13818-7 Information technology Generic coding of moving pictures and associated audio information: Advanced Audio Coding (E) To			/ ss e	書の追加
	1.3.1	「MPEC-2 AAC 規格」という。) (2)ISO/IEC 13818-7:2003/AMD 1 Information technology Generic coding of				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			·2003/AMD 1 Information te and associated audio informat			
		AMENDMENT 1:	Embedding of bandwidth ext			
		以下「MPEG-2 AA	AC 規格」という。) -1:2000   ITU-T Rec. H.222	" Information task1	0.077	
			of moving pictures and ass			
			MPEG-2 Systems 規格」とい			

- 注1) 改版後のページ及び項目等を示す。
  - 2) "——" の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の第何行目かを示す。

## 1.4版改定履歷表

頁	番号	改定内容	改定理由
3	第1部 第1章 1.1	本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠する、放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という)、11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送(以下「BS デジタル放送」という)、ならびに 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送 <del>のうちデジタル放送</del> (以下「広帯域 CS デジタル放送」という)における映像信号と映像符号化方式を規定することを目的とする。	省令・告示改正 に伴う修正
3	第 1 部 第 1 章 1.2	本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号)に準拠する映像信号のうち PES パケットによるものについて適用する。また、本標準規格は、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送、及び広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。但し、特に断りが記されている場合はこの限りではない。また、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するデータ放送に関する映像信号と映像符号化方式については、本標準規格を適用しない。	
3	第 1 部 第 1 章 1.3	<ul> <li>(1) 平成 1115 年郵政総務省令第 10926 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の全部を改正する省令」(以下「省令」という)</li> <li>(2) 平成 12 年郵政省令第 46 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」(以下「省令」という。)</li> <li>(3) 平成 12 年郵政省令第 88 号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」(以下「省令」という。)</li> <li>(42) 平成 115 年郵政総務省告示第 10938 号「映像信号のうち PESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうち PESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める告 デ件」(以下「告示」という。)</li> <li>(53) ISO/IEC 13818・2:2000   ITU・T Rec. H.262: Information technology · Generic coding of moving pictures and associated audio information: Video (以下「MPEG・2 映像規格」という。)</li> </ul>	
27	第1部 付属 第1章 1.2	本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠する映像信号のうちPESパケットによるものについて適用する。また、本運用ガイドラインは、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送および広帯域 CS デジタル放送の全てに共通して適用する。但し、特に断りが記されている場合はこの限りではない。また、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するデタ放送に関する映像信号と映像符号化方式については、本運用ガイドラインを適用しない。	
43	第2部 目次	1.3.1 準拠文書 の下の行に以下を追加 1.3.2 関連文書	追加

- 注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。 2) "——"の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

頁	番号	改定内容	改定理由
45	第2部	本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号) に準拠する、放	省令·告示改正
	第1章	送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。)のうちデジタル放送(以	に伴う修正
	1.1	下「地上デジタル音声放送」という。)、 放送局の行う標準テレビジョ	
		ン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)、2.630MHz を超え 2.655MHz	
		以下の周波数の電波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放	
		送(以下「衛星デジタル音声放送」という。)、11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン放	
		送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデ	
		ジタル放送(以下「BS デジタル放送」という。) <u>並びに</u> 12.2GHz を	
		超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯 域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、	
		超短波放送及びデータ放送 <del>のうちデジタル放送</del> (以下「広帯域 CS デ	
		ジタル放送」という。) <del>ならびに放送鳥の行う超短波放送のうちデジタ 小放送(以下「地上デジタル音声放送」という。)</del> における音声信号と	
		音声符号化方式を規定することを目的とする。	
45	第2部	本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(平成 15 年総務省令第 26 号) に準拠する音声	
	第1章	9 3 25 信の保事力式」(平成 15 平総務省市第 20 号) に単拠 9 3 盲 戸 信号のうち PES パケットによるものについて適用する。また、本標準	
	1.2	規格は、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛	
		<u>星デジタル音声放送、BS</u> デジタル放送 <u>及び</u> <del>+</del> 広帯域 CS デジタル放送 <del>▼</del> <del>及び地上デジタル音声放送</del> の全てに共通して適用する。ただし、特に	
		断りが記されている場合はこの限りではない。 <del>また、「標準テレビジュ</del>	
		ン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠 するデータ放送に関する辛素信息と辛素な品化するについては、本標	
		準規格を適用しない。	
	tata - tim	(1) 平成 15 <del>11</del> 年総務 <del>郵政</del> 省令第 26 <del>102</del> 号「標準テレビジョン放送等	
45	第2部	のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の全部を改正する省	
	第1章	会」(以下「省令」という。) (9) 平成 19 年郵政省会第 46 号 [標準テレビジュン政学等のうちデジ	
	1.3	タル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」(以下	
	1.3.1	「省合」という。) (2) 平成 19 年郵政省合第 88 号 [標準テレビジュン故学等のうちデジ	
		(4) 平成 12 千野政告で第 88 号 1 標準プレビション放送等のララテン タル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」(以下	
		「省合」という。)	
		(24) 平成 1511-年 <u>総務郵</u> 安省告示第 38864号「映像 <u>信号</u> の <u>うち PES</u> パケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のう	
		ち PES パケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件	
		告示」(以下「告示」という。) (5)	
		(以下 「告示」という。) の一部を改正する省合」(以下 「告示」という。)	
		(6) 平成 12 年郵政省告示第 844 号 「平成 11 年郵政省告示第 864 号の	
		(37) ISO/IEC 13818-7 Information technology Generic coding of	
		moving pictures and associated audio information:	
4.0	笠 0 並	Advanced Audio Coding (以下「MPEG-2 AAC 規格」という。) 1.3.2 関連文書	関連文書の追
46	第2部	(1) 「デジタル放送用受信装置 標準規格(望ましい仕様)」ARIB	加
	第1章	STD-B21	
	1.3		
	1.3.2 第 2 部	(1.) ミッカフがウンがウンミッカフを粉む、半山中で相ム ファビザル	H ( ) 3 3
53	第 2 部 第 5 章	(b) <del>ミックスダウン</del> ダウンミックス係数を送出する場合、その伝送の ために PCE を <del>周期的に</del> 550ms 以下の周期で送出する。ただし	用語(ダウンミ
	5.2.3	channel_configuration=5 または 6 のときに限る。 <del>送出周期について</del>	ックス係数)を   統一
	(3) Ø (b)	<del>は規定しない。</del> この運用を行う場合、channel_configuration=5 また	祝一   PCE の送出周
		は6が連続するサービスの期間中、常時PCEを送出すること。	期を新しく規
			定

頁	番号	改定内容	改定理由
54	第2部 第5章 5.2.4 の(2)	(2) 5 チャンネルステレオ(3/2)および 5.1 チャンネルステレオ (3/2+LFE) サービス実施時は、AAC 規格に従い、PCE を用いてダウンミックス係数を送出することを可能とする。PCE の送出に関する 詳細規定は 5.2.3(3)項を参照のこと。	明確化
55	第2部 第5章 5.2.4 の(4)	(4) 上記(2)(3)項によらない場合の2チャンネルステレオ対応受信機の ダウンミックス動作については、ARIB STD-B21 6.2.1(7)項「マルチ チャンネルから2チャンネルステレオへのダウンミックス機能」を参 照のこと。	
57	第2部 付属 第1章 1.1	本運用ガイドラインは、 <u>地上デジタル音声放送、</u> 地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送 <u>及び</u> 広帯域 CS デジタル放送 <del>および地上デジタル音声放送</del> における音声信号と音声符号化方式に関し、実運用において推奨される技術的条件を示すことを目的とする。	省令・告示改正 に伴う修正
57	第 2 部 付属 第 1 章 1.2	本運用ガイドラインは、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠する音声信号のうち PES パケットによるものについて適用する。また、本運用ガイドラインは、地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び、広帯域 CS デジタル放送表で地上デジタル音声放送の全てに共通して適用する。ただし、特に断りが記されている場合はこの限りではない。また、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠するデータ放送に関する音声信号と音声符号化方式については、本運用ガイドラインを適用しない。	
65	第2部解説	<ul><li>(1)入力音声フォーマット 音声モードについては、CS デジタル放送 (注) に関する<u>総務省郵政省</u> 告示 (平成 <u>1511</u>年第 <u>38864</u>号) にその記述があるが、・・・・・</li></ul>	
65	第 2 部 解説	(注)「標準テレビジョン放送等のうち <u>デジタル</u> 放送に関する送信の標準方式」(省令)に準拠する、12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送 <del>のうちデジタル放送</del> をいう。	誤記訂正及び 省令改正に伴 う修正
75	第3部 1.1	1.1 目的 本標準規格は、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」( <u>平成 15 年総務</u> 省令 <u>第 26 号</u> )に準拠する、 <u>放</u> 送局の行う超短波放送(衛星補助放送を除く。)のうちデジタル放送(以下「地上デジタル音声放送」という。)、放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)、2.630MHz を超え 2.655MHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局及び放送局の行う超短波放送(以下「衛星デジタル音声放送」という。)、11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送(以下「BS デジタル放送」という。)並びに、12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送」という。)並びに放送点の行う広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送、「高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送、における伝送信号の多重化方式を規定することを目的とする。	省令改正に伴う修正
75	1.2	1.2 適用範囲 本標準規格は、 <u>地上デジタル音声放送、</u> 地上デジタルテレビジョン放送、衛星デジタル音声放送、BS デジタル放送及び、広帯域 CS デジタル放送、 及び地上デジタル音声放送の全てに共通して適用する。ただし、特に断りが記されている場合はこの限りではない。	省令改正に伴 う修正 誤記訂正

頁	番号	改定内容	改定理由
75	1.3.1	(1) 平成 1511年総務郵政省令第 26102号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 <del>の全部を改正する省令</del> 」 (2) 平成 1511年総務郵政省告示第 37865号「関連情報の構成及び送出手順、PES パケット等、セクション形式及び TS パケットの送出手順並びに、伝送制御信号及び識別子の構成等並びに緊急情報記述子の構成を定める件告子」(以下「告示」という。)	省令改正に伴 う修正 誤記訂正
		(3)~(7)を削除	
76	1.4.1	1.4.1 定義 CS デジタル放送:省令 第 4 章第 2 節に規定するデジタル放送 BS デジタル放送:省令 第 3 章に規定するデジタル放送 広帯域 CS デジタル放送:省令 第 4 章第 3 節に規定するデジタル放送 地上デジタルテレビジョン放送:省令 第 2 章に規定するデジタル放送 地上デジタル音声放送:省令 第 1 章の 2 に規定するデジタル放送 CS デジタル放送:省令第 6 章第 2 節で規定する 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星 局の行う狭帯域伝送方式による標準テレビジョン 放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及び	
		データ放送	
77	2.1	2.1 符号化信号 符号化された映像信号、音声信号、及びデータ入力信号及びメタデータ信号並びに有料放送を行う場合の 関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、またはその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)及び放送番組に関する権利を示す情報(以下「符号化信号」という。)は、次の各号により伝送するものとする。  1 符号化信号は、パケット(符号化信号の伝送のための符号系列及びその種別の識別のための符号系列の組をいう。以下同じ。)という。)は、次の各号により伝送するものとする。	
78	2.1	<ul> <li>別表第2号 TSパケットの構成         TS バケットの構成</li></ul>	編集上の修正

頁	番号	改定内容	改定理由		
78	2.2	<u>(1)</u> →伝送制御信号の構成→	編集上の修正		
		各符号化信号の伝送制御は、次の各号に定める伝送制			
		中略			
		2 放送番組を構成する各符号化信号・・・			
		・・・中略・・・			
		4 変調周波数 <del>など</del> その他伝送路の情報と・・・			
		···中略···			
		(省令)			
		(117)			
		   <u>(2)</u> (伝送制御信号の構成 <del>)-</del>			
		前項に規定する伝送制御信号 <u>の構成</u> は、セクション形式 <u>に</u> よるものと			
		する。			
		PES パケット、セクション形式及び TS パケットの送出手順並びに伝			
		送制御信号および <del>以下の</del> 別表第3号に示す各識別子の構成については、 総務大臣が別に告示するところ <del>(それぞれ、3.1 章、3.2 章、3.3 章、</del>			
		8.4章、3.5章、3.6章および3.7章参照)によるものとする。			
79	2.2	別表第3号 各識別子とその <u>機能</u> 構成			
		識別子機能			
		テーブル識別子 セクションの種類の識別			
		記述子タグ 記述子の種類の識別 ・・・中略・・・			
		(省令)			
		(PES パケット、セクション形式及び TS パケットの送出手順並びに 伝送制御信号および別表第3号に示す各識別子の構成については、第			
		3章参照)			
79	2.3	2.3 緊急警報信号			
		緊急警報信号を送る場合は、緊急情報記述子により伝送するものと			
		し、その構成に ついては、総務大臣が別に告示するところ <del>(3.5 章 別記第9参照)</del>			
		によるものとする。			
		(省令)			
		(緊急情報記述子の構成については、3.5 章 別記第 11 参照)			
82	3.3	別記第1 PIDの割当て	告示改正に伴		
		値説明	う修正		
		0x0000 PAT			
		0x0000			
		0x0002-0x000F 未定義			
		0x0010   NIT   0x0011-0x1FFE   PAT,CAT,NIT 及びヌルパケット以外に割り			
		OXOUIT-OXIFFE   PAT, CAT, NIT 及びメルハクット以外に割り   当てることができる領域			
		0x1FFF ヌルパケット			

#### ARIB STD-B32

頁	番号	改定内容	改定理由
83	3.3	3.3 の末尾に追加       別記第 1 における PID の運用基準は下表のとおりとする (ARIB STD-B10 に規定)。       規定の種類     値の範囲     備考	告示改正に伴 う修正 総務大臣指定
		総務省で規定       0x0000・0x0010,0x1FFF       告示に規定         標準化機関で規定       0x0011・0x002F       審議を経て使用         事業者で規定       上記と干渉しない範囲       登録・公開         事業者が運用       上記と干渉しない範囲       PMTによる間接指定	から標準化機関指定への変更
83	3.4	3.4 伝送制御信号の構成 (1) ←(PAT の構成 <del>)</del>	編集上の修正
84	3.4	・・・中略・・・     4 ネットワーク PID 又は PMT PID は、放送番組番号が'0'のとき NIT PID を示し、値は 0x0010 とする。放送番組番号が'0'以外のときは、PMT PID を示す。	
85	3.4	別記 ストリーム形式識別子  ・・・中略・・・  (告示)  (3) (告示)  ・・・中略・・・  (告示)	
86	3.4	(4) <b>-(NIT</b> の構成 <b>→</b> ・・・中略・・・ 注1 ヘッダ部及び CRC は、3.2 章に示す・・・ ・・・中略・・・ 3 ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するのに 使用する領域とし、その値は、BS デジタル放送、CS デジタル放送及び広帯域 CS デジタル放送を行う場合は、一○又は複数のトランスポートストリームの集合に対し、一○の 識別子を割り当てることとし、総務大臣が指定するものとする。	告示改正に伴 う修正 総務大臣指定 から標準化機 関指定への変 更

頁	番号		改定理由	
87	3.5	3.5 記述子の構成	告示改正に伴	
	3.3	記述子	構成	う修正
		限定受信方式記述子	****	71511
		限定再生方式記述子		限定再生方式
		部分受信記述子	別記第 <u>3</u> 9のとおり	記述子及びカ
		地上分配システム記述		ルーセル互換複
		衛星分配システム記述		合記述子の追加
		サービスリスト記述	子 別記第 <u>6</u> 5のとおり	合記処子の迫加
		システム管理記述子		w * 1. IT + 1. IT
		データ符号化方式記述		総務大臣指定
		カルーセル互換複合記述		から標準化機
		著作権記述子 緊急情報記述子	別記第 <u>10</u> 8のとおり 別記第 <u>11</u> 9のとおり	関指定への変
			更	
		· · · 中略 · · ·		
			は、限定受信方式の種類を識別するため - るし、総務大臣が指定するものとする。	
		•••中略•••		
		別記第 2 限定再生方式記	<u> </u>	
		・・・中略(上記「別記第修正する。)・・・	2」を追加のため、以下の別記の項番を	
89	3.5	別記第 54 衛星分配シスラ	テム記述子の構成	告示改正に伴 う修正
		· · · 中略 · · ·	り修正	
		7 変調は変調方式の	年日でいた。	
		'00001'は4相位	衛星デジタル	
			'01000' は BS デジタル放送及び広帯	音声放送の変
		域 CS デジタル放送	の変調万式を示す。	調方式の追加
		· · · 中略 · · ·		
		9 FEC は内符号の符号	引化率を識別するために使用する領域で、	
			率 1/2、'0010'は符号化率 2/3、'0011'	
			100'は符号化率 5/6、'0101'は符号化	
			新星デジタル音声放送の場合、'1000' は 及び広帯域 CS デジタル放送の場合、	
		BS ケンタル放送が '1111' は内符号な		
		10 本記述子は、衛星デ		
		広帯域 CS デジタル		
		NIT の記述子 2 の領	頁域で伝送するものとする。	
90	3.5	4 サービス形式識別子	·は、 <u>放送<del>サービス</del></u> の種別を識別するのに	記載位置訂正
		使用する領域とし、	次表に示すものとする。	
		· · · 中略 · · ·		
		5 本記述子は、NITの記		
		値	割当て	
		0x00	未定義	
		0x01	デジタルテレビジョンサービス	
		0x02	超短波放送	
		0x03-0x7F 0xC0	未定義 データサービス	
		0xC1-0xFF	 未定義	
		5 本記述子は、NITの記述	述子2領域で伝送されるものとする。	
		1'		ľ

頁	番号	改定内容	改定理由
91	3.5	放送の標準方式の種別	告示改正に伴
			当てう修正
		'000000' 未	定義
		'000001' CS デジ	ジタル放送 佐日 デジタス
			衛星デジタル ジタル放送
			テレビジョン放 音声放送の追
			<u>送</u> 加 デジタル放送
			力,立士壮兴
			マルき 声放送   総務人足相足
			定義 から標準化機
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	関指定への変
		・・・中略・・・	更
		5 地上デジタル音声放送、地上デジタルテレビ、ジタル音声放送、BS デジタル放送及び広帯がにおいて本記述子を伝送する場合は、PMT の たは、NIT の記述子 1 もしくはの領域又は N 域とし、複数の領域で伝送されている場合の 記述子 1、NIT の記述子 2、NIT の記述子 1・・・中略・・・	或 CS デジタル放送 D記述子 1 の領域 <u>ま</u> IIT の記述子 2 の領 有効性は、PMT の
		別記第 <u>8</u> 年 データ符号化方式記述子の構成	
		・・・中略・・・	
		3 データ符号化方式識別子は、データ符号化力 使用する領域とし、総務大臣がこれを指定	
92	3.5	別記第9 カルーセル互換複合記述子のデータを新規追加	構造 告示改正に伴 う修正 カルーセル互換 複合記述子の追加
93	3.5	別記第 <u>11</u> 9 緊急情報記述子の構成 ・・・中略・・・	告示改正に伴 う修正
		8 本記述子は、地上デジタル音声放送、地上ラン放送、 <u>衛星デジタル音声放送、</u> BS デジタ CS デジタル放送を行う場合にのみ使用す の記述子 1 の領域 <u>または</u> NIT の記述子 1 はNIT の記述子 2 の領域で伝送されるもの	マル放送及び広帯域 るものとし、PMT L の領域 <u>もしくは<del>又</del></u> 加
94	3.6	3.6 識別子の構成	編集上の修正
		記述子     構成       テーブル識別子     3.4 章並びに 3.7 章に示す       記述子タグ     3.5 章及び ITU-T 勧告 H       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ナとおり。

頁	番号	改定内容	改定理由
貝 95 ~ 96	番号 3.7	3.7 関連情報の構成及び並びに ECM および EMM の構成と送出手順  1. 共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(以下「標準方式」という。)の中でスクランブルの範囲を TS パケットのペイロード部とするもの(以下「ECM」 E CM という。)は、・・。  2. 共通情報のうち、標準方式の中でスクランブルの対象をセクション形式の信号に限るもの(以下「ACI」という。)は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切り替えを指令する制御情報とし、ACI 構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を強別する事業体識別及び ACI に含む情報を暗号化するのに用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、モジュールとして伝送するものとする。  3. 全 個別情報(以下「EMM」 E MM という。)は、国内受信者の個別の契約情報及び・・  4. 衛星デジタル音声放送に関する情報及びスクランブルを解くための鍵情報または国内受信者の個別の契約情報を含む ECM (以下「ECM-S」という。)並びに ECM-S の暗号を解くための鍵情報または国内受信者の個別の契約情報を含む ECM (以下「ECM-S」という。)並びに ECM-S の暗号を解くための鍵情報を含む EMM (以下「EMM-S」という。)とし、その構成及び送出手順は別表第 3 号及び別表第 4 号に示すとおりとする。  別表第 1 号 ECM の構成及び送出手順  ・・中略・・  5 ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は、ECM を示す 0x82 又は 0x83 とし、「テーブル識別子拡張」は ECM に含まれる情報の種別を識別するのに使用する領域未使用とする。  (1) ECM は、地上デジタル音声放送、地上デジタルを対しまなどのよるものとする。ただし、CS デジタル放送の場合は、事業体識別及び暗号鍵識別以外の情報は、暗号鍵識別により識別される暗号鍵を用いて暗号化することができる。	世田 告う 管 全 で で で で で で を で が を で の で を で で が に の も の も の も の も の も の も の も の も の も の の も の も の の も る ら る る る る る る る る る る る る る

頁	番号	改定内容	改定理由
96	3.7	※前ページから続く※	告示改正に伴う修正
97	3.7	別表第3号 ECM·S の構成及び送出手順         別表第4号 EMM·S の構成及び送出手順         を新規追加         (2) EMMは、CS デジタル放送を行う場合は、EMMメッセージ 又はデコーダ識別番号、プロトコル番号及び改ざん検出を含む情報 により構成されるものとする。	

## 1.3版改定履歷表

(傍線は改定部分を示す。)

		***************************************	
頁	番号	改定内容	改定理由
まえがき の 2 ペー ジ目	別表内のソ ニー (株) の項	工業所有権 10 件を記載	包括確認書提出 後、基本指針に定 める必須の工業所 有権に係わる確認 書が提出された。
まえがき の 2 ペー ジ目	別表内の三 菱電機 (株) *1 の項	全て削除	包括確認書提出 後、基本指針に定 める必須の工業所 有権を有していな
まえがき の 2 ペー ジ目	別表の下	削除 * <del>1:ARIB STD-B32 1.1 版の改定部分に対して(平成 18 年 7 月 18</del> <del>日提出)</del>	いことが判明した。
3	第1部 第1章	下線部分を追加  1.4 用語 1.4.1 略語 DCT Discrete Cosine Transform DTS Decoding Time-Stamp GOP Group of Pictures HL High Level H14L High-1440 Level ML Main Level MP Main Profile MPEG Moving Picture Experts Group PES Packetized Elementary Stream PTS Presentation Time-Stamp	略語の明確化
27	第1部 付属 第1章	T・線部分を追加  1.4 用語 1.4.1 略語 CA Conditional Access CAT Conditional Access Table DTS Decoding Time Stamp ECM Entitlement Control Message EMM Entitlement Management Message ES Elementary Stream GOP Group of Pictures HDTV High Definition Television (注1) NIT Network Information Table PAT Program Association Table PES Packetized Elementary Stream PID Packet Identifier PMT Program Map Table PSI Program Specific Information PTS Presentation Time Stamp SDTV Standard Definition Television (注2) TMCC Transmission & Multiplexing Configuration Control TS Transport Stream  (注1) 本規格では、省令で規定する高精細度テレビジョン放送をいう。 (注2) 本規格では、省令で規定する標準テレビジョン放送をいう。	略語の明確化
73	第3部 第2章 2.1	セクション形式 (1)通常形式 ヘッダ部 <del>ヘッダ拡張部</del> データ部 24 ビット 8×N ビット	誤記訂正

- 注1) 改版後のページ及び項目等を示す。
  - 2) "——"の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

## 1.2版改定履歷表

(傍線は改定部分を示す。)

頁	番号	改定内容	改定理由
29	第1部 付属 第3章	BS デジタル放送を例に、チャンネル切替時間に関係する各段階をフローチャートにまとめた図 1-2「BS デジタル放送でのチャンネル切替時間」を参照のこと。  BS デジタル放送でのチャンネル切替時間に関係する各段階をフローチャートにまとめたものを図 1-2(a)に示す。地上デジタル放送の場合を図 1-2(b)に示す。地上デジタル放送でのチャンネル切替時間は、フロントエンド部以外は BS デジタル放送の場合と同様であり、図 1-2(b)にはフロントエンド部のみを示す。	地タビ放ャ切を追デテョのネ時属にがレンチル間に
30	図 1-2	図の追加と図版の修正	

- 注 1) 改版後のページ及び項目等を示す。
- (2) "——"の部分は削除した部分を示す。
   3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。

   4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の

   第何行目かを示す。

## 1.1版改定履歷表

頁	番号	改定内容			
	まえがき	別表 1.1 版改定に伴う包括確認書の提出追加(三菱電機)			
	第3部				
71	1.3.1	(7) 平成 13 年総務省告示第 380 号「平成 11 年郵政省告示第 865 号の一部を改正する告示」(以下「告示」という。) (7)(8) ISO/IEC 13818-1:2000   ITU-T Rec. H.222: Information technology - Generic coding of moving pictures and associated audio information: Systems (以下「MPEG-2 システム規格」という。)			
76	3.1	ストリーム識別子			
	別記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		<u>値</u> 割当て			
		'110xxxxx' ISO/IEC13818-3、ISO/IEC11172-3、ISO/IEC13818-7 又はISO/IEC14496-3 の音声ストリーム番号'xxxxx'			
		'1110xxxx' ITU-T 勧告 H.262、ISO/IEC11172-2 又は ISO/IEC14496 -2 の映像ストリーム番号'xxxx'			
		OxF9 補助ストリーム			
		<u>0xFA</u> ISO/IEC14496-1 SL パケット化ストリーム			
		<u>OxFB</u> ISO/IEC14496-1 フレックスマックストリーム			
		<del>OxFA</del> <u>OxFC</u> 未定義 -OxFE			
80	3.4 別記	Toke   Toke			

- 注1) 改版後のページ及び項目等を示す。
  - 2) "\_\_\_\_" の部分は削除した部分を示す。
- 3) アンダーラインの個所は追加した部分を示す。
- 4) 行数は特に断り書きのない限り、項目等の中の 第何行目かを示す。

#### デジタル放送における 映像符号化、音声符号化及び多重化方式 標 準 規 格

ARIB STD-B32 2.2版

平成13年 5月 1.0版第 1 刷発行 平成13年 7月 1.1版第 1 刷発行 平成14年 1月 1.2版第 1 刷発行 平成14年 3月 1.3版第 1 刷発行 平成15年 6月 1.4版第 1 刷発行 平成16年 2月 1.5版第 1 刷発行 平成16年 5月 1.6版第 1 刷発行 平成16年12月 1.8版第 1 刷発行 平成16年12月 1.8版第 1 刷発行 平成18年 3月 1.9版第 1 刷発行 平成18年 9月 2.0版第 1 刷発行 平成19年 3月 2.1版第 1 刷発行 平成21年 7月 2.2版第 1 刷発行

#### 発 行 所

社団法人 電 波 産 業 会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11階

> 電 話 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103